Deloitte.



インド進出・投資の実務ガイド

2026

～現場で活きる最新動向

2026. 06

目次

各項目には本文該当頁へのリンクが付与されています。必要に応じてご利用ください

	序文	04
(A)	**インドの成長ストーリー**	07
A.1.	強固な経済指標	08
A.2.	ビジネスに適した環境整備	11
(B)	**インドでの事業設立**	16
B.1.	事業形態	17
B.2.	インドでの事業拠点の選択	21
(C)	**インドでビジネスを行う際の重要な洞察**	22
C.1.	税制	23
	C.1.1. 所得税	23
	C.1.2. 移転価格	31
	C.1.3. 従業員課税	37
	C.1.4. 事業再編	44
	C.1.5. 所得税コンプライアンスと紛争解決	49
	C.1.6. 間接税	51
	C.1.7. インセンティブ	56
C.2.	規制の状況	59
C.3.	投資利益率/資金還流	62
(D)	**業界の概要**	65
D.1.	金融サービス業	66
	D.1.1. 金融サービス（FS）業界の主要セグメント	66
	D.1.2. 金融サービス（FS）業界のその他のセグメント	73
D.2.	テクノロジー、メディア、通信	75
	D.2.1. 新たなビジネストレンド	75
	D.2.2. インドにおける税制の展望 (インセンティブとトレンド)	76
	D.2.3. 今後の見通し	81
D.3.	消費者産業	82

D.3.1. 自動車分野 82
D.3.2. 観光・ホスピタリティ分野 84
D.3.3. 消費財・小売分野 86
D.3.4. 新たなビジネス・トレンド 87
D.4. エネルギー、資源、工業 90
D.4.1. 再生可能エネルギー 90
D.4.2. インドにおけるグリーン水素 96
D.4.3. 石油・ガスセクター 99
D.4.4. エンジニアリング、調達、建設（EPC）セクター 103
D.4.5. 金属と鉱業 104
D.5. ライフサイエンスおよびヘルスケア（LSHC） 106

(E) インドで見られる未来のトレンド 112
E.1. 環境・社会・ガバナンス 113
E.2. 税務申告と管理におけるテクノロジーの広範な利用 115
E.3. デロイトによる技術調査の結果 117
E.4. 2023年デジタル個人情報保護法 120
E.5. スタートアップ 122
E.6. グローバル・ケイパビリティ・センター 123
E.7. 人工知能 124
E.8. 自動化 125

(F) インドの好機を掴む 126

(G) インドにおける人的資本戦略 128
G.1. 若年人口の厚みがもたらすインドのポテンシャル 129
G.2. 労働力参加率の動向、ジェンダー格差及び産業別構成 131
G.3. 新労働法：「新しいインド」に向けた将来対応型の労働力の構築 134
G.4. インドにおける労働組合トレンド 140
G.5. キャンパス人材パイプラインとスキルの展望 142
G.6. 教育・スキル育成エコシステムはいかにして人材の確保を促進しているのか 146
G.7. インドにおける報酬、昇進、および労働力経済 149
G.8. 賃金上昇のパラドックス 150
G.9. インドにおける従業員の離職率と自然減の傾向 152
G.10. リーダーシップ開発と後継者準備 153
G.11. インドにおける人工知能と人的資本の変革 156
G.12. 人的リソースにおける世代間変化：Z世代とミレニアル世代の働き方の嗜好の進化 159

略語 164

参考 178

問い合わせ先 180



ロマール・シェッティ
デロイト・南アジア
CEO



ゴクル・チャウドリー
デロイト・南アジア
税務部門プレジデント

「変革の舞台」インドと共に築く未来

インドへの投資を検討する際、もはや問うべきは、「なぜインドなのか」ではなく「インドのどこに、いくら投資するか」です。世界第4位の経済大国となったインドは、今後2年間でGDPに1.1兆ドルを積み増し、5兆ドル規模の経済を目指すという野心的な成長軌道を描いています。その高い成長思考と経済の強靭性は、インドを単なる事業展開先ではなく、イノベーションを創出し、持続的な成長を実現するための拠点へと変貌を遂げいます。

2026年度の国家予算案は、こうしたインドの投資先としての魅力を更に加速させる内容になっています。戦略産業における製造業振興、インフラ開発の加速、規制改革による事業環境の改善、外国投資の促進、そしてイノベーションの推進など、大胆な施策が打ち出されました。これらの施策は、中長期的な経済の安定性を確保すると共に、世界中から資本を呼び込み、さらなる成長を支えることを目的としています。

本予算では、政府による積極的な公共投資路線が維持され、資本的支出は1,335億ドル規模へと拡大されています。また民間投資を促進するためのインフラリスク保証基金（Infrastructure Risk Guarantee Fund）の創設に加え、専用貨物回路（Directed Freight Corridor）の拡充、20の国家水路の本格運用、沿岸・内陸物流の強化など、物流インフラの高度化も進められています。更に都市経済圏（CERs：City Economic Regions）の創設を通じて、地域一体型の成長基盤を強化しています。

加えて、税制及び規制体系の包括的な見直しにより、外国企業にとっての投資先としての魅力が一段と高まっています。2026年4月施行の新所得税法の導入、コンプライアンス手続きの合理化、外国為替管理法（FEMA）の見直しなどを通じて、投資予測性の向上が図られています。また、インド国内のデーアセンターを通じてグローバルなクラウドサービスを提供する外国企業に対する2047年までの税制優遇措置は、インドのデジタルインフラ拠点としての競争力を更に高める施策として位置づけられています。

資本市場の深化も重要な政策テーマの1つです。地方債市場や社債市場の発展、非銀行金融会社（NBFC：Non-Banking Financial Company）の制度強化に加え、外国ポートフォリオ投資家（FPI）の参入円滑化が進められています。具体的には、セーフハーバールールの整備、ポートフォリオ投資制度上の投資上限拡大、IT/ITES企業向けの事前確認制度（APA：Advance Pricing Agreement）の迅速化などが盛り込まれています。

背製造業振興については、政府が重点産業として位置づける7つの戦略分野・先端分野に対する支援が強化されています。対象には、バイオ医薬品、半導体、電子部品、レアアース、化学品、資本財、繊維産業などが含まれます。資金支援に加えて、産業主導の研究開発、人材育成、クラスター型の即時利用可能な（プラグアンドプレイ）インフラ整備、規制能力強化を組み合わえることで、国内産業基盤の高度化と高付加価値グローバルサプライチェーンへの統合を促進する狙いがあります。これらの施策は、雇用創出、技術革新、国際競争力向上に寄与することが期待されています。

こうした製造業支援に加え、サービス産業も成長の中核として位置づけされています。教育から雇用への接続を担う常設委員会（Education-to-Employment Standing Committee）の設置、産業別スキル開発ミッションの推進、医療・介護分野の人材育成、観光・ホスピタリティインフラの整備、アニメーション・VFX・ゲーム・コミック産業（AVGC：Animation, Visual Effects, Gaming and Comics）クリエイター向けラボの設立、デザイン教育の拡充、スポーツエコシステムの強化などを通じて、人材供給力とサービス産業の国際競争力強化が図られています。

また、インドをグローバルな製造・輸出拠点として位置づけるための施策も強化されています。複数製品に対する免税輸入制度の延長、電子商取引輸出に関する規制緩和、貿易円滑化施策の拡充に加え、リスクベースかつデジタル技術を活用した税関手続きの高度化や非侵襲型スキャン技術の導入など、貿易環境の改善が進められています。

これら一連の改革は、企業及び投資家にとって魅力的な事業環境を形成しています。透明性の高い規制環境、堅固なマクロ経済基盤、イノベーション主導の成長モデル、そして世界最大級の成長市場―インドはグローバル企業にとって単なる振興市場ではなく、将来の成長、サプライチェーン戦略、技術革新を支える長期的な戦略拠点としての存在感を高めています。

序文

逆境に強く、成長を続けるたくましきインド

世界の貿易情勢は、大きな転換期を迎えており、保護主義的な政策の台頭が顕著になっています。相互関税を巡る不確実性や変化する貿易ダイナミクスの中で、今後どのように状況が安定していくのかは依然として見通せません。そうした逆風にもかかわらず、インドはなおも揺るがぬ強さを持ち続けるでしょう。

世界で最も成長が速い主要経済国であるインドは、国内需要がGDPの約80%を占めており、その主な構成要素は消費と投資です。同国は急速に拡大する消費者層を原動力に、2030年までに世界第3位の経済大国になると予測されています。2030年までに、推定1億4,000万世帯が中間層に加わり、さらに2,000万世帯が高所得層に入ると予測されています。この変化により、必需品への支出は2～2.5倍、サービスへの支出は3～4倍に増加し、消費者全体の支出額は現在の1.9兆米ドルから5.2兆米ドルに拡大する見込みです。[1]

同時に、インドは過去10年間にわたりインフラへの大規模な投資を行い、物的資産の拡大と近代化に注力してきました。現在、インドのインフラはGDP比で見ると中国と同等の水準に達しています[2]。

堅調な国内経済を背景に、インドは外的な貿易の混乱にも十分に耐えられる体制を整えています。変動が激しい環境下にあっても、同国は着実に強固な成長基盤を築き上げており、今後も持続的な成長が見込まれます。

なお、当書籍は、一部の例外を除き、2026年3月末時点の情報に基づいて執筆しています。

[1] https://www.weforum.org/stories/2019/01/10-mega-trends-for-india-in-2030-the-future-of-consumption-in-one-of-the-fastest-growing-consumer-markets/; Rediffusion Red Lab 'Rising to a Billion' report. https://www.ndtv.com/india-news/india-set-to-become-worlds-consumption-capital-7975228

[2] https://www.ndtv.com/india-news/what-morgan-stanley-said-comparing-india-vs-china-over-infrastructure-5951753

(A)インドの成長ストーリー

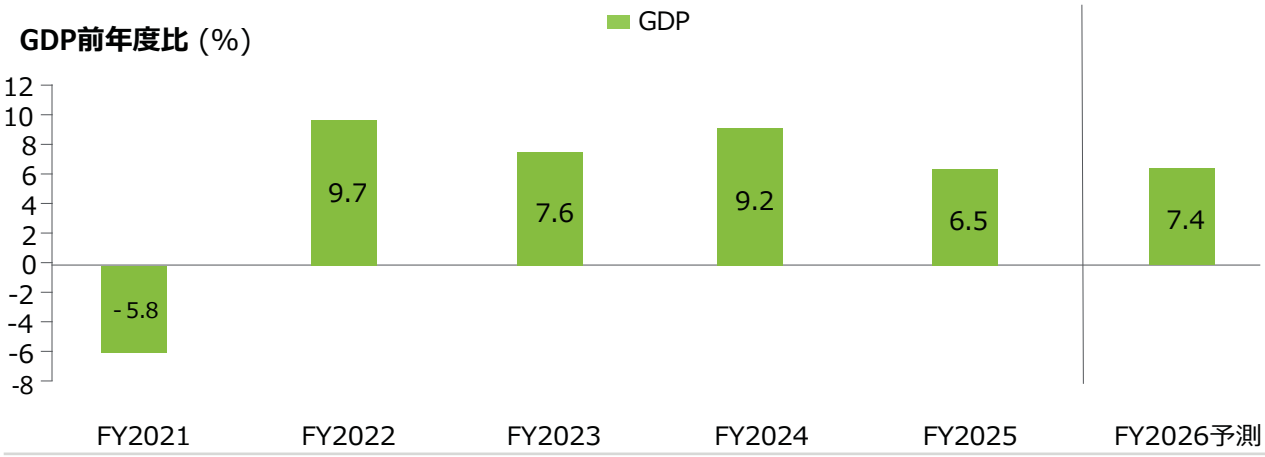


インドの堅調な経済成長は、2026年度までに最も成長する国としての地位を確立しています。強固な国内需要、持ち直しつつある投資と拡大するデジタル経済は、インドを世界的な経済リスクから守る役割を果たしています。機会と課題の両方をもたらすテクノロジーは、成長を維持し、潜在的な混乱を効果的に緩和するため、その急速な進化を適切に管理するのに必要不可欠なものとなります。

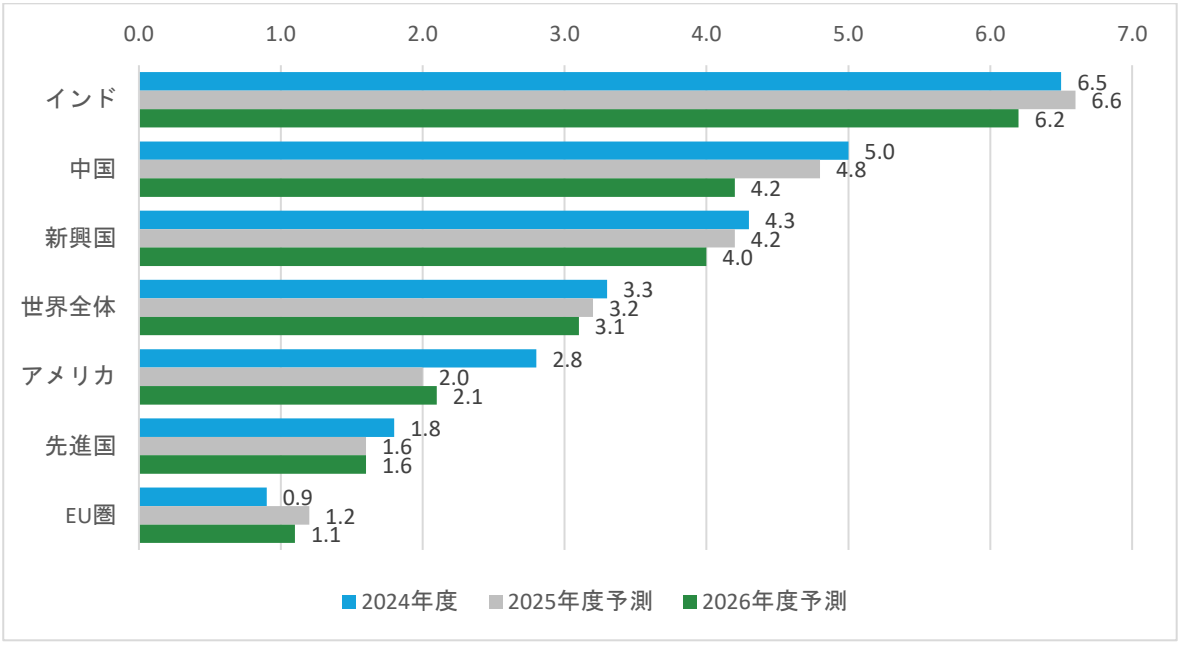
A.1.　強固な経済指標

安定したGDP成長率: 今後2年間の実質GDP成長率は6.8%から7.4%の間になると予想されています。この安定したGDP成長は、インド経済のレジリエンスと経済的潜在力を裏付けており、インドが今後も世界的に重要な投資先であり続ける要因となるでしょう。

消費の拡大と投資の持ち直しを背景に、成長率は7.4%程度まで達する可能性があります。



GDP成長率(%)



出典: CMIE (Centre for Monitoring Indian Economy); IMF WEO (World Economic Outlook), Jan 2026

経済を支える要因

- 巨大な消費者基盤
- 複数の対外貿易協定
- 世界最大のミレニアル世代とX世代の人口
- デジタル主導型経済（デジタル経済の水準が1%上昇するとGDPが0.79%増加[1]）
- インフラ投資の増加と物流改善
- サービス業のGDPおよび輸出への急速貢献拡大

経済におけるリスク要因

- 世界経済の減速
- 地域紛争および地政学的リスク
- 貿易の停滞と規制強化
- 気候変動の経済への影響
- 技術の急速な進歩による雇用・スキルへの影響
- 原油価格の変動（原油価格が1%上昇すると、成長率は0.26%程度 減少[2]）
- 気候変動による経済損失（2070年までに35兆米ドルの損失が見込まれる[3]）

[1] https://www.frontiersin.org/journals/public-health/articles/10.3389/fpubh.2022.856142/full;

[2] https://www.ipsacademy.org/unnayan/13.pdf 3

[3] India’s turning point, Deloitte

成長の4つの強力な柱：インドの競争力・回復力の強化に貢献していると思われる要素として、健全な人口動態、物流の改善、急速な技術革新、新興産業の台頭が挙げられます。若く活気のある労働力が生産性を向上させる一方、インフラとテクノロジーの進歩が効率性の向上とグローバル経済との融合・統合を可能にしています。新興産業と次世代産業の成長が、インドの長期的な成長の持続性と競争力の強化に繋がると考えられます。

インドの競争優位性ー人口動態、物流、テクノロジー、そして新興セクターが成長と回復力を促進

テクノロジー

2030年までに**1兆米**ドル のデジタル経済達成予定

87% の世界最高水準のフィンテック導入率

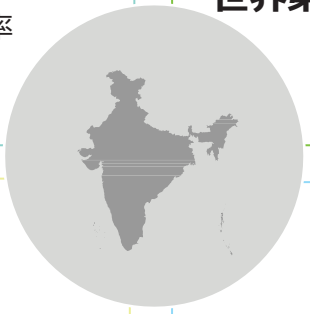
IT・BPM分野の調達世界シェア**57%**

インフラ

世界第2位の道路網

世界第4位の鉄道網

世界第3位の航空市場(国内)



新興産業

世界第2位の携帯電話製造国

スタートアップエコシステムで**世界第3位**

世界第３位の太陽光発電量

経済・人口動態

世界の若者人口の**1/5**を占める

購買力平価 (PPP) で**世界第3位**

世界のAI人材の**16%**を占める

出典: IBEF, Akashvani, Invest India, Economic Survey, DEA

継続的な改革と支援策: 2016年以来、インドは経済基盤を強化するために、改革を実施してきました。破産倒産法では財務問題の解決策の枠組みを強化し、GST（Goods and Services Tax：物品サービス税）では従来複雑であった間接税の体系を簡素化しました。再資本化後の銀行のバランスシートの強化は、信用供給を促進し、PLI（Production Linked Incentive）制度は製造業を後押ししています。国家インフラ計画（NIP）、国家物流政策（NLP）、国家インフラ開発計画（PM Gati Shakti） などの取り組みにより、世界水準のインフラ整備と物流効率の向上が進められています。

A.2.　ビジネスに適した環境整備

インドは、ビジネスに適した環境を整備する上で不可欠な主要分野において、着実に改善を実行してきました。

中央政府と州政府の連携した取り組みにより、投資環境は強化されてきており、持続的な資本形成のための強固な基盤が築かれています。以下の図は、外国直接投資（FDI）促進のための取り組み内容です。

世界水準のインフラ整備に向けた取り組みにより、インド全土で物流が大幅に改善されました。これらの進展は、供給制約の緩和、生産コストの削減、効率の向上に寄与しています。物流の高度化は需要の拡大をさらに促進し、経済成長を後押しするとともに、インド国内外における競争力をさらに強化しています。

年度	**政府の主要なイニシアティブと投資**
2016年8月	破産倒産法 • 2025年度第一四半期の不良債権回収率を15%から32.1%に引き上げ
2017年7月	GST • GSTは、国および州のレベルで25以上の間接税を置き換え • コンプライアンスを簡素化し、税の連鎖を減らし、あらゆるセクターでの事業上の透明性を促進
2019年8月	国家インフラパイプライン（NIP） • NIPには、現在9,666を超えるプロジェクトと計画があり、37のサブセクターを網羅（2024年4月12日時点）。実施中のプロジェクトの総額は108兆インドルピーにのぼる
2020年4月	公的セクター銀行（PSB）の資本再編と統合 • 政府は10の国営銀行を４つの大手銀行に統合したことで、PSBの数は12に減少 • 2020年4月までに、10行のPSBが4行の大銀行と合併され、合計12行のPSBとなった（以前は27行）
2020年11月	製造業のための生産連動型インセンティブスキーム(PLI) • 2024年5月までに、1.3兆インドルピー（全体の3兆インドルピーのうち43%）の投資コミットメントを取得済
2021年8月	国家収益化パイプライン • 2022～25年度の間に最大700億米ドルの収益化の可能性 • 2023-24年度までに3.85兆インドルピー相当の資産を収益化する計画
2021年10月	PMガティ・シャクティ国家マスタープラン（PMGS-NMP） • 総合的なインフラを構築するための1.2兆米ドルの計画 • 2024年3月現在PMGS-NMPポータルには、43の省庁が参加. • 総事業費は13.3兆インドルピーの149件のプロジェクトが評価
2022年9月	国家物流政策（NLP） • 2030年までに物流コストをGDP比の13～14%から8%に削減することを目標 • 26州がロジスティック政策を通知 • 614社以上の業界関係者が統合物流デジタルプラットフォームであるULIP（Unified Logistics Interface Platform）に登録している

2024年6月	工業団地（インダストリアルパーク） • 100都市における、投資可能な「プラグ・アンド・プレイ」型工業団地 • 国家産業回廊開発プログラムのもとで整備される12の工業団地
2025年2月	投資の多様化 • 国家地理空間ミッション：基盤となる地理空間インフラを整備するための取り組み • 官民連携（PPP）方式で実施可能な3年間のインフラプロジェクト計画 • 州政府向けの資本支出支援として、50年間無利子の融資1.5兆インドルピーを提案 インフラと製造業への追加インセンティブ • 2021年12月に開始された半導体ミッションの投資額は1.5兆インドルピーに上昇 • デジタル個人情報保護法（DPDP）の規定は2025年11月に通知されている • 政府主導のIT人材の再スキルおよびスキル向上を目的とした10の新興技術（人口知能（AI）を含む）に対応する「FutureSkills PRIME ポータル」には、190万人以上の候補者が登録PRIME ポータル」には、190万人以上の候補者が登録 • 労働法を4つの労働法典に統合・簡素化 • 10の先端分野におけるIT人材のスキル高度化の推進
2026年2月	• 3つの化学品の産業集積（Chemical Parks）、大規模な繊維の産業集積（Mega Textile Parks）を整備 • 7つの戦略的・先端分野（バイオ医薬、半導体、電子部品、レアアース、資本財、化学、繊維）における製造能力の拡大 • 新たな専用貨物鉄道（Dedicated Freight Corridor）および今後5年間で20の国有水路を整備 • 内陸船舶の修理エコシステムの構築 • 内陸水運および沿岸輸送のシェア拡大を目的とした沿岸貨物促進スキームの導入 • 水上機（Seaplane）製造インセンティブおよびVGF（Viability Gap Funding）スキームの導入によるラストマイルおよび遠隔地の接続性向上 • 成長促進のための7つの高速鉄道の整備 • Tier-II／III都市および宗教都市におけるインフラ開発の推進 • 大都市における100億ルピー超の地方債発行に対し10億ルピーのインセンティブを付与、小規模都市にはAMRUT連動の支援を継続

出典: NIP – Report of the task force, DEA, GoI,SBI report, News articles, PIB

これらの革新的な政策により、インドは成長とイノベーションのダイナミックな拠点としての地位を確立しています。一方で、持続的な成長を実現するには、インフラの整備、規制の透明性向上、政府の一貫した政策実施といった課題にも対応が必要です。この成長を持続させる鍵は、これらの課題を克服することにあります。インドの見通しは依然として明るく、豊富なビジネスチャンスが広がっていますが、これらの潜在力を最大限に引き出すには、引き続き課題への取り組みが求められます。

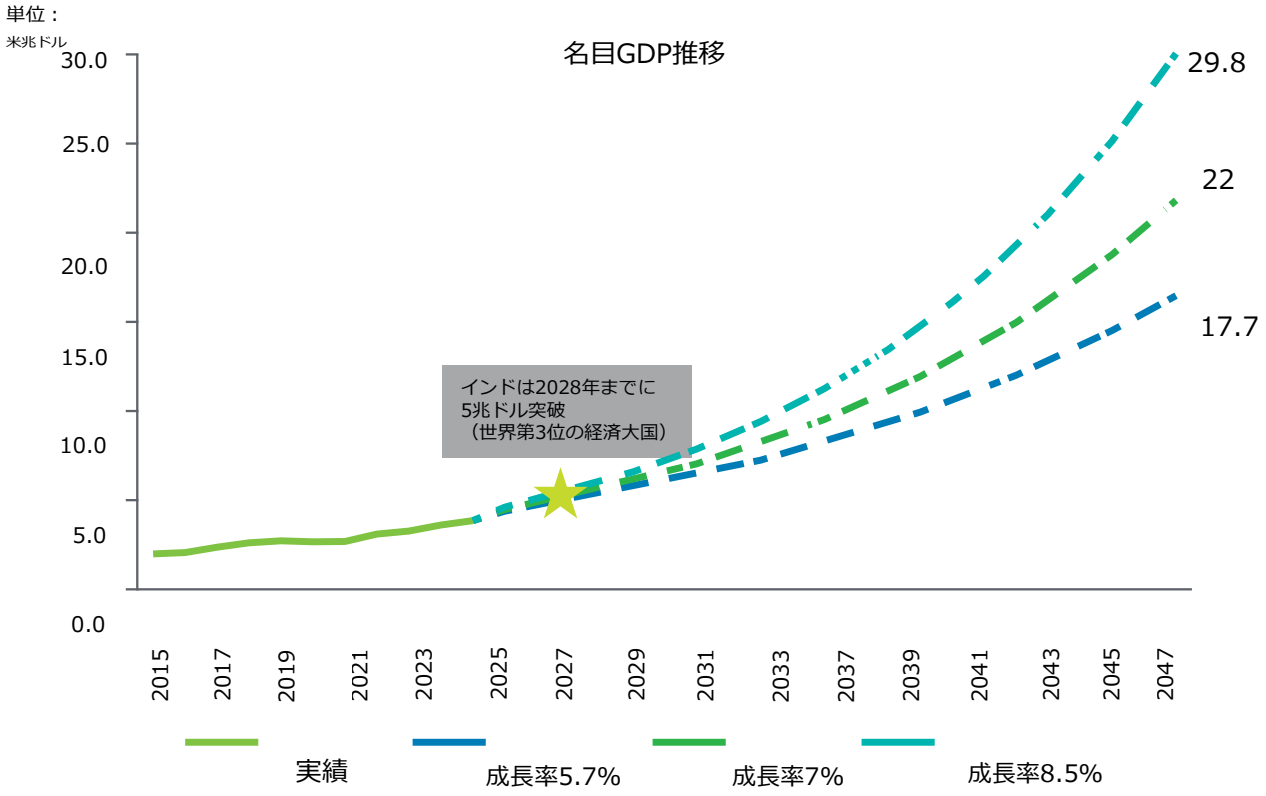
インドのビジネス環境



ビジネス環境	物理インフラ	金融	研究開発	競争	透明性
国家単一窓口システムは、ワンストップショップのデジタルプラットフォームを介し、698の中央政府の許認可と7,435の州政府の許認可へのアクセスを提供	2026年度国家予算では、12.2兆ルピー(GDPの4.4%)と引き続き設備投資主導の成長戦略が推進されている。また、民間投資の呼び込みを目的としたインフラ・リスク保証基金が導入されている	2026年度国家予算では、中小零細企業（MSMEs）向けにSME Growth Fund(1,000億ルピー)を創設し、資金流動性と成長支援を強化している。また、CGTMSEによる信用支援を通じてTReDSの機能強化が図られている	インドは研究開発・イノベーション(RDI)スキーム(1兆ルピー)を通じて、イノベーション分野への資金供給の拡大を進めている。	2023年の独占禁止(改正) 法やPLIスキームのようにターゲットを絞った生産連動型インセンティブの継続的な活用により、競争が機能する市場環境の整備と、国際競争力の高いインドの製造基盤の強化が進められている	電子行政サービスの着実な拡大とシステムに基づくコンプライアンス手続の導入により、対面での手続に伴う摩擦が軽減されるとともに、国民および納税者とのやり取りのトレーサビリティが向上している
税制	**デジタルインフラ**	**熟練労働者**	**知的財産**	**国際貿易**	**司法改革**
2026年度国家予算では、直接税のコンプライアンス簡素化が継続されており、電子証明書や電子申告などのシステムベースの手続を通じて手続負担の軽減が図られるとともに、納税者の予見可能性の向上が進められている	インドのデジタル公共インフラ(インディア・スタック）の強化に加え、2026年度国家予算ではインド国内のデータセンターを活用する外国事業者向けの税制優遇措置(最長2047年)により、大規模なデジタル投資の誘致が図られている	2026年インド技能報告書によると、就業可能性（雇用され得る人材の割合）は約56.35%とされており、産業界の参画とあわせて、スキル人材供給の規模の大きさを裏付けている	知的財産に関する手続は、知的財産当局のデジタル化・近代化の進展により、処理の迅速化と利便性の向上が進んでいる	2026年度国家予算では、デジタル化、統合処理を通じて税関・貿易手続の円滑化を一層推進するとともに、保税製造・保税倉庫に関する施策により、輸出関連のオペレーションの効率化が図られている	商事紛争の迅速な解決に向けた流れが強まっており、商事裁判所制度の枠組みにおいて、訴訟提起前の調停（pre-institution mediation）が重要な仕組みとなっている

「ビクシット・バラット（先進国インド）」ビジョンの達成： インドは、独立100周年を迎える2047年までに先進国となることを目指しています。このビジョンの実現には、今後25年間にわたり年平均8.5%の経済成長率を維持することが鍵となります。具体的には、製造業の拡大（製造業が国全体の経済に占める割合を高めること）と輸出の増加が、インドの国内消費市場を支える重要な要因となります。こうした取り組みにより、2047年にはインドの経済規模が約30.2兆ドルに達すると予測されています。また、この経済成長に伴い、国民一人当たりのGDP（国内総生産）も現在の約5倍に増加する見込みです。これは、インドの経済成長が広範で包摂的なものであることを示しており、多くの国民がその恩恵を受けることを意味します。

持続的な8.5%の経済成長を遂げることで、インドは「ビクシット・バーラト（先進国インド）」としての地位を確立し、2047年までに経済規模を約30兆米ドルにまで拡大する可能性があります。製造業の割合を増やし、輸出を通じて消費者基盤を拡大することに重点を置くことで、インドは今後数十年で高所得国への移行を進めています。この変革により、インドの世界経済における地位がさらに向上するでしょう。



指標	2024	2047
一人当たりGDP（米ドル）	2,564米ドル	18,000 - 21,000米ドル
製造業（対GDP比）	14.3%	25.0%
輸出（対GDP比）	2.0%	10.0%

出典: CMIE, Deloitte calculations

先進国インドの概観

「ビクシット・バラット（先進国インド）」のビジョンは、インドが世界の主要分野でリーダーシップを発揮することを目指しています。このビジョンは、テクノロジー、インフラ、新興産業、人口動態という4つの柱による力強い進展に支えられています。

2047年までにインドは半導体産業の中心地となり、ハイバリューな製造業と革新を促進することを目指しています。

スキルアッププログラムを通じて、全ての労働者が技術を習得し、女性の就業参加率は82%に達する見込みです。また、都市化率は93%となり、経済の活力と国際競争力が向上することを想定しています。さらに、持続可能な取り組みにより炭素排出量を55%削減し、経済成長と環境保護の調和を実現します。このビジョンは、包括的な成長を基盤に、インドが独立100周年を迎える2047年に先進国としての地位を確立するための道筋を描いています。

テクノロジー

	2024	2047
政府AI準備度指数における順位	40	Top 5
宇宙技術・探査	宇宙開発国 Top 5	世界の宇宙大国Top 3
量子コンピューティングと新興技術	初期段階	上位5位の主要プレイヤー
デジタル・インフラストラクチャと接続性	5G 展開	6Gまたは7G時代の最先端
世界イノベーション指数	40位（2022年）	上位5位

インフラ

	2024	2047
国道網の総延長	1,45,240 km	+ 50,000 km 超の高速
鉄道路線の総延長	68,043 km	+100,000 km
運用中の空港数	157	350
港湾の貨物取扱能力	2,600 MT	10,000 MT
都市化率	35.4%	78-93%

新興産業

	2024	2047
炭素排出強度の削減（2005年比）	~33%	>55%
再生エネルギーの導入容量(GW)	191	1500
半導体製造	輸入依存	製造ハブ
電気自動車（EV）の普及率	18%（2023年）	87%
半導体の国内生産	~10%	50%

経済・人口動態

	2024	2047
高度技能者の雇用割合	32%	100%
ジェンダー平等指数のランキング	122 th	Top 10
識字率	77%	100%
人間開発指数（HDI）値	0.64	0.9
女性就業参加率	35.4%	74-82%

出典: Niti Aayog approach paper, PHDCCI, PIB, Economic Times, CXOtoday

(B)インドでの事業設立

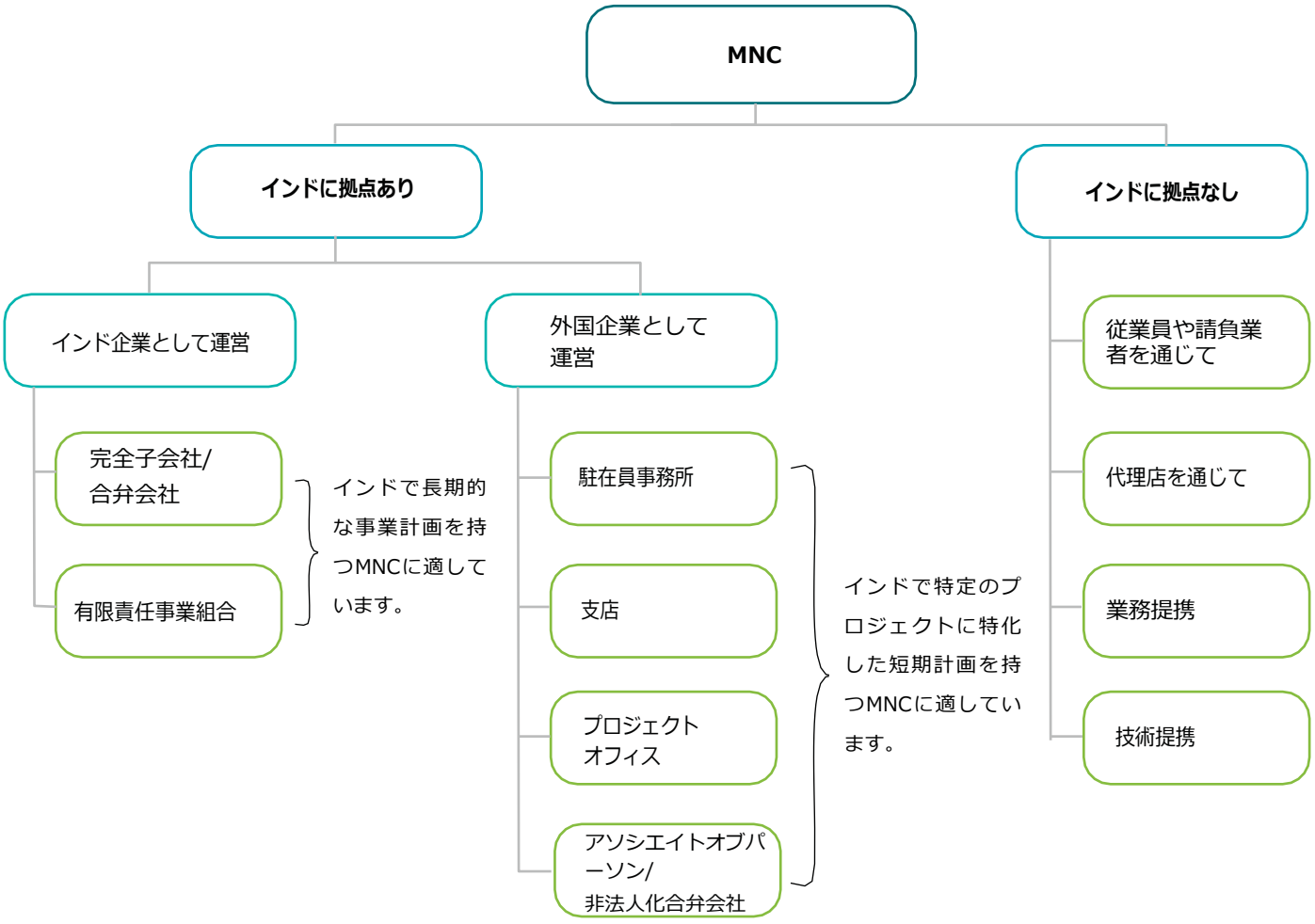


インドに事業参入する際、多国籍企業（MNC）は適切な事業形態を選ぶことが成功の鍵となります。さらに最適なビジネスロケーションの選択も重要です。市場アクセス、人材確保、規制環境などの要因が、インドでのビジネスの成功を形作る重要な役割を果たします。

B.1.事業形態

インドでビジネスを成功させるためには、適切な事業形態を選ぶことが重要です。それぞれの事業形態には独自の利点や課題、法的要件、税務上の影響があります。

主要な特性を理解することで、ＭＮＣはビジネスの目標や目的に合った最適な選択が可能となります。MNCは、インドに拠点を設けることなく、さまざまな形態を通じてインド市場で活動することも出来ます。以下に、主要な選択肢を概説します。



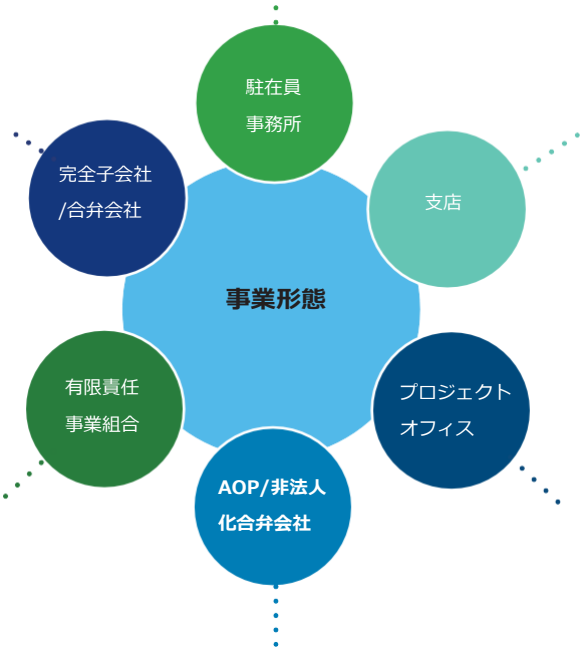
各事業形態における主要な税務および規制上の影響は、以下の通りです。:

駐在員事務所

- コミュニケーションチャネルや情報収集の役割
- 一般的に、自動承認ルートで設立および閉鎖が許可
- 商業活動や収益を生む活動は不可
- 法人税は非課税
- 許可されている活動以外を行う場合、課税対象となる可能性がある
- 事業開発や市場調査に適している

完全子会社/合弁会社

- FDI（外国直接投資）規制の対象となる活動には、評価、セクター別制限、報告義務などへの適合が必要
- 所得税率は、定められた基準に応じて15%、22%、25%、30%*
- 株式の買戻しによる所得は、株主側で配当として課税
- 長期的な事業運営に適している



支店

- 指定された8つの活動を行うことができ、自動承認ルートが適用
- 所得税率は35%*
- 利益の送金に対しては非課税
- 設立と清算が容易

有限責任事業組合（LLP）

- FDI（外国直接投資）規制の対象となる活動には、評価、セクター別制限、報告義務などへの適合が必要
- 所得税率は30%*
- 利益の送金に対しては非課税
- 長期的な事業運営に適している

プロジェクトオフィス

- プロジェクトや契約に基づく運営
- 指定された条件の下で設立および閉鎖が自動承認ルートで許可
- 所得税率は35%*
- 利益の送金に対しては非課税
- インドでEPCプロジェクト（設計・調達・建設プロジェクト）を実施する企業に適している

アソシエイトオブパーソン（AOP）/非法人化合弁会社

- インドでの契約実行のために銀行口座を開設（自動承認ルート）
- 外国パートナー/ベンチャーが関与している場合、所得税率は35%*
- コンソーシアム内での短期的な事業運営に適している

*別途、サーチャージとセスが課される

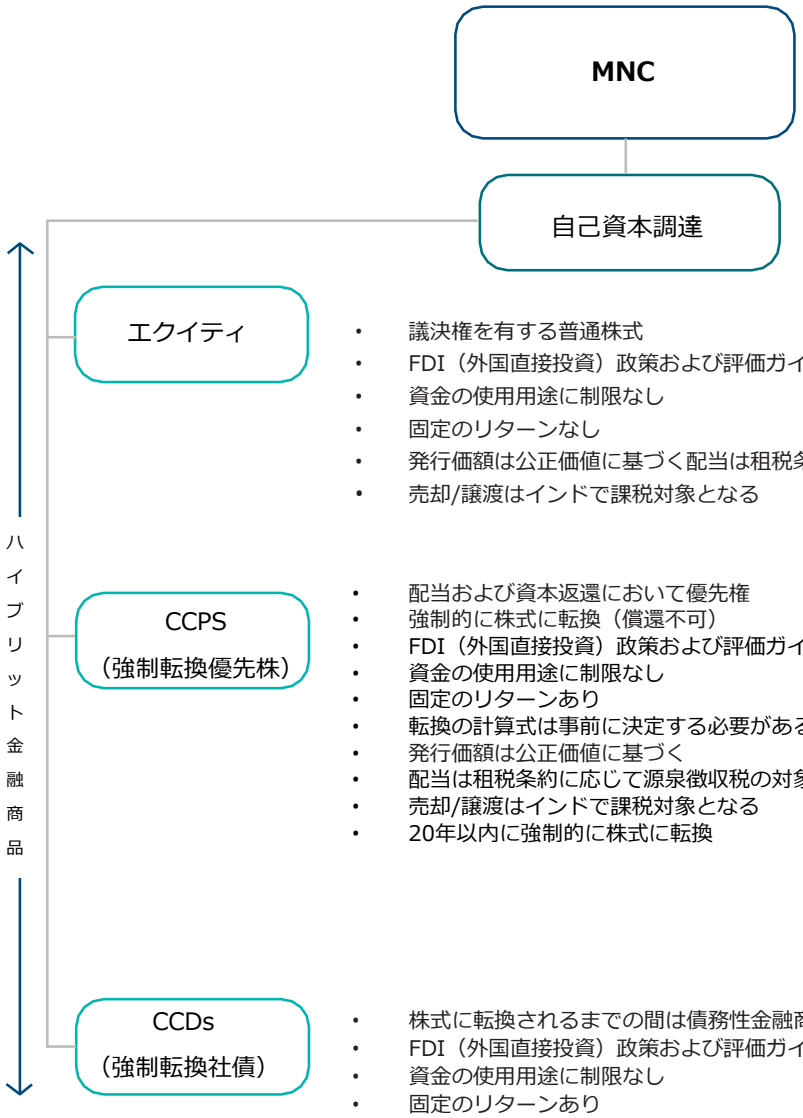
インド事業における形態の選択は、投資期間（長期か短期かを問わず）、ビジネスモデル、インドでの活動に関する税務上の要因など、事業活動の性質に基づいて決定されるべきです。

投資に用いられる代表的な手法

MNCは、以下の方法でインドに100%子会社（WOS）を設立、または合弁事業（JV）に出資することが可能です:

- 自己資本調達：返済義務のない資金調達方法
- 借入による資金調達：インドにおいて満期日に直接返済を行う方法

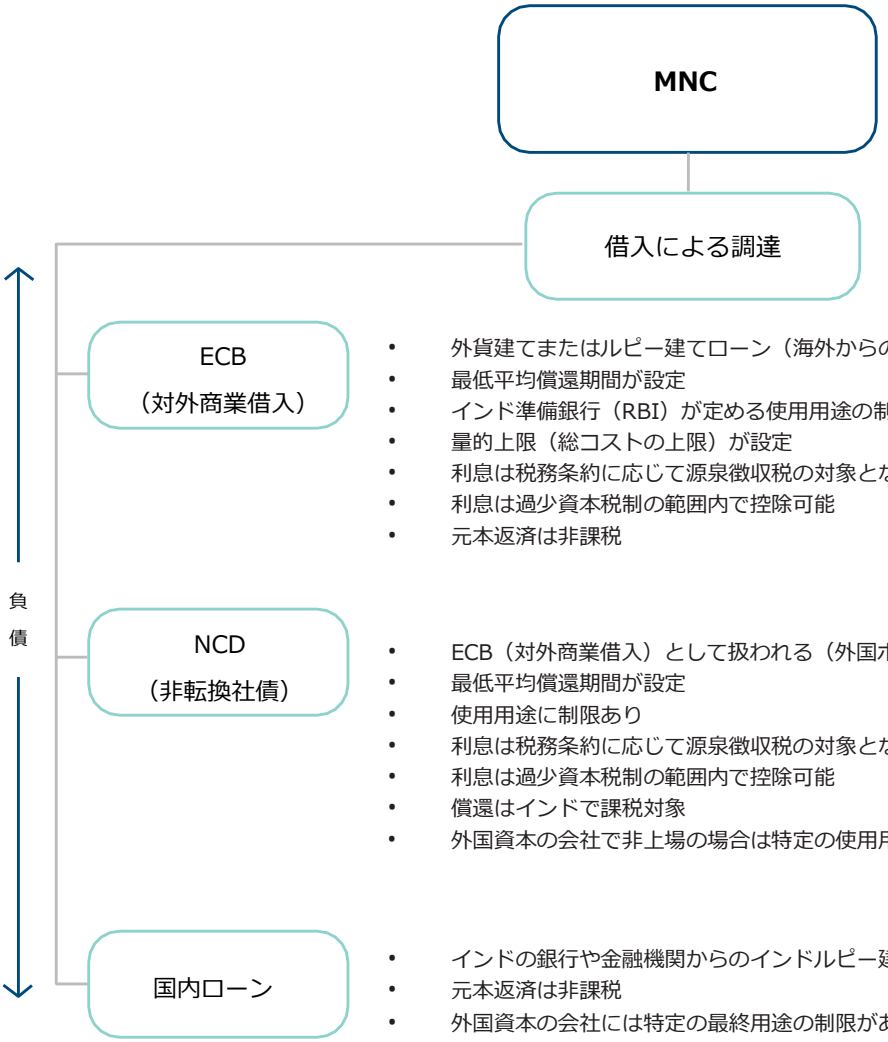
MNCが株式および債務による資金調達のために一般的に使用するさまざまな手段は、以下の通りです。



- 議決権を有する普通株式
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンなし
- 発行価額は公正価値に基づく配当は租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる

- 配当および資本返還において優先権
- 強制的に株式に転換（償還不可）
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンあり
- 転換の計算式は事前に決定する必要がある
- 発行価額は公正価値に基づく
- 配当は租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる
- 20年以内に強制的に株式に転換

- 株式に転換されるまでの間は債務性金融商品として扱われる
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンあり
- 10年以内に強制的に株式に転換
- 転換の計算式は事前に決定する必要がある
- 発行価額は公正価値に基づく
- 配当および利息は、租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は、過少資本税制の対象となる範囲で控除可能
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる



- 外貨建てまたはルピー建てローン（海外からの借入）
- 最低平均償還期間が設定
- インド準備銀行（RBI）が定める使用用途の制限あり
- 量的上限（総コストの上限）が設定
- 利息は税務条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は過少資本税制の範囲内で控除可能
- 元本返済は非課税

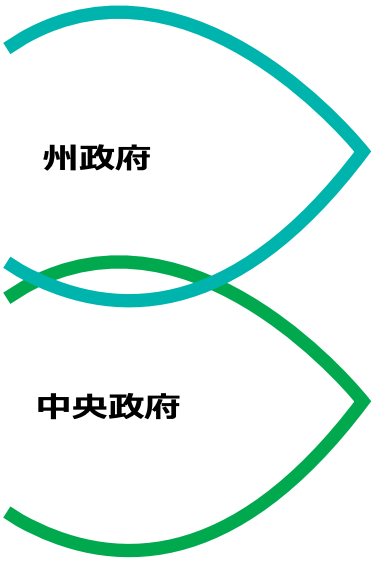
- ECB（対外商業借入）として扱われる（外国ポートフォリオ投資家を除く）
- 最低平均償還期間が設定
- 使用用途に制限あり
- 利息は税務条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は過少資本税制の範囲内で控除可能
- 償還はインドで課税対象
- 外国資本の会社で非上場の場合は特定の使用用途の制限がある

- インドの銀行や金融機関からのインドルピー建ての利息は控除可能、過少資本税制の対象外
- 元本返済は非課税
- 外国資本の会社には特定の最終用途の制限があり

商業的な要件として、資金調達の容易さ、ローンが必要な期間や最終用途、税コスト、資本総コスト、海外親会社へのキャッシュ送金、および撤退の容易さが重要な考慮事項となります。

B.2.　インドでの事業拠点の選択

インドには複数の州があり、それぞれが投資を誘致するために独自の政策、規制、インセンティブを提供しています。
一部の州政府および中央政府による優遇措置や税制優遇制度が、投資決定に影響を与える場合があります。



- 州の産業政策（優遇措置は選択した地区、提案された投資、雇用創出の可能性などに依存）
- セクター別政策（例：航空宇宙・防衛、MRO（保守・修理・運用）、バイオテクノロジー、電子システム、ITおよびIT関連サービス、観光、再生可能エネルギー、自動車、電気自動車、物流、繊維、中小企業（MSME）、スタートアップ、通信など）
- 大規模な投資プロジェクト向けにカスタマイズされた優遇措置の提供が可能

- PLI（生産連動型インセンティブ）スキーム：特定のセクターに対して提供されるインセンティブ。一部セクターでは見直し中。
- SPECS（電子部品および半導体）向けの資本補助金
- 関税や税金の払い戻し、免除、クレジットなど、輸出連動型のインセンティブ
- 特定地域向け（北東部、特別区など）
- 関税の優遇や延期を目的とした特別通関プログラム（インボンド製造およびプロジェクト輸入制度）

(C)インドでビジネスを行う際の重要な洞察



C1. 税制

インドへの投資を計画している投資家にとって、税制の状況を理解することは現地の規制を遵守するために不可欠であり、最終的には利益を保護しリスクを最小限に抑えることができます。インドの税制を理解して対応するには、所得税、移転価格、事業再編、従業員課税、間接税など、多様な税分野の違いを理解する必要があります。

2026年4月1日より、簡素化された新しい所得税法が施行されました。これは、税務の確実性を高め、訴訟を減らし、公正を重視し、全体的な良好なガバナンスを達成することを目指しています。この新しい法律は簡潔で、従来の法律に含まれるテキストや章のほぼ半分の内容に抑えられています。

所得税法の主な特徴は以下のとおりです。

C.1.1 所得税

概要

- 課税年度は4月1日から3月31日までに統一されています。連結納税ができないため、関連会社であっても各法人が個別に所得税申告書を提出する必要があります。
- 居住者は、全世界の所得に対して課税されます（RNOR（非通常の居住者）には一部の除外あり）。非居住者はインド源泉所得またはインドで受領/受領したとみなされるものに対して課税されます。
- 個人の居住性は、インドでの滞在日数に基づいて決定されます。
- 会社がインドで設立されている場合、またはPoEM（事業の実質的な管理の場所）がインドの場合、その会社はインド居住者となります。
- パートナーシップ・ファーム/LLP/その他の個人以外の事業体は、その事業の実質的な管理の場所がインドの場合、インド居住者となります。

課税と徴収

- 所得税は、以下の五つの主要な項目の下で課されます。
 a. 支払期日または受領日の早い方に課税される給与
 b. 不動産の実際の利回りまたは期待利回りのいずれか高い方に課税される不動産賃貸所得
 c. 現金主義または発生主義の純利益に基づいて課税される事業所得および専門職所得
 d. 財産の譲渡または譲受に対して課税され、特定の計算方法の対象となるキャピタルゲイン
 e. 現金主義または発生主義で課税される残余所得項目 (受動的所得を含む)
- タックスホリデー、免税、特別控除、優遇税制および/または簡易課税は、条件付きで利用可能です。例としてスタートアップ企業に対するタックスホリデー、不動産およびインフラ投資信託へのパススルー課税、インフラ開発プロジェクトや手頃な価格の住宅プロジェクトの実施に対するインセンティブ、IFSC（国際金融サービスセンター）に設立されたユニットに対するインセンティブ等です。2026年度国家予算において、政府は、インドからデータセンターサービスを調達する非居住者および電子製品製造向けの資本設備を供給する事業者に対して、タックスホリデーを導入することを発表しました。
- MAT（最低代替税）/AMT（最低代替税）は、タックスホリデー、優遇税制などにより、通常の税金がMAT/AMTのしきい値より低い場合に課税されます。
- 税金徴収は主に源泉徴収と予定納税により行われますが、最終的な税金は、確定申告前に決定され支払われます。
- 所得に対する外国税額控除は、インド国内法及び租税条約に従い、インドの税額を限度として利用が可能です。

特定の場合の税率

- インド国内で開発・登録された特許のロイヤルティについては、10%の優遇税率に加え課徴金と特定目的税が適用されます。
- 居住者のその他の受動的所得 (国外源泉所得を含む) に対しては、その他の所得に適用される通常の税率で課税されます。
- 非居住者は、配当金、利子、ロイヤルティ、技術的/付属的サービスに対する料金に対して20%の税率に加え課徴金と特定目的税が適用されます。これらの税率は租税条約の優遇対象となります。
- 特定のケースでは、条件付きでより低いレートが適用される場合があります。
- 配当金は、株主に課税されます。ただし、子会社から受け取った配当金を一定期間内に株主に再分配する場合、その再分配には課税されません。
- 2026年度国家予算により、自社株買いは配当金として課税されるのではなく、再びキャピタルゲイン課税の対象に戻されました。プロモーターレベルでの追加課税も導入され、結果としてプロモーターに対する自社株買い全体の税負担が増加します。

損失と繰越減価償却費

- 不動産関連損失、事業損失、キャピタル・ロスは8年間繰り越すことができ、同様の所得との相殺が認められています。特定の場合には、不動産関連損失には一定の金額制限がある場合があります。
- 長期キャピタル・ロスは長期キャピタル・ゲインのみと相殺できます。
- 繰越減価償却費に繰越期限の制限はありません。
- 非上場会社の株主の株式保有比率の変更が一定のしきい値を超えた場合、欠損金の繰越が認められなくなりますが、適格なスタートアップ企業には一定の緩和措置があります。いかなる損失に対する欠損金の繰戻し還付はありません。

1.1.1. 税率

法人・非法人事業体の標準税率（単位：%）

会社の種類/所得	1,000万インドルピー以下		1億インドルピー以下		1億インドルピー超	
	標準	MAT	標準	MAT	標準	MAT
国内企業:標準税率	31.2	14.6	33.4	15.6	34.9	16.3
国内企業:前々年度の売上高が40億インドルピー以下の場合	26.0	14.6	27.8	15.6	29.1	16.3
国内企業:特定のインセンティブ/控除の権利を放棄する場合	25.2	適用なし	25.2	適用なし	25.2	適用なし
2016年2月29日後に設立された国内製造企業：指定されたインセンティブ/控除の権利を放棄する場合	26.0	14.6	27.8	15.6	29.1	16.3
外国企業※	36.4	14.6	37.1	14.6	38.2	15.3

※例外が適用される場合があります。

※※上記の最低代替税（MAT）税率は、2026年度国家予算において提案されたものであり、2026年4月1日より適用されています。

1.1.2. キャピタルゲイン税率

詳細	税率#
長期*	
• インドの認定株式市場に上場している証券（以下に記載されている特定の資産で短期キャピタルゲインとみなされるものを除く）/Unit Trust of India (UTI)のユニット/株式指向型ファンドのユニット/上場ゼロクーポン債 • 事業譲渡（スランプセール） • 非上場証券や非上場株式 • 不動産を含むその他の資本性資産	12.5 %
2023年4月1日以降に取得された負債性商品指向型の投資信託/市場連動社債/非上場社債/非上場債券 （所得は短期キャピタルゲインとみなされます）	通常の税率
短期*	
インドの認定株式市場に上場している株式/ビジネス信託のユニット/株式指向型ファンドのユニット	20.0%
不動産を含むその他の資本性資産	通常の税率

*インドの認定株式市場に上場している証券/*UTI*のユニット/株式指向型ファンドのユニット/ゼロクーポン債は*12*ヶ月、事業譲渡は*36*ヶ月、その他の資産は*24*ヶ月の保有期間を超える場合、長期キャピタルゲインとして扱われる。なお、キャピタルゲイン計算の際のインフレ調整の恩恵はなし。

- 上記の税率には以下が加算されます。
 - 国内企業の場合、所得が1,000万インドルピー超は７％、1億インドルピー超の場合は12%の「課徴金」。外国企業の場合、所得が1,000万インドルピー超は２％、1億インドルピー超の場合は5%の「課徴金」
 - 「基本税金+課徴金」の4%の「健康教育目的税」

1.1.3. 国際税務、条約ネットワーク、Multilateral convention to implement tax treaty-related measures to prevent BEPS（MLI、BEPS防止措置実施条約）

1

DTAA（租税条約）は、二重課税から納税者を保護し、国際貿易と資本の自由な流れを促進し、二国間の歳入を共有するために締結された二国間協定です。

2

インドは最大のDTAAネットワークの一つを有しており、約100の包括的租税条約と約８の限定的租税条約に署名しています。
MLIは、既存の二国間租税条約と並行して、BEPS行動計画の勧告を同期的かつ効率的に実施することを支援します(条約の再交渉の必要性を排除)。MLIは(a) 租税条約の濫用への対抗、(b) 紛争解決の改善、(c) PEの地位の人為的な回避の防止、(d) ハイブリッドミスマッチアレンジメントの影響を中和するのに役立ちます。インドは現在、93カ国と租税条約の締結に加え、合計13の地域貿易協定/自由貿易協定、15以上の社会保障協定を締結しています。

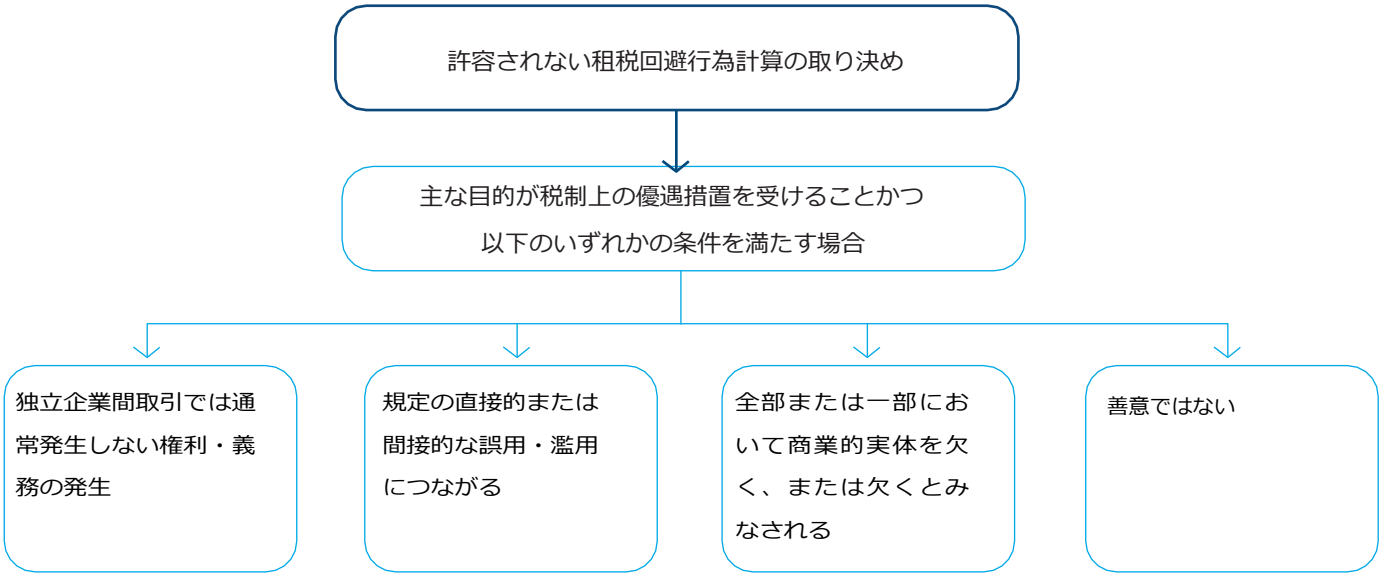
General Anti Avoidance Rule (GAAR、一般的租税回避行為計算否認規定)とは

許容されない租税回避の取り決めとして、納税者が締結した取り決めに適用される
一連の租税回避行為計算否認規定

適用開始日2017年4月1日

1.1.4. 直接税の主要なアップデート

(A) General Anti Avoidance Rule (GAAR、一般的租税回避行為計算否認規定)





GAARを適用するための前提条件

- 少額免除基準（3,000万インドルピー）が総額ベースで適用されます。
- 2017年4月1日以前に行われた投資はすべて適用除外となります。

- インドでは、税逃れや積極的なタックスプランニングの実践を抑制するためにGAARが導入されました。
- GAAR（一般的租税回避行為計算否認規定）およびMLI（多国間条約）は、各国が租税回避を防止し、国内税法および租税条約に基づく不適切な税務プランニングを防ぐために使用される手段です。

(B) BEPS勧告の組み込み

(1) 過少資本税制

利息控除の制限

過少資本税制への対策として、インドの関連企業（AEs）から外国の関連企業（AEs）への利息支払い、または外国のAEsが保証するローンに対する利息支払いは、EBITDA（利息・税金・償却前利益）の30%までに制限されます（特定の例外を除く）。

デジタル経済の課題への対策 – SEP（重要な経済的存在）および事業関連性の定義拡大

「重要な経済的存在（Significant Economic Presence）」がある場合、条約上の恩典がある場合を除き、インドで課税対象となる可能性があります。これには以下が含まれます：
– インドの者と合計2,000万インドルピー（約23万米ドル）を超える取引
– 30万人以上のユーザーに対する継続的かつ体系的な事業勧誘または交流

契約締結に直接的な役割を常習的に果たす代理人は、インドにおいて事業関連性を発生させる可能性があります。

(C) OECDの ピラー2(グローバルミニマム課税)による解決策に対するインドの見解

世界的に57か国がピラー2法を国内法に採用しています（以下「ピラー2国」と呼びます）が、インドではピラー2に関する政策発表はありません。しかし、これはインドに拠点を置く多国籍企業（MNE）がピラー2関連の計算およびコンプライアンスを実施する義務を免れるわけではありません。つまり、インドに本社を置くMNEグループがピラー2国に存在する場合、インドにピラー2法が存在しない場合でも、ピラー2関連の計算およびコンプライアンスを実施する必要があります。例えば、インドに本社を置くあるMNEが7億5,000万ユーロを超える収益を持ち、英国、フランス、中国、バングラデシュに子会社を持っていると仮定します。英国とフランスはピラー2国であるため、このMNEグループはピラー2の対象となり、運営している5か国それぞれのピラー2 ETR（実効税率）を計算する必要があります。インドを含む5か国のいずれかのETRが15%未満である場合、ピラー2に基づく「トップアップ税」の租税債務が発生する可能性があります。インドと中国がピラー2法を採用していないことや、バングラデシュがインクルーシブ・フレームワークのメンバーでないことは関係ありません。

さらに、インド企業省（MCA）は、Companies (Indian Accounting Standards) Amendment Rules, 2025（G.S.R. 549(E)、2025年8月13日付）により、Ind AS第12号「法人所得税」を改正し、OECDのピラー2（グローバル・ミニマム課税）に関する会計処理および開示について特定の要件を導入しました。

- ピラー2に関する当期税金の計上（Current tax provisioning）
 → 2025会計年度以降、年次および四半期（中間）財務諸表の双方に適用

- ピラー2に関する当期税金の開示（Current tax disclosure）
 → 年次財務諸表：2025会計年度から適用
 → 中間財務諸表：2026会計年度から適用

- ピラー2に関連する繰延税金の認識に関する一時的例外（temporary exception）について開示が必要

加えて、ピラー2導入国（ベルギー、フランス、ドイツ、モーリシャス、シンガポール、UAE、英国など）では、ピラー2に関する登録義務やトップアップ税申告書の提出を含むローカルコンプライアンス要件が導入されています。これらの義務は、最終親会社の所在地に関係なく適用されます。各国におけるピラー2の登録手続は現在進行中であり、英国、フランス、デンマークでは、すでに期限が到来しています。また、ハンガリー、ベトナム、トルコなどでは、QDMTT（国内ミニマム課税）に関する申告期限が今後予定されています。

さらに、グローバル情報申告書（GIR: Global Information Return）は、ピラー2に基づく年次の義務的申告であり、多国籍企業グループ（MNE）は各国ごとの実効税率、トップアップ税の計算、およびその他所定の情報を税務当局に報告する必要があります。インドに本社を置くグループは、インドにおいてピラー2に関する立法が存在しないため、GIRをインドで提出することはできませんが、グループが進出しているいずれかのピラー2導入国において、代理提出（サロゲート申告）によりGIRを提出する必要があります。

1.1.5. インド税制とデジタル化の最新動向

インドの高度にデジタル化された税制

労働法の統合

労働規制は4つの労働法典に統合。新しい労働法典は2025年11月21日に施行

所得税

- 簡素化された新しい所得税法が2026年4月1日に施行
- 税務コンプライアンス、支払い、管理のデジタル化
- 2006年から所得税の電子申告が開始[1]。
- すべての所得税申告書が電子申告で実施
- 監査、罰則、第1段階の不服申し立て、および情報収集は、(一部の例外を除き) 匿名化され、電子化
 これは、第2段階の不服申し立て、更正、徴税請求事項に拡大される予定

新しい所得税ウェブサイト

- 2021年に新しい電子申告ウェブサイトが立ち上げられ、税務当局との匿名化された電子的対話へ移行[2]
- 新しい電子申告ウェブサイトの特徴は、事前入力された確定申告書 (個人用)、迅速な処理 (平均10日に短縮)[3]、迅速な納税のための銀行の統合、確定申告を可能にする詳細情報を含む年次情報明細書など

デジタル化の主要な特性

- 税務申告の複雑さを最小化
- コンプライアンスの監視、調整と監査プロセスの合理化
 連続的なGST申告の提出により、コンプライアンス状況が改善され、可視性と透明性が向上

GSTと関税

- デジタル化された税務コンプライアンスおよび報告を使用して税関連プロセスを管理
- 電子請求の段階的な導入は、プロセスを容易にし、より健全な公衆の認識を可能に
- 納税者およびその仕入先によってアップロードされた請求書に基づく事前入力済申告書の生成
- 照合時の納税義務または仕入税額控除の不一致による納税者への通知の自動生成
- インボイス・マネジメント・システムの導入により、インドGSTポータル上で、請求書単位でより詳細に仕入税額控除を直接利用できる仕組みが実現
- 簡素化されたGST登録制度により、低リスク納税者の一部については3営業日以内での登録承認が可能
- GST恩赦制度（アムネスティ・スキーム）の導入およびGST審判所（Tribunal）の運用開始は、税務紛争の円滑化に向けた大きな前進
- 電子による払い戻し処理、通知の発行および回答の提出が行われ、必要に応じて当局との会議が開催
- 税関手続きに関する情報の電子提出/交換

税務行政によるテクノロジーの利用

- 広範な技術を活用した税務管理による、コンプライアンスの円滑化、データ追跡、処理および分析、広報活動および監査の実施
- 税務ポータル上でのデータ自動化による広範な税務調査
- 企業のコンプライアンスを評価するための「ビジネス・インテリジェンス」を収集する電子プロセスの採用
- 税務当局は法人税とGSTの間のテクノロジーと情報の利用を合理化し監査に活用

[1] https://incometaxindia.gov.in/pages/about-us/history-of-direct-taxation.aspx
[2] Deloitte survey report dated 19 May 2023 - Income-tax digitalisation in India
[3] Press release PIB1954913 dated 5 September 2023

C.1.2　移転価格

インドにおける移転価格の導入

1991年の経済自由化によって、多国籍企業はインドに大規模な外国直接投資を行いました。それ以降の10年間にわたる多国籍企業の成長と、OECDによる移転価格（TP）ガイドラインの発行、および複数の管轄区域での規制の導入が相まって、多国籍企業の関連会社（AE）間における国際的取引によって生じうる利益移転による潜在的な租税回避を抑制する必要性が生じました。税源の浸食を防ぐため、インドは2001年に租税回避防止措置として移転価格税制を導入しました。

1.2.1. インドにおける移転価格の適用性

AEの意味

インドの移転価格税制は、一方が直接的または間接的に、または一つ以上の仲介者を通じて、他の企業の経営、管理、または資本に参加する場合、または特定の状況下で2つの企業がAEとみなされる場合、2つ以上の企業がAEになると規定しています。

国際取引

2つ以上のAE、つまり同じ国際グループの一部である企業間で国際取引がある場合、移転価格税制が適用されます。

特定の国内取引

国内の当事者間での経費の過少/過大請求はグループレベルでは収益に中立ですが、税制優遇を受けている企業への利益の移転は、政府の税収の損失につながる可能性があります。これに対処するために、インドの移転価格税制は、取引額が2億インドルピーを超える場合、企業とそのインドのグループ企業間の特定の「国内取引」を含むように対象範囲が拡大されました。

みなし国際取引

さらに、インドの移転価格税制は、（a）第三者とAE間に事前の合意が存在する場合、または（b）その条件が実質的にAEによって決定される場合、企業と第三者間の取引をみなし国際取引としてその対象にしています。

インドの移転価格算定手法

国際的な慣行と一致して、インドで採用されているALP(独立企業間価格)の決定方法は、OECDガイドラインの第II章に概説されている方法と大まかに類似しており、独立価格比準法、再販売価格基準法、コストプラス法、利益分割法、取引単位営業利益率法などが含まれます。

インドの三層の文書化

2016年、インドはOECD BEPS行動計画13に規定されている3層の移転価格文書構造を採用しました。この文書は、ローカルファイル、マスターファイル、および国別報告書で構成されており、OECDのBEPS行動計画13のガイドラインと一致しています。詳細は以下のページに記載されています。

BEPS行動計画13 – 3層の文書化要件

ローカルファイル

- 1,000万インドルピーを超える国際取引(みなし国際取引を含む)または2億インドルピーを超える特定の国内取引を行う納税者は、ローカルファイルを作成・維持する必要があります。情報要件はOECD BEPS行動計画13に準拠しています。
- 納税者はまた、すべての国際取引、みなし国際取引(最低基準なし)および特定の国内取引(2億インドルピー超)を開示するフォーム3CEBで会計士の報告書を提出する必要があります。当該会計士の報告書を提出しなかった場合、調査官の指示により10万インドルピーの罰金が科される可能性がありましたが、2026年度財政法により、この罰金制度を見直し、固定の遅延手数料（遅延が1か月以内の場合：5万インドルピー、1か月を超える場合：10万インドルピー）へ置き換えられています。

 ローカルファイルは期日内（すなわち、法人所得税申告書の期限の1か月前）に維持し、歳入当局から要求された場合にのみ提出する必要があります。また、インドで国際取引を行う非居住者事業体にも適用されます。
- ローカルファイルには、グループおよび納税者、関連する業界の概要、管理構造、関連企業と国際取引および/または特定の国内取引に関する詳細、機能的資産とリスク分析、および国際（みなし国際取引を含む）および/または特定の国内取引の経済分析が含まれます。

マスターファイル(MF)

- IG（International Group）のすべての構成事業体に適用されますが、ファイルの提出はインド事業体のどれか1社で行うことができます。
- IGの移転価格ポリシーに関する精度の高い内容を提供することを目的としています。これには、サプライチェーン、価値の要因、地理的市場、機能分析、ビジネスの再構築、説明の詳細、知的財産（IP）の法的および経済的所有権、金融取引、連結グループの財務諸表、APAのルーリングの説明が含まれます。
- インドの規制では、OECDのガイドラインに基づく要求事項を超える追加情報が必要です。MFは所得税申告の期限内に提出する必要があります。
- インドのMFは、パートA（すべてのIGに適用）とパートB（グループの売上高が50億インドルピーを超え、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用）の2部構成です：
 - 国際取引の金額が5億インドルピーを超えている場合、又は
 - 知的財産に関連する国際取引の金額が1億インドルピーを超えている場合。

国別(CBC)レポート

- IGのすべての構成事業体によるCBCレポートの提出（フォーム3CEADにて）/CBC通知（フォーム3CEACにて）
- しきい値 - 前会計年度の連結グループ年間売上高が640億インドルピー(約7億1,500万ユーロ)以上の多国籍企業
- レポートの内容はOECDのBEPS行動計画13に沿っています。通常、グループの収入金額、税引前利益、納付税額、発生税額、資本と利益剰余金、有形資産の額、従業員数、各管轄区域の構成事業体と恒久的施設のリストなどの詳細が含まれます。

ペナルティ

インドで文書化要件を遵守しなかった場合にはペナルティが、所定の期日までに必要な書類/文書の保守/提出を怠った場合には、厳しい罰金が科されます。

1.2.2. インドにおける移転価格紛争解決メカニズム

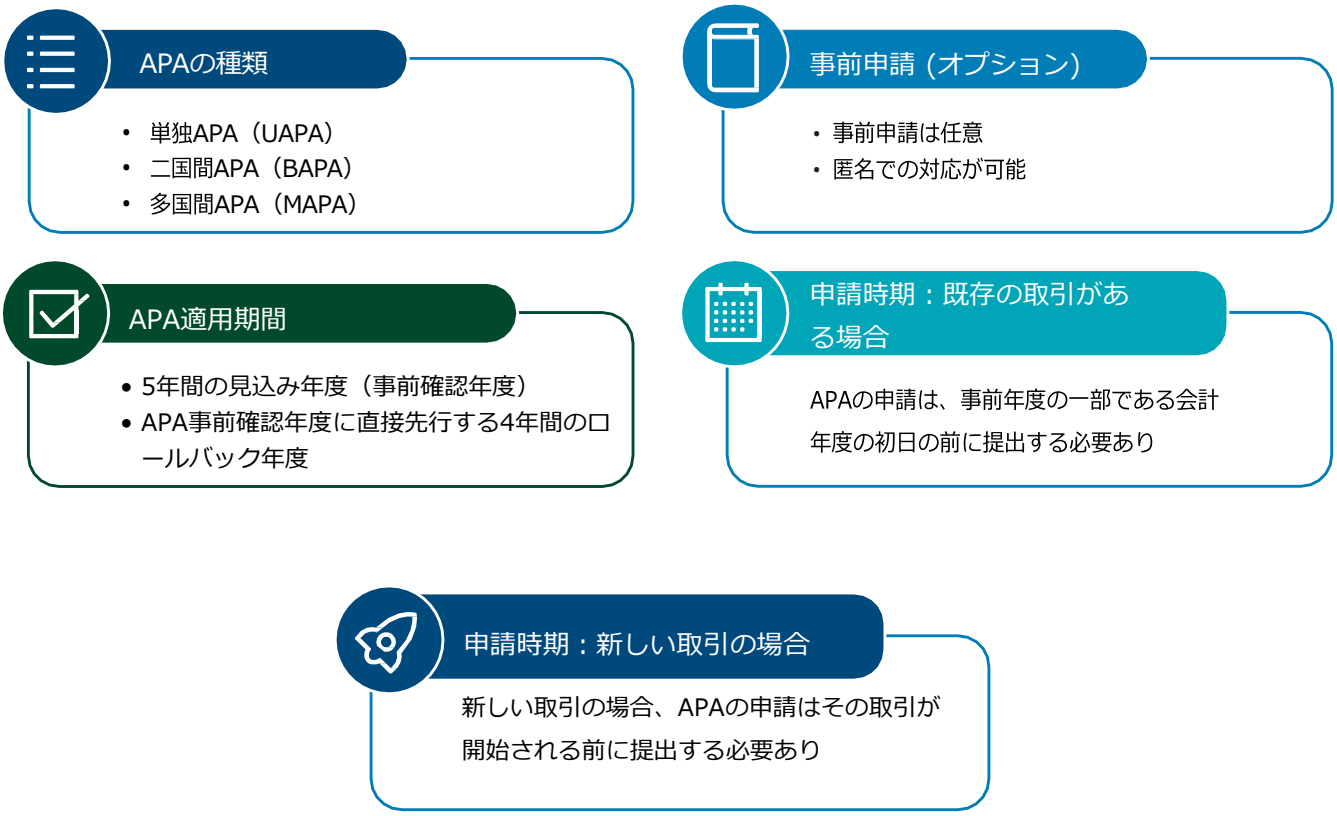
- インドでは、現場レベルの税務調査官による調査/移転価格調査が他の国と比べてより厳格であると考えられています。この認識に対処するため、インドはセーフハーバー規制とともにAPAを主要な紛争予防メカニズムとして導入しました。これらの手続きは、納税者にとってより良い結果が得られるとして、活用されるケースが増えています。さらに、納税者は、インド国内での司法手続きを通じて、租税裁判所に訴訟を提起することができることに加え、関連する租税条約の下で、相手国の政府との間の交渉であるMAP（相互協議）に訴えることもできます。
- さらに、2025年度財政法により、移転価格に関するブロック単位での調査制度が導入されました。これは、移転価格調査官（TPO）が、対象となる取引と類似する取引について、当該年度に加え、その直後の連続する2事業年度にわたり、独立企業間価格（ALP）を一括して検証・決定できる権限を付与するものです（一般に「ブロック調査（block assessment）」と呼ばれます）。この移転価格のブロック調査制度は、納税者が当該制度の適用を選択し、インドの移転価格規則に定められた条件を満たした場合に適用され、移転価格調査の一貫性と予測可能性を高めることを目的としています。

(A) セーフハーバールール (SHR)

- SHRは、特定の状況下で税務当局が詳細な監査を行わずに納税者が申告した移転価格を受け入れることを認める、代替的な移転価格紛争予防メカニズムとして導入されました。該当するルールは、各会計年度に応じて定期的に更新されます。
- 特定の取引のカテゴリーにおいて、SHRはリスクが低い納税者が対象取引の当事者である場合、SHRで規定されている営業利益率を維持することを許可します。また、一定の範囲と金額のしきい値を条件として、グループ内サービス料の支払いなど、通常は論争の対象となる取引に対する救済措置を納税者が取ることを可能にします。
- SHRの適用範囲が拡大され、特定の特別区域でダイヤモンド採掘および原石ダイヤモンドの販売を行う外国企業が対象となりました。この新しい規則は2024年4月1日に遡って適用され、適格な事業および納税者の基準を示しています。SHRの適用を受けるためには、総収入に対して最低4パーセントの利益率が必要とされ、これにより複雑な移転価格調査の必要性が排除されます。
- CBDT（直接税中央委員会）は、SHRについて以下の改正を実施
 - 適用対象となる売上高基準を200億ルピーから300億ルピーへ引き上げ
 - 「コア自動車部品」の定義に、電気自動車・ハイブリッド車向けリチウムイオン電池を追加。これらのSHRは、2025評価年度（AY：Assessment Year）および2026評価年度に適用
- さらに、2026年度国家予算により、以下の改正を実施
 - ソフトウェア開発、ITES、KPO、ソフトウェア関連の受託R&Dを「情報技術（IT）サービス」として一本化。セーフハーバー利益率はコストの15.5%。適用閾値を30億ルピーから200億ルピーへ引き上げ
 - 承認プロセスの簡素化。ITサービスのセーフハーバーは、税務当局の個別審査なしの自動承認（ルールベース）。一度適用すれば、最大5年間継続適用が可能
 - セーフハーバー対象にデータセンターサービスを追加。利益率はコストの15%（関連当事者向け提供の場合）
 - 保税倉庫における電子部品の保管業務について、非居住者にもセーフハーバー適用を拡大。利益率は請求額の2%。実効税率は約0.7%程度となり、他国と比較して競争力のある水準

(B) 事前確認制度 (APA)

- APAは、納税者とCBDT（直接税中央委員会）との間で、既存または将来の企業間取引の独立企業間価格（ALP）を決定するための合意です。
- APAは、2012年の財政法により、2012-13会計年度からインドで導入されました。導入以来、多くの多国籍企業がAPAメカニズムを通じて自社の移転価格について確認を求めており、長期にわたる移転価格訴訟にかかる時間とコストを節約しています。これはインドでの移転価格紛争解決の成功例として知られています。APAの主要な特徴は以下の通りです。



インドでAPAを申請するための詳細な手順と申請料は、適用されるインドの移転価格規制の関連するセクション/ルールに記載されています。

- インドのAPA統計：CBDTは、2024-25年度に174件のAPA（UAPA：108件、BAPA：65件、MAPA：1件）を締結し、過去最高記録を達成しました。特に、2024-25年度にはインド初のMAPAが締結されました。これにより、CBDTは2012-13年度から2024-25年度までの間に、合計815件のAPAを締結しました（UAPA：615件、BAPA：199件、MAPA：1件）。UAPAおよびBAPAの締結件数が増加しており、これはCBDTがAPA制度の成功に向けた取り組みを強化し、インドにおける訴訟管理の改善を促進していることを示しています。
- さらに、2026年度国家予算案では、2026年4月1日以降に締結されるAPA（事前確認制度）に関して、以下の提案がなされました。これらは2026評価年度以降に適用されます。
 - ITサービスに係るUAPAの迅速承認制度の導入：原則2年以内での締結を可能とし、納税者の要請により最大6か月の延長が認められる
 - APAに基づく所得修正に伴う申告の取扱いの明確化：APAにより所得が修正された場合、当該納税者または関連者は、協定内容に従い、かつその範囲内で、当該APA締結月の月末から3か月以内に修正申告（または申告）を提出可能。これにより、追加納税や源泉税に関する還付請求が可能となる。

(C) 相互協議（MAP）

- MAPは、多くの国の租税条約（DTAA）に組み込まれている国際移転価格紛争の解決のために納税者が利用できる代替的な税紛争解決メカニズムです。
- MAPは、各国の税務当局が相互に受け入れ可能な解決策を導き出すことによって紛争を解決します。
- MAPは、完全または部分的に二重課税を軽減するのに役立ち、MAPで提供される救済は国内の紛争解決メカニズムに加えて提供されます。
- MAPの申請は、一方または両方の締約国の税務当局の行動が条約に基づかない課税をもたらすと納税者が考える場合に提出されます。
- 従来、MAPにおいて、所得税局長への異議申し立て（CIT(A)）に控訴が係属している場合、控訴取下げの証明を発行するための明確な手続が定められていませんでした。この点について、CBDTは、CIT(A)が控訴（または関連論点）の取下げを受理した旨の通知（intimation）をもって、規則44G(8)に基づくMAP合意の実施に必要な有効な証明として扱うことを明確化しました。

(D) 3年間のブロック単位での移転価格調査

- 適用範囲：ブロック単位での移転価格調査規定の下で、納税者が当該規定の適用を選択した場合、ある前年度に関する国際取引/特定国内取引に関して決定されたALPは、直後の2年間の類似取引にも適用されます。この規定は2026年4月1日から適用され、詳細なガイドラインは、2025年度財政法により制定されています。

二次調整の規定

- 二次調整は、主要な移転価格調整により、外国のグループ企業（またはAE）に余剰資金が生じた場合、その資金をインドの納税者に送金することを指します。
- 二次調整を引き起こす主要な移転価格調整は、以下のシナリオで発生する可能性があります：
 - 納税者が税申告で自発的に行うTP調整（自主調整）
 - 監査/精査手続き中または訴訟過程での上級当局によるTP調整の受け入れ
 上訴手続き中に上訴機関によって行われた調整
 - APAに基づく調整、MAPによる合意、またはSHRの適用による調整
- AEに利用可能な余剰資金（つまり、適正価格と実際の取引価値の差）が、主要調整の受け入れ時から始まる所定の期間内（以下に記載）にインドに送金されない場合、主要調整額は納税者から当該AEに対する前渡し金とみなされ、その前渡し金には名目上の利息が計上されます。この利息はインドの納税者の総所得の一部として含まれ、適用される税率で課税されます。ただし、主要調整の価値が1,000万インドルピー未満の場合や、主要調整が2015-16会計年度以前に関連する場合は、二次調整は必要ありません。

現金送還の期限

- **修正後90日以内の現金送還**
 - 任意調整、セーフハーバー、MAP和解については、税務申告の提出日から
 - APAの結論の場合 - 修正申告書の提出日から
 - 監査または上訴の場合-TPO /上訴当局の命令の日から

適用される年間利率

- ルピー建て取引-適用前年4月1日時点のSBI(State Bank of India)の1年MCLR(Marginal Cost Lending Rates) と325ベーシスポイント
- 外貨建取引-適用前年9月30日時点の6か月LIBORと300ベーシスポイント

- CBDTは、2019年の財政法案により、二次調整の規定にいくつかの改正を加えました。
 - **ワンタイムの追加税（2019年9月1日から有効）：**納税者は、定期的に前渡し金に利息を計上する代わりに、未送金額に対して18%（適用される課徴金と目的税を加えたもの）の追加税を一度に支払うオプションが提供されます。
 - **任意のAEからの現金の送金：**納税者は、任意の外国AEから余剰資金を送金することができます。
 - **APAの経過措置：**2017年4月1日以前に締結されたAPAの下での主要調整は、二次調整の規定の範囲外とされます。ただし、改正前のセクションに基づく税金の払い戻しは認められません。

- 2025年所得税法の導入：インド大統領は、2025年8月21日に2025年所得税法案（第2号）に同意し、これにより同法案は成立し、従来の1961年所得税法に代わる2025年所得税法として制定されました。さらに、2025年所得税法（第2号）は、2025年8月22日にインド法務・司法省により官報に公布され、正式に法律として施行されました。新しい2025年所得税法は、2026年4月1日より施行されています。また、2025年所得税法に基づく簡素化された規則および申告様式についても通知されています。

C.1.3　従業員課税

1.3.1. 人的資源

インドは急速な成長により、世界中の企業が注目する国となりました。インドの人材プールは、教育資格、デジタルスキル、勤勉さ、新しい技術への適応能力など、いくつかの要因により大きな評価を得ています。

人材プール

インドにはムンバイやデリーのような巨大都市のほかにもバンガロール、ハイデラバード、チェンナイ、コルカタ、プネのような大都市圏を含む約7~10の主要経済中心地があり、大規模で熟練した人材プールが存在



主要なハブを除けば、インドのTier 2、Tier 3都市にはインドの技術人材プールの多く(~15%) が集中しており、インドのテクノロジー環境のコスト削減を推進する可能性

2018-19年度経済調査によると、インドの人口ボーナスは2041年頃にピークを迎え、20歳から59歳の生産年齢人口の割合が59%に達すると予想されており、インドの経済成長に大きな可能性を与えている

2023年にUNFPA（国際連合人口基金）が発表した報告書の基礎となっている世界人口推計(WPP) のデータによると、インドの人口の年齢中央値は28.2歳。これにより、インドは急速に成長している経済の中で最も若い国の一つ。比較のため、同報告書によると、中国の人口の年齢中央値は39歳、北米は38.4歳、欧州は42.2歳。

人材の獲得と維持

インドの人材ハブは、国内外の企業とのトップ人材獲得競争に直面しています。この高い需要は、インドにおける比較的高い給与成長率をもたらしています。その反面、毎年大量の新規労働者が労働力に加わることで、全体的な報酬の中央値が引き下がるため、人件費増加率の影響が相殺されることで結果としてインドでの運営コストが安価で手頃になります。

出向制度

MNCがインド事業を監督するために出向契約の下で外国人をインドに配置することは非常に一般的です。インドでの滞在期間は、ビジネス上の必要性に応じて異なります。 インドの事業がグローバル親会社の方針に沿って運用され、派遣された外国人の指導を受けることは重要ですが、以下の要素について適切に対処されるべきです。

- 役割の性質　-　管理責任、管理職の役割、実際の業務など
- 役割と責任、および出向社員、海外雇用主、インド雇用主間の商業的取り決め

- 会計年度中にインドに派遣される従業員数、滞在期間、訪問回数を正確に把握するための強固な追跡メカニズム
- 派遣される従業員の報酬及びその費用を負担する事業体

適切な対応がなされていない場合、すなわち、十分ではない出向の取り決めによる人の派遣によって、通常、多くの影響が生じます。いくつかの影響は以下のとおりです。

給与のクロスチャージが行われない場合のシナリオでは、

- 多くのインド企業がコストプラスモデルで運営されているため、収益および税収が低くなる可能性
- 税務当局が、外国法人に対して独立企業間価格に基づく補償を推定する可能性

移転価格

間接税

インド企業によって派遣された従業員の給与コストは、人材派遣サービスの料金として扱われる可能性がある。その結果、サービスの受益者（輸入者）であるインド企業は、GST（物品・サービス税）の支払い義務を負う可能性

海外法人は、インドで従業員によって行われる事業活動により、インドでの課税対象となる「税務上の拠点（PE）」を形成するリスクにさらされる可能性

PEリスク

課税 / 源泉徴収義務

インド企業による給与の立替払いの性質（純粋な立替払いとして扱うか、「技術サービス料」として扱うか）およびそれが外国法人における課税対象となるか、またはインド企業側に源泉徴収義務が発生するかどうかの判断

出向契約は、出向社員、海外の雇用主、およびインド雇用者の間の関係、役割と責任、商業的取り決めを適切に反映する必要があります。

1.3.2. 従業員の税金と規制に関する考慮事項

インドでは、国内で提供されたサービスに対して得られた給与所得は、居住状況、雇用契約の締結場所、または収入が支払われる場所に関わらず課税の対象となります。 2025年度国家予算案により、中間所得層の消費を促進するために個人の所得税負担が軽減されました。

ただし、インド国籍を持たない個人で、短期間だけインドに滞在している場合、短期滞在条件（所得税法またはDTAA(租税条約)に記載されているもの、より有利な方）の達成に基づいて、給与所得を所得税から免除することができます。DTAAに基づく恩恵を受けるためには、TRC（税務居住者証明書）が必要です。

雇用主は、インドで従業員が得た給与に対して源泉徴収を行い、従業員に源泉徴収証明書を提出する義務があるため、インドで税務登録を取得し、源泉徴収税申告書を提出する必要があります。従業員は少額免除基準を超える所得について、毎年所得税の申告をする必要があります。

外国企業に雇用され、インドのグループ企業に派遣されている外国人または居住インド人は、インドで提供したサービスに対する給与 (源泉税控除後) を受け取るために、インド国外に外貨建ての銀行口座を持つことができます。
従業員による雇用主へのサービスは、物品の供給でもサービスの供給でもないため、GST（物品サービス税）の対象とはなりません。

社会保障

積立基金(PF(Provident Fund))

国際労働者(IW(International Worker))

- EPF(Employees' Provident Fund)法が適用される施設で働くすべての外国人(OCI(Overseas Citizen of India)カード保有者を含む)は、IWとみなされます。
- 雇用主と被雇用者が、賃金の上限なしで賃金の12%をそれぞれが強制的に拠出する必要があります。

社会保障協定(SSA(Social Security Agreement))

- SSAは、国境を越えた労働者の利益の保護を規定し、主に「二重適用」を回避する二国間の協定です。
- 現在インドは、ドイツ、オランダ、オーストラリア、日本、カナダ、スイス、ルクセンブルク、フランス、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーなどを含む19か国と効果的なSSAを締結しています。また、インドは米国や英国を含むいくつかの国と交渉中です。
- SSA諸国からの外国人で、 適用証明(COC(Certificate of Coverage))/ 派遣証明書を持っている人は、IWの規定および規定の適用から除外できるため、インドのPFに拠出する必要はありません。
- IWは、インドの会社を退職する際にPF積立(拠出金+利息) を引き出すことができます。ただし、非SSA国出身者は58歳に達している必要があります。

社会保障/退職–勤務終了手当

退職金-サービス終了時の支払い

- 退職金の支払いは、現在、労働法典の一部である社会保障法典（Code on Social Security：CoSS）に基づいて規定されており、2025年11月21日より施行されています。
- 従来の退職給付金法（Payment of Gratuity Act：POGA）では、退職金は最終給与（基本給＋物価調整手当）を基準に算定されていましたが、CoSSの下では、より広範な定義である「賃金（Wages）」に基づいて支払う必要があります。なお、退職金は勤続1年ごとに発生します。
- 従業員が10名以上の事業所は、従業員の退職時に退職金を支払う義務があります。
- 正社員は、原則として継続して5年以上勤務することで（一定の例外あり）、当該給付を受ける資格を得ます。
- 有期雇用社員（Fixed Term Employee）は、1年の勤務完了後に、比例按分で退職給付を受ける資格を得ます。

就労ビザ

OCIカード保有者以外の外国人がインドで働くには大半の事例において就労ビザが必要です。就労ビザは本国で申請し、インド滞在中に最長10年間延長することができます。同伴する子供や配偶者は家族帯同ビザの対象となります。

特に投資家については、FDIポリシーに規定された関連条件を満たすことを条件として、永住権 (PRS) を活用することができます。PRSスキームの主な基準と特徴には以下が含まれます。

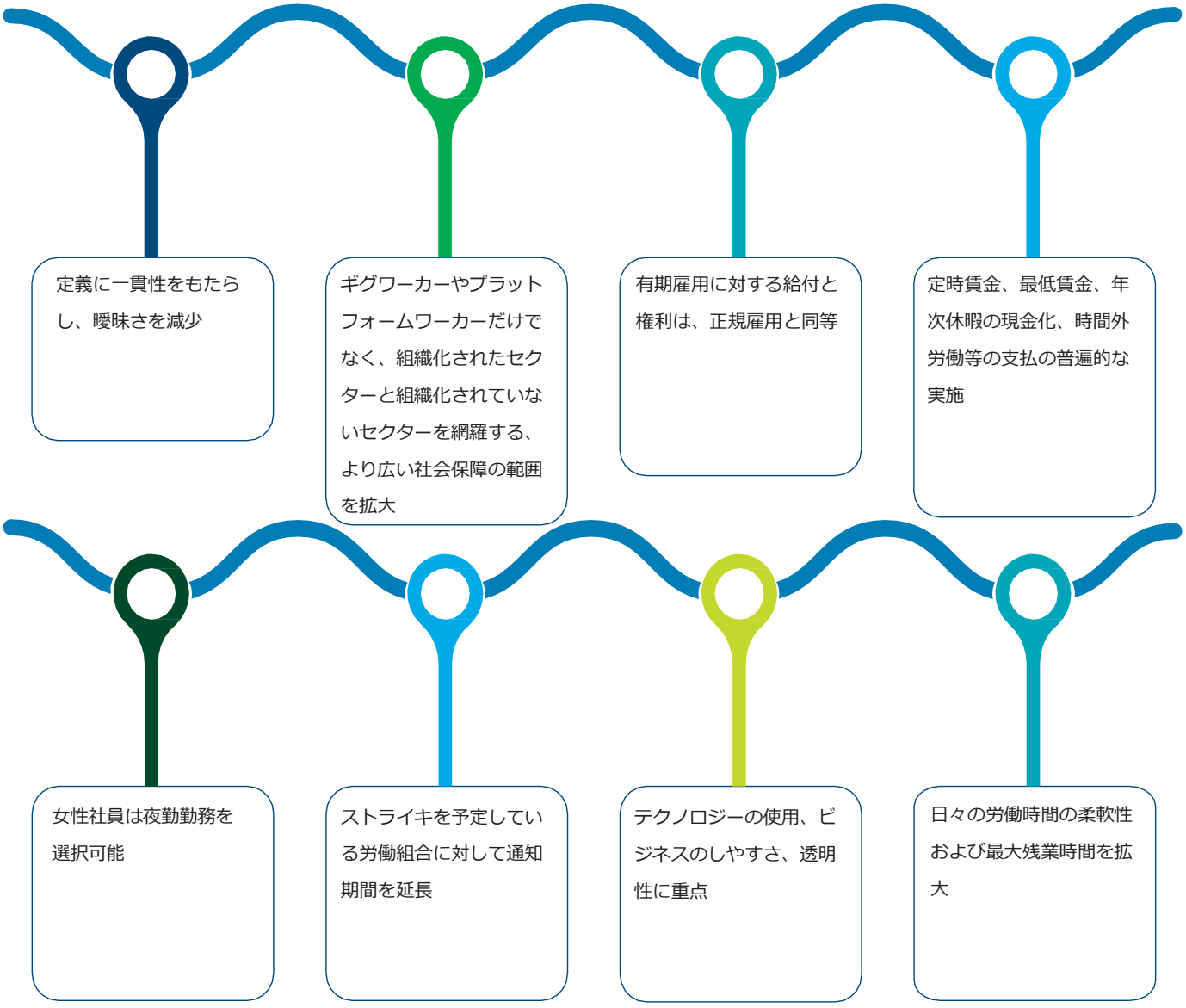


1.3.3. 最近の傾向と新たなアップデート

(A) 労働法典

「インドにおけるビジネス環境の改善」の一環として、インド政府は既存の中央労働法29本を統合する形で、4つの新しい労働法典（Labour Codes）を導入する大規模な制度改革を実施しました。これらの労働法典はすでに公布されていますが、完全な施行は、詳細な規則および制度の通知に依存しています。これらの規則が最終化・公布されるまでは、従来の労働法および関連規則・通知が引き続き適用されます。ただし、規則の制定に依存しない一部の規定については、2025年11月21日以降すでに施行されています。

労働法典の主な特徴は以下の通りです。



インドに投資する外国企業は以下の事を行うことが重要となります。

- 賃金の定義変更による財務的影響の把握
- 報酬体系、人事ポリシー、および基盤となるテクノロジーとプロセスの調整
- 従業員の適切な分類

(B) グローバルでどこからでも仕事が可能なWork from anywhere規制

パンデミックは、世界中の仕事や文化の柔軟性と対応力を試しました。ハイブリッドワークやリモートワークのモデルが現在では標準となっています。

しかし、外国の雇用主とインドで働くその従業員の双方にとって、移民（ビザなど）及び税務上の影響を理解することは極めて重要です。

入国審査

リモートワークを容易にするために特定のビザを導入している他の国とは異なり、インドはまだ特定のビザを打ち出していません。したがって、OCIカードを持っていない外国人は、インド国内からリモートで働くことはできません。

税金およびその他の影響

インドからの海外で雇用されている従業員によるリモートワークは、課税対象となる拠点の創設、すなわちインドにおける海外雇用者のPE（恒久的施設）エクスポージャーに関する議論を呼び起こしており、特に以下の要因に留意する必要があります。

- インドに出張する従業員数
- インド滞在日数のしきい値
- 従業員の役割/業務内容
- 契約交渉、署名、執行又は締結する従業員の権利
- インドの顧客/仕入先とのやり取り
- 従業員の勤務地-自宅/インドグループ会社のオフィスなど

租税条約は、PEの定義から本質的に準備的/補助的な活動を除外しています。しかし、そのようなサービスの範囲は、雇用者の活動/事業全体との関連でテストされなければなりません。

グローバルに移動する従業員のトレンドが増加する中で、どこからでも仕事が可能なWork from anywhereポリシーから生じるPEエクスポージャーを理解することが不可欠になっています。OECDの最新ガイダンスでは、越境リモートワークに関するPEリスクの評価について、2段階のフレームワークが導入されています。まず第1に、時間基準テスト（Temporal Test）として「50%ルール」が用いられ、年間総労働時間の半分未満を自宅やその他の場所で勤務する場合、通常はPEは認定されません。第2に、商業目的テスト（Commercial Reason Test）では、その場所が事業上の目的を有するかどうかを検討します。例えば、雇用主によって勤務場所が指定されている場合や、顧客・サプライヤーとの中核的な事業活動が当該場所で行われている場合などが該当します。個人的な理由による自主的なリモートワークは、通常PEを構成しません。また、雇用主による管理・指揮の程度、勤務の継続性、重要な業務のための物理的な滞在の有無なども、PE該当性の判断に影響を与える要素となります。

外国企業がインドにPEを持っていると結論付けられた場合、独立企業間利益はインドのPEに帰属されなければなりません。したがって、外国企業のインドPEは、インドにおいて税務登録を行い、年間所得税申告及び税務監査報告書を提出し (しきい値を超える場合)、会計帳簿及び監査済み財務諸表を維持し、TP規制を遵守する必要があります。

インドで働く外国企業の従業員が法令またはDTAAのいずれにおいても短期滞在の免除を申請する資格がない場合、当該外国の雇用主は当該従業員に支払われた報酬に関する源泉徴収税およびその他の関連法令を遵守する必要があり、当該外国人従業員はインドで納税申告を行う必要があります。従業員はDTAAに基づいて短期滞在者免税を申請する場合、TRC（居住者証明書）を取得しなければなりません。

さらに、外国人雇用者は、インドで働く従業員のために、インドにおける労働法の適用を検討する必要があります。

GST登録を受けるための外国事業体の要件をチェックするために、GST法上の影響も検討する必要があります。

(C) インドのギグエコノミー

ギグエコノミーは、人々が独立して、しばしば短期間で、複数のクライアントのために働くという経済の仕組みを指します。インドではこのセクターが急速に成長しています。インド政府の政策立案機関であるニティ・アヨーグ（Niti Aayog）の「インドの急成長するギグおよびプラットフォームエコノミー」の報告書によると、2021年のインドのギグワーカー数は770万人で、この数は2029~2030年までに約2,300万人に増加すると予想されています。

インドのギグエコノミーに貢献している主な要因は以下の通りです。

- 未熟練者、中程度の熟練者、高度な熟練者の各カテゴリーにわたる、利用可能な労働力の大規模なプール
- 急速な成長期にコストを抑え、ビジネスの柔軟性を提供するためにより多くのギグワーカーを使用するというビジネスモデルの変化
- 小さな町でもデジタル化の導入率が高いことで、ギグワーカーをより多くの企業が利用
- インド企業おける多様性と一体性への関心の高まりにより、従来とは異なる労働力モデルへの取り組みの増加

新時代のサービス経済において重要な役割を担うギグワーカーを認識し、約1,000万人のギグワーカーを支援するために、配車サービスやフードデリバリーなどのプラットフォームを運営する企業（アグリゲーター）は、年間売上高の1～2%（ただし、ギグワーカーやプラットフォームワーカーへの支払額の5%を上限）を社会保障基金に拠出することが義務付けられます。さらに、労働者にはAadhaarに連動したユニバーサル・アカウント番号（UAN）が付与され、福祉給付へのアクセスが容易になります。これらの給付は州をまたいで持ち運び可能（ポータブル）であり、労働者が他の地域へ移動しても引き続き利用することができます。

C.1.4　事業再編

事業再編には、取引課税、関連する税務への影響、およびデューデリジェンスの課題など、重要な考慮事項があります。インドに参入する投資家や企業にとって、これらの側面を理解することは、取引を効率的に構築し、潜在的なリスクを軽減するために重要です。インドの税制の変化や規制改革が進む中、再編に関する戦略的な計画は大きな価値を生み出します。このセクションでは、ステークホルダーが意思決定を行い、機会を最大限に活用するための方法と留意すべき点を紹介します。

取引課税

個々の取引には、さまざまな税務上の影響が伴います。いくつかの主要な影響は以下の通りです：

1 合併

合併は、税帰属を含む複数の事業体の資産と負債を統合することを指す。この方式は、通常、金銭的な対価を必要とせず、特定の条件が満たされれば、税務上も中立となりうるため、しばしばグループ内合併で好まれる。しかし、規制当局の承認を得ることが不可欠で、印紙税の影響を受ける可能性がある。

2 カーブアウト

カーブアウトのオプションには、様々な手段を通じて、税帰属を含む事業を別の事業体に譲渡することが含まれる。分割は税務上中立的な選択だが、規制当局の承認が必要なため時間がかかる可能性がある。事業譲渡と資産売却はより一般的な選択肢。通常は相互の合意のもと実行され、時間を節約できる可能性はあるが、課税を伴うことがある。

3 資本再編

資本再編の方法には、自社株買い、減資、ボーナス発行、株主割当発行などによる企業の株式資本構成の再編が含まれる。これらの方法は、資本構成を簡素化し、貸借対照表を最適化し、余剰資金の本国送還や拡大のための資本調達を容易にするために採用される。

4 株式譲渡

インドでの事業や投資の拡大は、しばしば株式の取得を通じて達成される。このアプローチは、グループの利益に沿った直接的な支配を提供する。通常、迅速なプロセスだが、課税を伴う可能性がある。

買い手側

税務上の欠損金および繰越減価償却費（UAD）の移転可能性

合併や分割の場合に欠損金を移転するために満たすべき条件

濫用防止規定

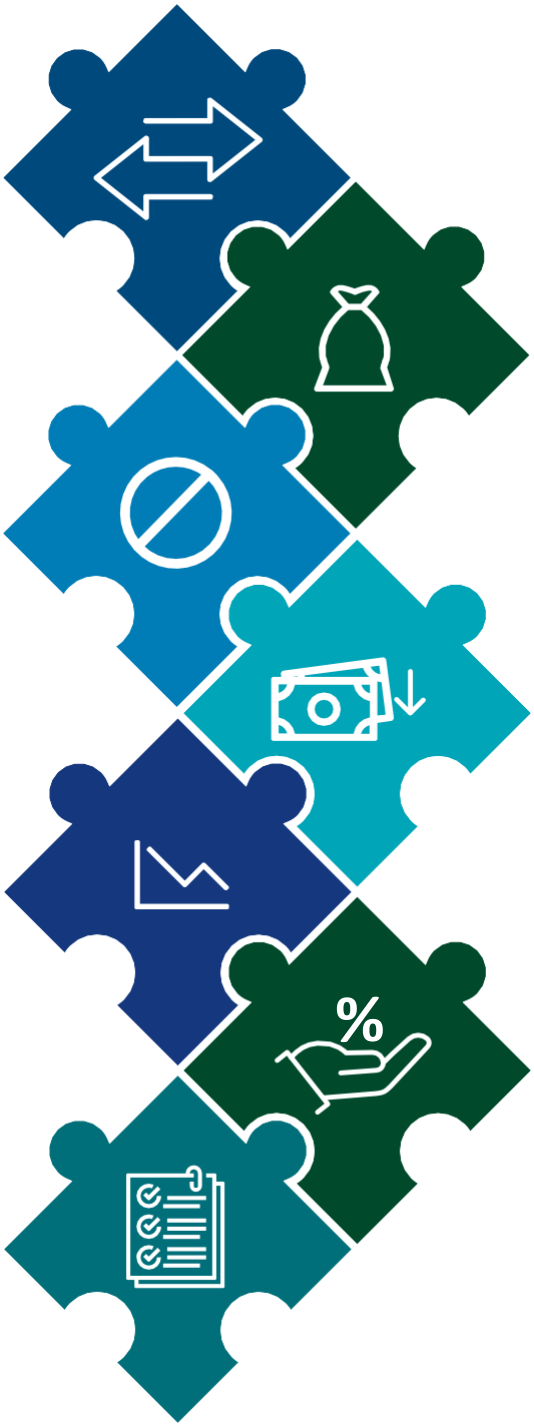
不十分な対価で財産を受け取った場合の課税

減価償却

資産の簿価に基づいた減価償却

一般的租税回避防止規則

取引は合理的な商業的な根拠によって正当化される必要あり



税残高の移転可能性

合併や分割の場合におけるGSTクレジット、MATクレジット、前払税金およびTDS残高の移転可能性

費用の損金算入可能性

取引の実施に伴い発生した費用の税務上の損金算入可能性

源泉徴収税

所得税法（ITA）/租税条約（DTAA）の規定および売り手の居住性に基づき、対価に対して源泉徴収される

売り手側

キャピタルゲイン税

譲渡によって生じた利益は、所得税法（ITA）の規定に基づき課税

自己株式買戻税

2026年4月1日より、自己株式の取得はキャピタルゲインとして課税。従来は、自己株式の取得は配当として株主側で課税され、取得コストの範囲内でキャピタルロスを認識可能だった。この結果、株主は一定の例外を除き、キャピタルゲイン課税の適用を受けることが可能

税務上の中立性

合併や分割などの特定の取引は、一定の条件を満たせば税務上中立とみなされる可能性

株式持分の大幅な取得による税務上の欠損金の消滅

株式持分が49%を超える変更があった場合、非公開会社の税損失が消滅する可能性



進行中の訴訟・要求・調査の移転可能性

関連する規定に従い、事例ごとに分析する必要あり

価値算定要件

資本資産の移転は所得税法（ITA）で定められた価値算定規則に基づき、公正な市場価値をベースに課税される

間接税の影響

取引の性質に応じてGST（物品・サービス税）の影響を評価する必要あり

一般的租税回避防止規則

取引は合理的な商業的根拠に基づいて正当化される必要あり

その他の関連事項

取引の問題

SEBIへの影響

取引の当事者のいずれかが上場企業である場合、2011年SEBI (株式の実質取得および買収) 規則 (買収規則)、2018年SEBI (資本の発行および開示要件) 規則 (ICDR規則) などのSEBI規則に準拠する必要がある。

間接譲渡

1961年所得税法の規定により、間接譲渡条項は、海外法人の株式が譲渡され、その株式の価値が実質的にインドにある資産から生じた場合に適用される。

印紙税の影響

株式の譲渡、合併、分割、買収などの取引を行う際には、州ごとに異なる印紙税の影響を考慮する必要がある。

タイムライン

- 事業譲渡を実施するための期間は、2~3ヶ月が目安。
- なお、異なるルートによる合併・分割のための期間の目安は以下のとおり。
 - NCLT（会社法審判所）ルート-10~12ヶ月
 - ファスト・トラック・ルート-5~6か月

また、株式取得など他の方法では約1ヶ月かかる。

インド競争委員会（CCI）の承認

CCIは、取引の内容を審査し、それがインドの関連市場における競争に著しい悪影響を及ぼすか否か、または及ぼす恐れがあるか否かを評価する法的機関。規定された資産と売上高を満たすM&Aは、完了前にCCIに通知し、承認を受ける必要がある。

合併時の税務上の欠損金の繰越制限

現在、合併会社の累積欠損金は、合併後の会社によって8年間繰越すことが可能だが、2025年4月1日以降に実施される合併や事業再編の場合、前身となる法人の累積欠損金は、後継法人の欠損金とみなされ、前身法人で最初に計算された年から8課税年度を超えて繰越すことはできない。

デューデリジェンス実施時の留意事項

1. 法律で義務付けられている源泉徴収義務の不履行
2. 適時の所得税コンプライアンス - 税務申告と納税
3. 持株比率の変更による欠損金の繰越適格性への影響
4. 税務上の費用の資産計上及び減価償却費の計上
5. 実質的に収益とみなされるマーケティングプロモーション費用が否認となるリスク
6. 所得税法第35DD条に基づく合併費用の否認
7. 進行中の税務訴訟/調査で対象企業が選択した不利なポジション
8. 「PEなし」証明書が利用出来ず費用が否認される可能性
9. 新規設立企業の場合に発生する初期費用の税務上の取扱い
10. 対外商業的借入に係る支払利息の否認

C.1.5　所得税コンプライアンスと紛争解決

1.5.1. 所得税コンプライアンス

インドの税務当局は、所得税法の下で様々な所得税コンプライアンス要件を設けています。これらは主に以下のもので構成されています。

納税番号(PAN)の取得

納税番号（PAN：Permanent Account Number）は、所得税当局によって法人・個人に割り当てられたインド固有の識別番号です。通常、所得税規則に従って課税所得を得る人は、インドでPANを取得する必要があります。

毎年の確定申告

課税所得を得るすべての人は、所定の期限内に所得税申告書を提出する必要があります。税務当局は、異なるカテゴリーの納税者に対して様々な申告様式を提供しています。

源泉徴収税コンプライアンス

インドの課税対象者に支払いを行うすべての者（法人・個人）は、特定の支払いに際し源泉徴収税を控除する必要があります。また、その者も源泉徴収票の提出及び源泉徴収票の交付が必要となります。

源泉徴収（回収）税（TCS）

源泉徴収（回収）税（TCS：Tax Collected at Source）は、特定の商品やサービスを販売する際に、売り手が税金を回収する仕組みです。TCSの目的は、政府ができるだけ早い時点で税金を徴収し、高額取引を追跡することです。税金を回収する売り手は四半期ごとに申告を行う必要があります。税金を支払う買い手は、所得申告を行う際にその税金に対するクレジットを請求することができます。

前払税金の支払

インドで所得税の支払い義務がある者（法人・個人）は、四半期ごとに前払税を納付する必要があります。このような税金は、事業年度の確定申告時に最終的な納税義務額と調整されます。

1.5.2. 帳簿の整備、監査、紛争解決

帳簿の維持要件

- 所得税法に規定された限度額を超える売上高または所得を得た場合、裏付けとなる書類とともに適切な会計帳簿を維持することが求められる。
- 会計帳簿及び関連書類は、インド所得税法に定める期間、保管の義務がある。上記の記録は、紙または電子形式で保管することが可能。

税務監査要件

- 所得が一定の限度額を超える場合、所得税法に基づき、公認会計士による会計帳簿の監査が必要となる。
- 税務監査は、税務当局が要求する所定の情報を報告し、会計帳簿の正確性を確保するために必要とされる。

租税紛争解決の場

- 所得税当局は、納税者との間の様々な租税紛争に対処するため、様々なプラットフォームを提供している。
- プラットフォームの一覧は以下の通り（階層は上から下）
 - 紛争解決パネル/所得税局長（不服申立て）
 - 税務審判所
 - 高等裁判所
 - 最高裁判所
- その他の代替的紛争解決には、事前裁定当局、相互合意手続きなどがある。

C.1.6　間接税

1.6.1 間接税

GSTは、財およびサービスの供給に対して適用されます。また、関税は引き続き、ほとんどの輸入品および特定の輸出品に対して適用されます。中央物品税は特定の石油製品 (ガソリンやディーゼルなど) や特定のタバコ製品に適用されます。州は、アルコール飲料や麻薬などの特定の商品に物品税を適用し、アルコールの販売に付加価値税を課しています。さらに、国家安全保障および公衆衛生に係る支出を賄うため、2025年健康安全保障・国家安全保障目的税法（The Health Security and National Security Cess Act, 2025）に基づき、目的税が導入されています。この目的税は、パーンマサラなどの特定製品（および今後指定される可能性のある製品）について、設置された製造機械や採用される製造工程を基準として課されます。

中央政府や州政府は、国内製造、輸出、産業の発展、雇用などを促進するための輸入を許容し、税制上の優遇措置を提供する様々な政策や計画を随時展開しています。対外貿易政策、生産連動型インセンティブ制度、州政府のインセンティブなどにそのような恩恵が設けられています。

GSTストーリー

イントロダクション

GSTは2017年7月1日から中央政府と州政府によって導入されました。サービス税、中央物品税、付加価値税、中央売上税など、いくつかの複雑な中央および州の法律が統合されています。酒類と石油製品に関しては、例外となり、物品税と付加価値税の課税対象となっています。

大規模な改革とGSTの簡素化は進行中です。コンプライアンスと税務手続きはステークホルダーとの協議に基づき、継続的な改善が行われています。

GSTが導入され、税務行政の効率化が進められています。

ストラクチャー

GSTは、中央政府、州/連邦地域 (UTs) が物品及びサービスの供給に対して同時に賦課できるため、二重構造制度を有しています。GSTの構成は以下の通りです。

- 中央政府賦課（ CGST） - 州内供給（すなわち州/UT内）に適用され、適用税総額の半分。
- 州/UT政府賦課（SGST/UTGST） - 州内供給に適用され、適用税の残りの半分。
- 中央政府賦課（ IGST） - 州間供給（2 つの州／UTs間）の物品およびサービスの州間供給および輸入に適用されます。
- 補償税 - 税率合理化の一環として、補償税は税率に組み込まれ、これに伴い、2026年2月1日より、特定のたばこ製品には40%のGST税率が適用されています。当該たばこ製品の供給価額は、パッケージに表示された小売販売価格を基準に、所定の計算式により算定されます。
- GSTは5%と18%の二段階税率に簡素化され、高級品には40%の税率が適用されます。なお、一部の生活必需品についてはGSTが免除されています。
- 仕入税額控除は所定の物品又はサービスの国内供給について支払われたGSTについて適用されます。

1.6.2関税

関税はインドへの輸出入品に適用されます。品目及びその税率は、1975年関税率法の第２表に規定されています。第1表は、「商品分類についての統一システム」として知られる国際的な分類スキームであり、様々な輸入品目を体系的に分類し、輸入関税率を指定しています。輸入品に対する関税

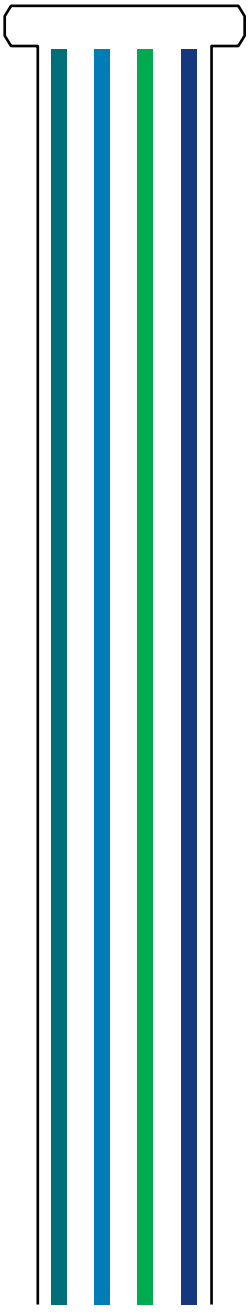
は、通常、従量又は従価のいずれかで課されますが、まれに双方が課されることもあります。第2表には、輸出税の対象となる品目が規定されています。主な課税方式は従価ベース、すなわち価値基準です。評価規定は、基本的には関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) に基づく評価制度 (現在は世界貿易機関 (WTO) 評価協定と呼ばれています) を採用したもので、世界的にも採用されています。間接税関税中央委員会 (CBIC) は、通関手続きを容易にし、取引コストを削減してビジネスの容易さを確保するために、多くの措置を講じてきました。世界税関機構 (WCO) のSAFE基準の枠組みに基づき、「認定通関業者 (AEO) 」は、国際貿易に関わる企業が様々な利益を享受できるように開発されました。

政府は、貿易円滑化および輸出促進のため、倉庫における製造およびその他事業に関する規制（MOOWR）制度、関税還付制度（Duty Drawback）、輸出促進資本財（EPCG）制度、事前認可（Advance Authorisation）制度、輸出品に対する関税及び課税の免除（RoDTEP）制度、特別経済区（SEZ）、輸出志向型ユニット（EOU）制度など、さまざまな制度を提供しています。

1.6.3対外貿易政策 (FTP)

対外貿易政策（FTP）は、輸出入に関する指針および指示を規定したもので、外国貿易総局（DGFT）によって制定され、中央政府によって公示されるものです。インドは、2023年3月31日に発表されたFTP 2023によって、グローバル経済大国への道を大きく進める一歩を踏み出しました。従来のFTPが固定的な5年間の有効期間に基づいて運用されていたのに対し、FTP 2023は、時代の変化に伴う新たなニーズに対応するため、継続的な見直しを可能とする動的かつオープンエンド型の枠組みを採用しています。FTP 2023は、技術革新の活用、協力関係の促進、そして新興輸出分野の特定を通じて、積極的かつ先進的なアプローチを採用したFTPを具現化しています。この政策は、インドを国際貿易の舞台で競争力のあるプレーヤーとして位置付けることを目指しています。

この政策は、輸出業者との信頼とパートナーシップの原則に基づいており、以下の4つの柱に基づいています。



インセンティブから還付へ

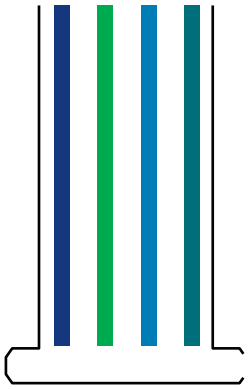
インセンティブから還付への移行を図り、国際貿易取引（輸出）における関税および諸税の削減を通じて実現します 。

協業による輸出促進

- **輸入関税の免除および軽減** - 従来の輸出促進スキーム（例：事前承認制度や輸出促進用資本財スキーム）は、原材料および資本財の無税輸入を可能にしてきました。この制度では、輸出業者の利便性を向上させるためのプロセスの大幅な再構築や技術支援が導入されています。
- **輸出業者のステータス認定基準の合理化** - 輸出業者をステータスホルダーとして認定するための輸出実績基準を合理化し、より多くの輸出業者が高いステータスを達成できるようにするとともに、取引コストを削減しています。
- **インドからの商業取引活動の促進** - 商業取引活動（マーチャンティング）を活性化させ、輸出促進を図っています。
- **インドルピーの国際化** - 外国貿易政策（FTP）スキームにおいて、ルピー建ての支払いを受け入れることで、インド・ルピーの国際化を推進しています。
- **輸出優良都市（TEE）** - 現在認定されている39の輸出優良都市に加え、新たに4つの都市を「輸出優良都市（TEE: Towns of Export Excellence）」として認定しています。
- **州および地区を輸出促進のパートナーに** - インド国内で輸出促進を分権化することを目指し、州や地区レベルでの輸出促進を強化します。FTP 2023の重要な要素の1つは、地区レベルからの輸出促進と、地域貿易エコシステムの発展を加速させることです。

ビジネス環境の向上

- FTPにおける様々な承認のためのリスク管理システムを備えた自動化ITシステムを通じて、輸出業者により大きな信頼が寄せられています。この政策は、「ビジネス環境改善」イニシアティブに基づいて、ペーパーレスのオンライン環境を実現したものです。



新興地域 – 輸出ハブとしてのeコマース開発地区と SCOMET政策の合理化

- **Eコマース輸出促進のための重要な施策** - 電子商取引（Eコマース）による輸出を促進するための重要な施策として、2026年度予算では、クーリエを通じた輸出に適用されていた1貨物あたり100万インドルピーの価額上限を撤廃することが提案されました。Eコマース輸出拠点のインフラ整備を進めることで、この分野の効率的な輸出活動を支援しています。
- **輸出管理体制の強化** - インドは、輸出管理体制（Export Control Regime）を強化する中で、「輸出管理」に重点を置いています。本政策では、SCOMET（特定化学品、微生物、材料、装置および技術）の政策やその他関連規制の効率化を図るための措置が導入されています。

1.6.4自由貿易協定 (FTA)

FTAとは、2つ以上の国や貿易圏の間で、主に関税や非関税障壁を削減または撤廃することに合意する取り決めです。FTAは通常、物品貿易（農産物や工業製品など）やサービス貿易(銀行業、建設業、貿易業など) を対象としています。FTAは、知的財産権 (IPR)、投資、政府調達、競争政策のような他の分野もカバーすることが出来ます。

インドは、包括的経済連携協定 (CEPA)、包括的経済協力協定 (CECA)、FTA、特恵貿易協定 (PTA)など、19以上の二国間および多国間の貿易協定を締結しています。最近の動きとしては、2026年1月にインドで開催された第16回インド・EU首脳会議において、インドと欧州連合（EU）とのFTAが合意に至りました。

原産地規則 (ROO) は、国際貿易のために製品の原産国を決定するために必要な基準です。その重要性は、関税と制限が輸入元に依存することによよります。基準は以下のために利用されます。

- アンチダンピング税やセーフガード措置などの商業政策上の措置や手段の導入
- 輸入産品が最恵国(MFN) 待遇 を受けるか特恵待遇を受けるかの決定
- 貿易統計
- ラベリングおよびマーキング要件の適用
- 政府調達

ROOは、FTAにおける特恵関税の適用に関する評価を行う上で重要です。さらに、FTA非加盟国は、FTAパートナー間で合意された特恵関税の恩恵を受けられません。

FTAの下で優遇税率を利用するためには、「原産地証明」が必要です。FTAによって原産地証明の要件は異なります。一部のFTAでは、指定された機関からの証明書の形で原産地証明を取得する必要がありますが、一部では自己申告の形で行うことができます。

1.6.5間接税コンプライアンス

インドの主要な間接税の典型的なコンプライアンス事項は以下の通りです：

GST

- 電子請求書及びそのコンプライアンス。
- 月次／四半期GST申告：通常のGST登録事業者は、対外供給（売上取引の詳細）を報告する申告書と要約申告書の2種類の月次申告書を提出する必要があります。一方、対象となる小規模納税者は、QRMP（四半期申告・月次納税）スキームを選択することで、税金は毎月納付しつつ、申告は四半期ごとに行うことができます。また、簡易課税制度の適用を受ける納税者は、四半期ごとに明細書を提出する必要があります。さらに、電子商取引事業者、臨時課税事業者、非居住者、OIDAR（オンライン情報・データベースアクセス／検索サービス）提供者、特定の政府関連主体など、特定のカテゴリーのGST登録事業者には、別途の申告義務が課されています。加えて、複数のGST登録を有する納税者は、該当する場合、源泉徴収（TCS）やインプットサービスディストリビューター（ISD）に関するコンプライアンスを履行する必要があります。
- 年次コンプライアンス:一定の売上基準を超える事業者は年次申告書と自己証明書の提出を行います。

関税の申告

- 輸入者及び輸出者は、物品の詳細、価格、原産地その他の関連情報を記載した通関申告書 (輸入の場合) 及び船荷証券 (輸出の場合) を提出する必要があります。
- 関連当事者からの輸入の場合には、特定の申告書を提出する必要があります。
- 制限された物品を輸入、免税または軽減税の利益を享受するためには、特定の条件及び手続の遵守が要求されることがあります。

帳簿の保持、監査、および紛争解決

記録保持要件

登録された企業は、請求書、貨物運送状、すべての会計帳簿など、様々な記録や文書を保持する必要があります。帳簿には、金融取引、仕入税額控除の詳細、納税義務が正確に反映されている必要があり、情報は州単位で管理する必要があります。

記録は各会計年度の末日から所定年数の間保管する必要があります。

監査

各法令においては、通常の監査に加え、税務当局による特別監査、さらに税務当局の情報部門による調査および審査など、様々な種類の監査が規定されています。

紛争解決

通常、同法は、紛争の適時の解決を確保するために、紛争解決の様々な段階の期限とともに、紛争解決のためのいくつかの手段を提供しています。間接税法に基づく紛争解決の主な要素は次のとおりです

裁決

裁判を通じて納税義務の決定を行う権限が付与される。

不服申立て

納税者は、裁定機関の決定に不服がある場合には、不服申立てをする権利を有する。

高等裁判所への請願と上訴

納税者は、第一審および第二審、すなわち下級上訴当局 (審判所) の決定に満足しない場合、高等裁判所や最高裁判所などの上級司法機関に上訴することができる。

調停委員会／調停のための暫定委員会

これは、訴訟ではなく調停で租税紛争を解決したい納税者のための、関税及び中央物品税下での代替的な紛争解決メカニズム。ただし、関税に関する和解申請は2025年3月31日以降は行うことができない。また、現在、GST係争の和解に関する規定はない。

事前裁定

納税者に対し、予定されている取引に関する関税及びGSTの取扱いについて、確実性の確保および明確化を図る機会を提供する。事前裁定当局による裁定は、出願者及び政府当局に拘束力を有する。このメカニズムは、関税及びGST関連事項における不確実性と潜在的な紛争を減少させるための積極的な措置として機能している。

C.1.7インセンティブ

インドは、幅広い分野での投資を促進するために、中央政府と州政府の双方が支援を行う多層的で強固なインセンティブ制度を有している。中央政府は、経済特区（SEZ）や生産連動型インセンティブ（PLI）などの横断的な施策や分野別プログラムを推進する一方、州政府は地域の優先事項に応じた産業政策やインフラ支援を通じてこれを補完しています。これらの施策は、ビジネス環境の改善、海外投資の誘致、および産業全体の成長を促進することを目的としています。

1.7.1. 中央政府のインセンティブ

生産連動型インセンティブ (PLI) スキームは、政府のアートマニルバール・バラット（自立したインド）イニシアティブの下で国内製造を促進するために2020年3月にインド政府によって初めて導入されました。国内生産および雇用、そして社会福祉を促進し、税収を増やすことは政府の伝統的な戦略です。現在のPLIは主に売上高や投資額に応じた直接的な財政的インセンティブが提供されている。

PLIスキームの目的は、主要セクターと最先端技術への投資を呼び込むこと、効率性を確保し、製造セクターにスケールメリットをもたらし、インドの企業と製造業者を世界的な競争力のある存在にすることです。

PLI方式の顕著な特徴

目的

国内製造業の拡大を促進

輸入代替の推進

国内における付加価値創出を促進するとともに、輸入依存の低減を図る。

柔軟性

他の制度や州の政策による利益を享受することに制限はない。

インセンティブ

5～6年間などの特定の期間にわたる現金補助金。

アクティビティプロファイル

国内・輸出販売の両方がインセンティブの対象になる。

タイムライン

通知後、申請には約3～6か月かかる。

適格基準

1. インドで登録された企業/合弁会社
2. 特定の新規または増分投資、売上高基準を満たす
3. 追加の生産能力を満たす
4. 追加の雇用創出
5. 投資が計画されている場所の分類

インド政府は、国内製造の強化と国際競争力の向上を目的として、当初14の重点分野を対象に、総額約1.91兆ルピーのインセンティブを伴う生産連動型インセンティブ（PLI）制度を導入しました。制度開始以降、累計投資額は約2.16兆ルピーを超え、生産、輸出、および雇用創出の拡大が見られています。さらに、2025年12月31日時点における同制度のインセンティブ支給額は約2,874億ルピーに達しています。これらの制度は高い関心と活用が見られている一方で、いくつかの分野におけるPLI制度は現在、実施期間の終了が近づいています。現在対象とされている分野は及び製品は通信機器およびネットワーク機器、高効率の太陽光発電モジュール、白物家電（エアコンおよびLED照明）となっています。

インド政府が昨年導入した、国内製造を促進するその他の主な施策は以下のとおりです。

- **電子部品製造スキーム（ECMS）：**
 電子部品およびサブアセンブリ（半完成品）の国内製造の強化を目的とし、輸入依存の低減を図るものです。
 また、最終製品の組立にとどまらず、電子分野のバリューチェーンの深化に重点を置いています。
- **インドにおける電動乗用車製造促進スキーム（SPMEPCI）：**
 現地生産へのコミットメントと連動した関税優遇措置を通じて、グローバルでの電気自動車（EV）メーカーの誘致を目的としています。
 一定の投資額および現地化要件のもとで、インド国内におけるEV生産拠点の設立を促進しています。
- **医薬品・医療機器分野における研究・イノベーション促進スキーム（PRIP）：**
 インフラおよびイノベーションに対する財政支援を通じて、医薬品および医療機器分野の研究開発を強化することを目的としています。
 また、産学連携の促進や、高付加価値で高度な医療関連製品の開発を推進しています。
- **研究開発・イノベーション（RDI）スキーム：**
 技術主導型のイノベーションおよびその商業化を支えるための長期資金を提供します。
 また、大きな影響を与えるプロジェクトの推進と、インド全体の研究・イノベーションエコシステムの強化に重点を置いています。

1.7.2. 州政府のインセンティブ

州政府は、中央政府の施策を補完する役割を担い、投資誘致に向けて多様な財政および非財政インセンティブを提供しています。近年では、各州が投資先としての魅力を高めるため、政策枠組みや投資促進体制を整備し、競争的な環境が形成されています。多くの州では、企業の設立および運営コストの低減を目的として、資本補助金、印紙税の免除、州GST（SGST）の還付などを含む包括的な産業政策が導入されています。

同時に、サービス分野に対する政策的支援も強化されており、特にIT、ITを活用したサービスであるITeS、およびグローバル・ケイパビリティ・センター（GCC）分野において顕著です。カルナータカ州、グジャラート州、マハラシュトラ州、ウッタル・プラデーシュ州などでは、GCCに特化した政策が導入されており、資本補助金、賃料補助、雇用創出補助などのインセンティブが提供されています。これらの政策は、高付加価値サービスの誘致、雇用創出、および都市のグローバル拠点化を目的としています。

さらに、各州は地域の強みや戦略的優先分野に基づき、特定産業の振興を目的とした分野別政策も導入しています。これには、食品加工、物流・倉庫、航空宇宙・防衛、繊維・アパレル、海事・港湾関連開発などの分野が含まれます。また、大規模投資案件に対しては、バリューチェーン全体での投資を促進するため、個別にカスタマイズされたインセンティブパッケージが提供されており、地域および産業分野間のバランスの取れた成長を促進しています。

C2.　規制の状況

インドの規制環境は、外国投資を誘導する上で重要な役割を果たしており、対外商業借入や外国直接投資に対して体系的な枠組みを提供しています。このセクションでは、投資家がインドのダイナミックな経済環境を効果的にナビゲートできるよう、インドへの投資を形成する主要な規制、コンプライアンス要件、および機会の概要を紹介します。

外国投資の概要

外国直接投資
スケジュール1

- 自動ルートと承認ルート
- 非上場インド企業
- 上場しているインド企業の発行後払込資本の10%未満
- セクター別条件
- 株価算定評価基準
- EMF（エンティティマスターフォーム）/SMF（シングルマスターフォーム）などのコンプライアンス
- FOCC（外国オーナーシップ制限基準）コンプライアンスの適用性
- R（居住者）とFOCC（非居住者）の間の譲渡に関する評価および申請
- 一度FDI（外国直接投資）となったものは常にFDIとして扱われる

外国直接投資
スケジュール2

- 上場しているインド企業の発行後払込資本の10%以上の場合
- セクター別条件、評価基準およびコンプライアンス
- 非資本性金融商品におけるFPI（外国ポートフォリオ投資） – 債務性金融商品規制のスケジュール1

海外ベンチャーキャピタル投資

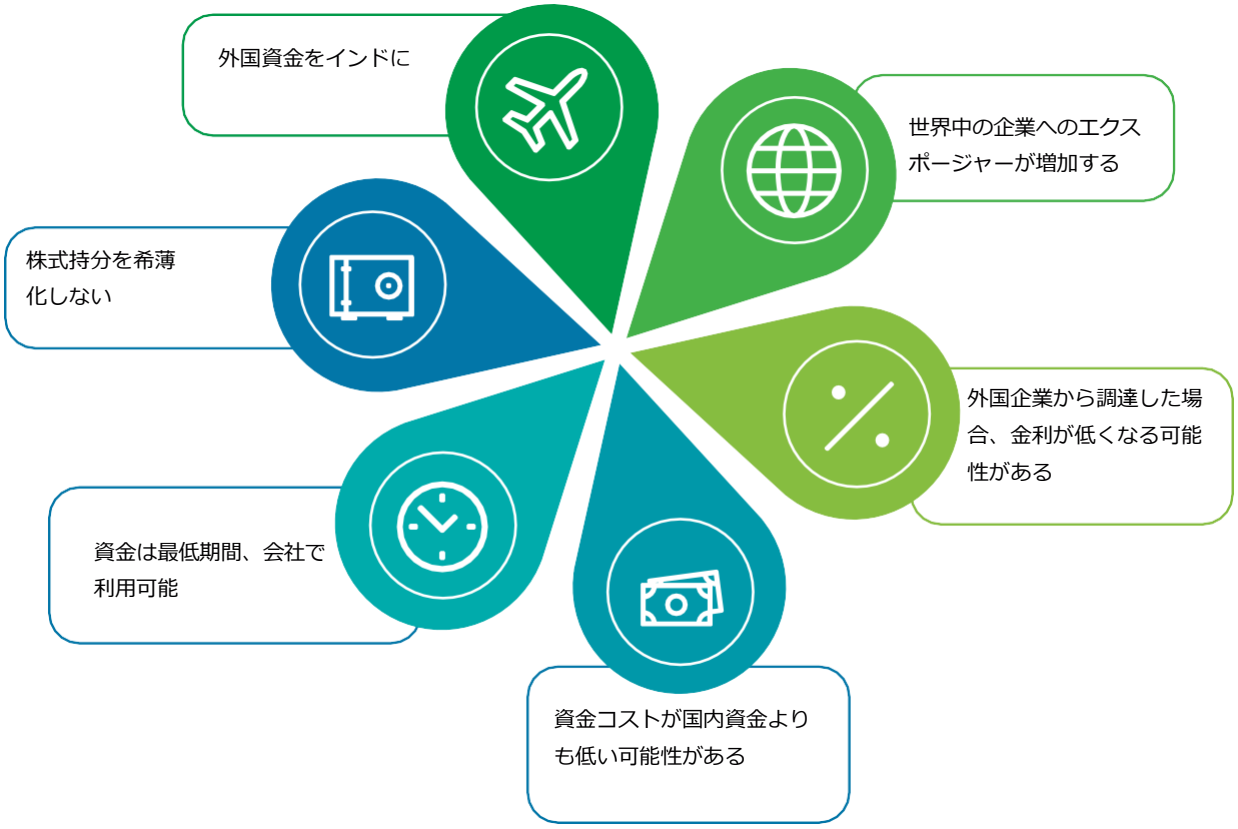
- 債務および非債務性金融商品
- 特定のセクター
 - バイオテクノロジー
 - ナノテクノロジー
 - 種子研究開発
 - 酪農業界
 - 養鶏業界
 - バイオ燃料の生産
 - ホテル兼会議施設セクター
 - インフラ
- 株価算定評価基準およびコンプライアンス

経済的商業借入

ECB（対外商業借入）とは何か?

- 商業ローン
- 適格借入人・企業により調達されること
- 非居住者企業から調達されること
- インド準備銀行（RBI）によって規定・許可された最終用途のためであること
- RBIが指示する条件・基準に準拠していること

メリット



ECB調達の手順

自動ルート

以下いずれか高い金額の範囲内でECBの借入が可能

(a) 既存ECB残高が10億米ドルに達するまで金額
(b)借入人の直近監査済の単体貸借対照表に基づく純資産額の300%に達するまでの金額

承認ルート

- 借入限度額、借入に関する適格性要件、最低平均償還期間の基準を満たさない場合、承認ルートが適用される
- RBIは、全体的なガイドライン、マクロ経済状況、提案の妥当性に基づいて承認を付与

C3.　投資利益率/資金還流

インドからの投資収益率（ROI）と資金送還の理解は全体的な収益性やコンプライアンスに影響を与えるため、投資家にとって非常に重要な要素となります。主要な概念、税務上の影響、その他の重要な考慮事項は以下の表の通りとなります。

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS) /管理報酬	インド有限責任事業組合 (LLP) の外国組合員に対する配当	インド支店
概念	株主に対する利益処分	株主既存株主からの自己株式の買い戻し	投資対価又は損失累計額に対する資本の消却	ロイヤルティの支払いは、外国企業との提携契約に基づき、インドの企業がライセンスや権利を使用するために行われる。一方、FTS（技術サービス料）および管理手数料は、管理サービス契約に基づいて支払われる	LLP（有限責任事業組合）は、非居住者パートナーと共にインドで設立することが可能。利益の分配、報酬、利息などの形で資金の送還が行われる場合あり	支店はインドにおける外国企業の単なる延長であり、税務上は外国企業として扱われる
インドの会社/LLP/支店の管理下における税務上の影響	20%の源泉徴収が必要(租税条約上の優遇措置がある場合にはそれに従う)。インドの会社は税控除対象の費用にならない	2026年4月1日以降、キャピタルゲインとして株主に対して課税される。非居住株主に対しては2025年所属税法393項のもと、源泉徴収課税が発生（適用税率は各国ごとの租税条約に基づく）	配当として扱われる金額に対して、該当する場合は租税条約の恩典を適用した上で、20%の源泉徴収税が必要。キャピタルゲインとして扱われる金額に対しては、保有期間に基づく適用税率で源泉徴収税を課し、該当する場合は租税条約の恩典を適用する必要あり	20%の源泉徴収税が必要であり、該当する場合は租税条約の恩典が適用される。これらは税控除可能な費用となる	LLP（有限責任事業組合）の利益には30%の税金が課され、給与、報酬、ボーナス、手数料、そしてパートナーへの利息の支払いに対して10%の源泉徴収税を課す必要あり	外国企業がインド支店に帰属する利益に対して課税された場合、それ以降、インド支店には追加の税金は課されない

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS)/管理報酬	インド有限責任事業組合(LLP)の外国組合員に対する配当	インド支店
外国親会社への税務上の影響	インドでは20%の税率で課税（該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性あり）	株式の買い戻しにおける全額の対価は、株主に対してみなし配当として課税され、取得原価の範囲内でキャピタル・ロスが認められる。この場合、対価はゼロとみなされるが、該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性あり	累積利益の範囲内ではみなし配当として扱われる可能性がある。累積利益を超える金額については、キャピタルゲインとして課税される場合がある。配当またはキャピタルゲインとしての課税は、該当する場合には租税条約の恩典が適用される可能性あり	通常、インドでは20%の税率で課税（該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性があります）。特定の条件を満たす場合には、より低い税率が適用される可能性あり	利益分配時にパートナーが受け取る利益分配額は非課税となるが、利息、ボーナス、報酬は、外国パートナーの法的立場に応じた税率で課税される	支店に起因する外国親会社の所得は35%の税率で課税。インドでの課税された後は、外国親会社への利益送還に対して税務上の影響はない
FEMAの影響	文書の整備を条件として、特別な承認なしで許可される	価値評価および提出書類に関してFDI（外国直接投資）政策に従う必要あり	価値評価および提出に関してFDI（外国直接投資）政策に準拠する必要あり	ロイヤルティは、文書の整備を条件として特別な承認なしで許可される。 技術サービス料（FTS）については、インドの外為管理の観点から特定の制限が適用される	文書の整備を条件として、特別な承認なしで許可される	特定の活動を行うために、自動ルートの下で許可される

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS)/管理報酬	インド有限責任事業組合 (LLP) の外国組合員に対する配当	インド支店
2013年会社法	会社は、現在または過去の利益から配当を宣言することができるが、これには会社法や関連規則、および株主の承認に従う必要がある。為替管理に関連する重大な制約はない。配当は発表後30日以内に株主に分配される必要がある	取締役会は、払込資本および準備金の最大10%までの自己株式買い戻しを承認することができる。一方で、払込資本および準備金の25%、または発行済み普通株式数の25%（いずれか低い方）までの買い戻しを行う場合は、株主総会で特別決議を取得する必要がある。さらに、買い戻し後の負債比率に関して追加の制限があり、条件に従えば、CCPS（転換条件付優先株式）も会社によって買い戻すことが可能となる	減資に関する条件と手続きには、法定監査人の証明書、株主の承認、およびNCLT（国家会社法審判所）の関与が含まれる。この手続きにはおよそ8～10か月かかる	関連会社間取引には取締役会の承認が必要。閾値を超える場合には株主の承認が必要であり、価格設定は独立第三者間取引（アームズ・レングス）の基準に従う必要がある	LLPのパートナーの中で、少なくとも2名の個人が指定パートナー（DP）である必要がある。また、そのうち少なくとも1名はインドに「居住」している必要がある。すべてのパートナーが法人である場合、これらの法人の「代表者」として少なくとも2名の個人が指定パートナー（DP）として行動する必要あり	特定の書類を会社登記局（Registrar of Companies）に提出する必要がある（設立時の一回限りの手続きおよび年間コンプライアンス）

(D)業界の概要



D.1.　金融サービス業

金融サービス業は、インド経済の成長において非常に重要な要素となっています。急速なデジタルトランスフォーメーション、拡大する顧客基盤、規制改革などが金融サービス業の成長・イノベーションに繋がっています。これらの業界のダイナミクスを理解することは、インドの強力な金融エコシステムに参入しようとする投資家や企業にとって重要です。

以下は金融サービス業界の主なセグメントである銀行、投資および資産管理、保険業界の動向となります。

D.1.1.　金融サービス（FS）業界の主要セグメント

1.1.1 銀行業

01. インド銀行業界に対する主な規制

1949年銀行規制法

1934年インド準備銀行法

2013年会社法

02. RBIの厳格なガイドラインを遵守することを条件として、銀行への外国直接投資（FDI）は以下のように認められています。

自動認可ルート

民間銀行へは出資比率49%までの投資が許可されています。

政府認可ルート

最大74%までの出資比率が可能となります。ただし、外国銀行の完全子会社の場合を除き、いかなる時点においても居住者が資本金の26%以上を保有することが条件となります。

03. 銀行業振興を目的とした最近の政府の主要な取り組みは以下の通りです。

- 全国金融情報登録簿（National Financial Information Registry）の作成
- 単一のプロセスではなく「リスクの視点」をベースとしたKYCプロセスの策定

04. 2025年財政法において、IFSC-GIFTシティ[1]企業によるオフショア銀行部門での投資部門の設置期限が2030年3月31日まで延長されました。また、2024年Finance Actにおいてインドで支店を通じて運営する外国銀行に適用される基本法人税率が40%から35%に引き下げられることが提案されています。

05. インド準備銀行（RBI）は、銀行の投資活動を規制する枠組みを近代化・統合することを目的として、「商業銀行－投資ポートフォリオの分類、評価及び運用に関する2025年指針」を発行しました。本指針は投資ポートフォリオの分類及び評価に関する包括的かつ強固な枠組みの確立、健全なガバナンス慣行の促進、透明性及びリスク管理の強化、規制基準の国際基準との整合性確保、インドの銀行システムにおける市場規律の強化などをを目的としています。

06. インドでは新技術の成長と複数のトレンドが銀行の運営方法と顧客ニーズへの対応方法に影響を与えている状況にあります。生成AI、業界コンバージェンス、組込型金融、オープンデータ、貨幣のデジタル化、脱炭素化、デジタルアイデンティティ、詐欺などへの影響が時間と共に拡大していきます。これにより新たな税や規制の課題が生じることが見込まれます。

07. 2026年度の国家予算において、ヴィクシット・バーラト（Viksit Bharat）達成に向けた次なる成長戦略との歩調を合わせること目的とし、銀行業務に関する高等委員会を設置することが提案されました。

[1] 詳細はIFSCチャプター参照

08. 移転価格のトレンド

銀行業界の監査における移転価格の主な問題としては主に以下が挙げられます。

- キャプティブ・バンキング、GCC/セントラル・サービス・プロバイダーによるビジネス・サポート/バック・オフィス・サービス、配賦費用のコスト配分、保証の購入/販売、債権、デリバティブ商品、外国為替取引、Central Treasury、ブランド・ロイヤリティなどのグループ内取引
- 現場レベルの当局は、銀行商品/サービスの創出/マーケティング/紹介などのグループ内取引において、従来の利益ベースの方法よりも利益/収益の分配法を適用する傾向があります。ただし、控訴審レベルで納税者に有利な救済が認められる状況が多い
- 不可価値の高い複雑な銀行取引

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 適切な文書化とAPA/MAPのような代替紛争解決メカニズムの確保
- SEBIの上場義務・開示要件（LODR）/会社法に基づく関連当事者取引のコーポレート・ガバナンス体制の構築

1.1.2. 投資・資産運用

01. 資本市場の主要な管理機関でもあり、規制当局でもあるSEBIが適切な規制を行っていることもあり、インドの資本市場は成熟しており、更に進化しています。投資マネージャー、資産マネージャー、および関連する仲介業者の適切なガバナンス、透明性、情報開示などを確保するためのガイドラインとポリシー発行において、SEBIは慎重且つ積極的に取り組んでいます。

02. インドのアセットマネジメント業界ではAUM（運用資産総額）が大きく増化する傾向にあります。貯蓄の金融化が進むことで、個人投資家が従来の貯蓄手段（不動産、銀行預金など）ではなく資本市場に資金を投じていることが大きな理由として挙げられます。現在、インドには投資家の成長、安全性、収入等に応じる形で組成された54[2]の投資信託が登録されており、新規の投資信託組成に向けた動きも進んでいます[3]。

インドのMF/VC/プライベート・エクイティとAIF（オルタナティブ投資ファンド）の動向

以前は主に私募、公募、金融機関への依存度が高かったものの、インドにおけるVC/PE産業の台頭により、起業家やファミリーオフィスが資本を調達する道が開かれました。

2012年のSEBI 規制（AIF規制）後、インドのAIF業界は非常に活発であり、2025年9月時点で720億米ドルの資金調達と690億米ドルの投資が行われました。また、2025年10月31日時点で約93件の新規AIFが申請中です。

2025年10月31日時点で、インドの投資信託業界は1,500億米ドルから9,000億米ドルに達し、わずか10年で6倍以上の拡大を遂げました。他方でインドのGDPに対するAUM（運用資産総額）の比率は約19.9%と多くの先進国と比べて非常に低い水準に留まっており、多くの成長余地があります。

2 https://www.sebi.gov.in/sebiweb/other/OtherAction.do?doRecognisedFpi=yes&intmId=23

3 https://www.sebi.gov.in/statistics/1392982252002.html

インドのPE/VC（プライベートエクイティ/ベンチャーキャピタル）投資環境も改善しており、取引規模、取引活動、資金調達が大きく増加しています。2025年前半には約593件、264億米ドル以上のPE/VC投資が記録されました。

03. インドが投資先市場として世界的な存在感を発揮している背景には、政府系ファンドや年金基金などが積極的な資金援助を行っている点があり、また、インド政府が外国人投資家に魅力的な投資機会へのシームレスなアクセスを提供すべく規制環境などを整備している部分も影響しています。

04. インドでは、オフショアのファンド運用活動をインドに移すことを奨励するための特定の制度を導入しています。この取り組みは、オフショアのファンドマネージャーがインドで事業接続（PEに類似）を構成しないという明確なルールを示すことで、インドのファンド運用事業を促進することを目的としています。これらの条件は、GIFTシティの国際金融サービスセンター（IFSC）[4]でファンド運用活動を行う場合においては更に緩和される傾向にあります。これらの施策だけでなく税務および規制の緩和/免除などを通じ、IFSC-GIFTシティでは投資マネージャーやファンドの成長に向けた土壌が醸成される形となっています。

05. 2025年財政法において、政府は指定されたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）および年金基金（FPF）が適格なインフラ投資を行う場合に適用される税免除期間を延長することを提案しています。この提案により、これらの投資からの長期資本利益および所得が免税となる期間が2025年3月31日から2030年3月31日まで延長されることになりました。

06. インドのキャピタルゲイン税制は、下記を主な理由として複雑であると認識されてきました。

- 異なる種類の金融証券に対し複数の税率が存在
- 金融証券ごとに異なる保有期間（例：短期 vs. 長期）が適用
- 恒久的な課税対象と見なされた場合に複雑な追加課税制度が適用
- 同じ金融資産(FPI投資家、FDI投資家、国内AIF等)に対する投資においても、投資家ごとに異なる税率が適用

しかし、2024年のFinance Actにより短期・長期キャピタルゲイン課税の基準期間は12か月と24か月の2つの期間に整理される形で合理化および簡素化が図られました。また、長期キャピタルゲイン（LTCG）には12.5%、短期キャピタルゲイン（STCG）には20%（特定の金融資産の場合）または料率テーブルに応じた課税という形で整理されました。

07. 2025年財政法では、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのオルタナティブ投資ファンド（AIF）によって保有される証券が資本資産として分類され、キャピタルゲインとして課税されることが明確化されています。

08. 政府はまた、プライベートエクイティファンドのプーリングを可能にし、航空機や船舶のリース資金調達に柔軟かつ効率的な方法を提供するために、ベンチャーキャピタルコーポレーション（VCC）制度を導入しました。
長年にわたり投資信託とポートフォリオ運用サービス（PMS）の間にはポートフォリオの柔軟性という点でギャップが生じていたため、新たな投資商品の開発機会が存在していました。このギャップを埋めるため、SEBIの1996年投資信託規則が改正され、新たな投資商品のための広範囲な規制枠組みが導入されました。これにより、株式／債券／ハイブリッド型のロングショートファンド、上場デリバティブ商品への投資など、投資家が新たな投資戦略を検討出来るようになっています。

09. GSTのコストは、インド国内におけるAIF設立を目的とした投資資金の増加に加え、結果としてインドでの投資リターンに影響を及ぼすこととなります。そのため、外国投資家のための税の均等化は、外国投資家の投資コストを減らすための重要な懸念事項となります。GST法は、保証に対して想定された価値を含むように修正が提案されており、当該額は保証額の1%（対価がない場合や実際の対価がそのような想定価値よりも低い場合に適用）となる見込みです。

[4] 詳細はIFSCチャプター参照

移転価格のトレンド

移転価格の主な問題

- 税務調査中、移転価格税制当局は、機能分析とリスク分析に基づいて、追加のコストマークアップ (コスト+60%またはAUMベースの収入割合) を決定。コストベースの計算も調査中に精査
- M&A取引、資本投資/売却、負債によるポートフォリオの資金調達の対価・評価額の精査が必要

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 詳細な機能的および経済的分析により、投資ファンドのインド GCC 向けの移転価格 ポリシーを設定
- 移転価格リスク/エクスポージャーを軽減するための APA/MAPルートを設定

1.1.3. 保険

01. インドの保険セクターは目覚ましい成長を遂げている将来の産業として注目が集まっています。消費者の間での可処分所得の増加と意識の高まりなどが市場成長の主な要因として挙げられます。結果として足元ではインドは世界で第10位[5]、新興国の中では第5位の市場規模を有しています。

 インド保険規制開発局（IRDAI）はインドの保険業界を監督する規制当局であり、IRDA法および1938年保険法に基づいて運営されています。インド保険規制開発局は保険会社を規制するための様々な規則を発行し、保険仲介業者を含むインドの保険業界を厳格に管理しています。

02. 現在、インドには26の生命保険会社、34の損害保険会社、14の再保険会社が存在しており、さらに複数の申請が進行中です。インド保険規制開発局は「2047年までにすべての人に保険を」という使命を達成するために、業界の課題に対処するための積極的な計画を立てています。インドの保険市場は2026年までに2,220億米ドル[5]に達すると予想されています。

03. インドで支店を通じて運営する外国の再保険会社に適用される基本的な法人税率は、2024年Finance Actにより40%から35%に引き下げられました。

04. インド保険規制開発局の年次報告によると、2023-2024会計年度の国内の保険市場浸透率は2022-2023会計年度の4%から3.7%となりました。

 – 生命保険

 保険料収入は8.3兆ルピー（約954億2百万米ドル）となり、前年会計度比6.06%増と大幅に成長しました。

 – 生命保険以外

 前年会計度比12.76%増と大幅に成長し、保険料収入が2.9兆ルピー（約333億33百万米ドル）と大幅に増加しました

5 https://www.ibef.org/industry/insurance-sector-india

06. この目覚ましい成長率は、主に金融業界全体の成長、民間企業の参加拡大、企業間の強力な競争、および流通、運営、イノベーション、効率性の向上によって推進されています。

07. 近年、インドは保険業界を民間企業に開放し、外国直接投資（FDI）の出資上限を当初の26%から74%に引き上げました。足元ではこの上限が100%まで引き上げられています。さらに、保険仲介業者に関しては、自動ルートを通じて100%までのFDIが認められています。

08. 2026年国家予算では、自動車事故賠償裁判所が個人に支払う利息を所得税から免除することが提案されています。施行後は当該利息に対する源泉徴収税（TDS）が無くなる見通しです。

09. インド保険規制開発局は2023年7月に、係数ベースのソルベンシー制度からリスクベースの資本制度への移行に向けたパイロット運用を開始しました。これは、新しいIND-AS基準（インド会計基準）に準拠し、保険取引を金融取引から分離することを目的としています。これは、国家財務報告機構（NFRA）とICAIの勧告に基づいて、IndAS 104、保険契約に代わるIndAS 117を実施する政府の計画を強化するものでもあります。インド保険規制開発局はまた、古いポリシーを見直し、経費管理、投資規制などに関する新しいポリシーを発行して、よりビジネスフレンドリーで将来を見据えたものすることを考えています。

10. インド保険規制開発庁（IRDAI）は、保険契約者の権利を強化・保護し、インドにおける保険普及率の拡大とアクセス性の向上を目的としてBima Sugamと呼ばれるデジタル公共インフラの設立を可能にするための2024年IRDAI規則を発表しました。これは消費者、保険会社、仲介業者、保険代理店など、すべての保険関係者にとっての包括的なプラットフォームとなることが期待されています。Bima Sugamの運営法人であるBima Sugam India Federation（BSIF）は同プラットフォームを堅牢なデジタル公共インフラとして確立、促進、開発、運営、維持することを目的としています。

11. インドの保険セクターの近代化、保険普及率の向上、国際基準への引き上げを目的として、政府は2026年2月に2025年保険法改正法（Sabka Bima Sabki Raksha）を公布しました。主な改正には、インドの保険会社への最大100%の外国直接投資（FDI）の許可、外国再保険会社に対する自己資本要件の削減、株式譲渡承認の基準値の引き上げ、法律内容と実務運用の合理化・統一化などが含まれます。

12. サイバー保険はインドで最も急速に成長している保険商品の一つになりつつあり、知財保険も注目を集めています。

13. 国際金融サービスセンター機構（IFSCA）は、IFSC-GIFTシティ[6]を世界的な保険ハブにするという政府の目標を強化するために、IFSC-GIFTシティでの保険事業の設立を促進するための新しい自由な規制制度を継続的に導入しています。

この取り組みは現在アジアの保険事業を支配しているシンガポール、マレーシア、ドバイ、香港などのオフショア金融センターと競争することを目的としています。これにより、多くの保険会社がIFSC-GIFTシティでの事業設立に関心を寄せています。

14. インドの税法はインドにおけるあらゆる保険事業の利益に対する課税について特別な税制を定めています。生命保険会社は保険数理評価によって開示された剰余金/赤字に対して課税され、損害保険会社は損益計算書で開示された利益に特定の調整を加えることによって得られた利益に対して課税されます。この法律では生命保険から得られる収入に対する税率も 12.5%に軽減されています。保険への課税には特定の基準が存在しますが、依然として複雑な税務上の考慮事項や訴訟問題が存在しており、それらを把握・管理することが求められます。

15. 移転価格のトレンド

保険業界の監査における移転価格の主な問題

[6] 詳細はIFSCチャプター参照

- 複雑な問題に関するOECDや国連の移転価格マニュアルで規定されているガイドラインに従った、インバウンドクロスボーダー投資の自由化、厳格なコーポレート・ガバナンス規範およびPEへの利益の帰属、統合取引のための利益分割方法、無形資産の役割など
- 保険会社のGCCが提供するサービスに対する報酬、JVからの運用報酬の支払い、費用配分、ロイヤリティ、再保険料の分担、保険金決済、出入用手数料等

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 再保険ビジネス、InsurTech、キャプティブ保険などの新たなトレンドと複雑さへの対応を目的とした、グローバルなベストプラクティスに基づく移転価格論点の検討・分析
- SEBIの上場義務・開示要件/会社法に基づく関連当事者取引に関する強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築

D.1.2. 金融サービス（FS）業界のその他のセグメント

グジャラート州に世界クラスの金融サービスセンターが設立されたことで、金融業界に多くの機会が提供されています。

1.2.1. IFSC GIFT シティ

01. インドが経済活動を世界的に拡大する取り組みの一環として、グジャラート州ガンディナガルにIFSC-GIFTシティが設立されました。これは専用のIFSC（国際金融サービスセンター）として、金融部門のサービスを効率的に行い、他の国際市場と競争するためのプラットフォームを提供することを目的としています。IFSC-GIFTシティは、すべての国内外の外貨取引に効率的なプラットフォームを開発することを戦略的な目的としています。世界各国の金融取引において中心的役割を果たす国際金融センターとしての競争力を評価する指標であるGlobal Financial Centres Indexでは第3位にランクされており、近い将来、より重要になると予想される15のセンターのうちの1つとして位置付けられています。

02. 国際金融サービスセンター機構は2019年IFSCA法に基づいて設立された統一金融規制機関であり、総合窓口として機能し、インドの金融機関/サービス/製品を開発し規制する法的権限を有しています。

03. 国際金融サービスセンター機構は、銀行業務、資本市場、ファンド運用、保険、貴金属、金融会社、航空機リース、船舶リース、GICs（グローバルインハウスセンター）、フィンテック、外国大学、および関連サービスなどの分野におけるサービスの枠組みを提供するために、いくつかの規制やガイドラインを発行しました。すでに銀行が設立されており、現在、IFSC-GIFT Cityでは右の事業が急速に進展しています。

ファンド運用活動

グローバルなトレンドに沿って最近導入されたFME規則を通じ、IFSC-GIFTにおける投資信託、ベンチャーキャピタルスキーム、AIFsなどのプーリングビークル（金融商品）の登録に関する規制枠組みが合理化されています。このような商品を運用するファンドマネージャーはIFSCAに登録することで、ファンド/商品を毎回登録する義務から免除されます。

保険

IFSC-GIFTシティで注目されているもう一つの分野は保険であり、IFSCAは、将来的に他のグローバルセンターと競争できる保険/再保険ハブとなるために必要なガイドライン/フレームワークを発行しています。

GIC

インドのGCCの能力を考慮し、IFSC-GIFTシティに金融サービスグループ内の事業体へのサポートサービスに特化したグローバル・インハウス・センター（GIC）が設立されています。既に複数の大手企業が事業を開始しており、勢いを増しています。

航空機・船舶リース

インドの航空部門は過去10年間で前例のない成長を遂げており、特に過去5年間は飛躍的に成長しています。この成長により、IFSC-GIFTシティでの航空機ファイナンスおよびリース活動が大幅に増加しています。特定の収入に対する税の免除に加え、航空機リース業務の期限が2025年3月31日から2030年3月31日まで延長されました（2025年財政法による）。同様に、IFSCは船舶のファイナンスおよびオペレーティングリースを促進するための枠組みを導入しました。航空機リースに対して提供されている税の免除および前述のサンセット条項の延長は、船舶リース活動にも適用されます。

04. IFSC-GIFTシティは、金融業種が参入可能な中核的および非中核的活動（グローバル／地域財務・経理総括拠点としての活動を含む）を行うための金融会社の設立を可能にしています。IFSCAは、財務・経理拠点がグループ企業のために許容される活動を行うための個別の枠組みを発行しており、財務・経理業務の一元化と流動性管理の強化を目指す多国籍企業グループにとって有益な仕組みが構築されています。

05. SEZユニットへのサービス提供は、認可された業務に使用される場合にのみ税率がゼロとして扱われるようになりました。

06. IFSC GIFTシティへの投資を呼び込むため、政府はいくつかの財政的インセンティブを発表しています。主なインセンティブには以下のものが含まれます：

2024年のFinance Actでは、IFSC-GIFTシティでの投資信託によるリテールスキームおよびETFの設立を可能にし、「指定ファンド」（IFSC-GIFTシティに設立されたカテゴリーIII AIFを含む）の一部とし、当該スキームに同様の税制上の恩恵を適用しました。また、IFSCで規制されるベンチャーキャピタルファンドは、SEBIに登録されたVCC（ベンチャーキャピタル会社）と同等の税制が適用されています。

07. 2025年財政法では、以下の主要なインセンティブが提案されています:

(i) IFSCの保険仲介オフィスによって発行された生命保険ポリシーから得られる収益が、当該ポリシーの最大保険料支払いに関する条件なしで免税の対象となる。

(ii) IFSCA（国際金融サービスセンター庁）によって規制される小口投資向けスキームおよびETFの税制上中立な移転における税負担のない措置（税中立の移転）が適用される。

(iii) ファンドマネージャーがIFSCでの業務を開始するための最終日を2030年3月31日まで延長し、条件の緩和を受ける資格を得ることができる。また、インド居住者によるファンドへの参加または投資の総額が5%を超えないという既存の条件は、会計年度の4月1日および10月1日にテストされ、4か月の猶予期間が与えられる。

08. IFSCの競争力強化のため、IFSC事業体については25年間のうち20年間、海外事業体については20年間、税控除期間を延長することが提案されています。さらに、税控除期間終了後、IFSC事業体には従来適用されていた通常の法人税率22%～30%に対し、15%の優遇税率が適用されます。

09. インドの移転価格（TP）税制は、IFSC-GIFTシティ内の企業と本社や他の企業との間のグループ内取引に適用される場合があります。したがって、これらの取引の独立企業間価格の性質を判断するために、堅実な機能的および経済的分析を行うことが必要です。



インド国内における特別なオフショア拠点としての活動が可能。20年間は 所得税が免除され、最低代替税が適用される場合、当該税率が９％に引き下げられる

IFSC証券取引所で行われる証券/商品の取引はSTT（証券取引税）やCTT（商品取引税）が免除。また、以下のサービスはGST課税の対象外：
(i) IFSCが享受したサービス
(ii) IFSC/SEZユニットまたはオフショアのクライアントに提供されたサービス

航空機リース事業に対するキャピタルゲイン税及び配当所得が条件付きで免除。非居住者がIFSCの事業から受け取る配当に対しては10%の軽減税率が適用

これまでインドのECB規制により利用できなかった、国内企業買収におけるエクイティ投資のための資金調達を許可

ODI（Overseas Direct Investments）およびOver-the-counterデリバティブ商品を法的に有効な契約として認定

ODI（Overseas Direct Investments）およびOver-the-counterデリバティブ商品を法的に有効な契約として認定

D.2.　テクノロジー、メディア、通信

デジタル時代が始まって以来、テクノロジーは世界の状況を変え、比類のないレベルでの変革を促進する上で重要な要素であり続けています。最先端技術への適応力で知られるインドは、常にダイナミックなアプローチを示し、画期的なイノベーションを生み出してきました。

2026年の国家予算案演説において、財務大臣が「21世紀は技術主導の時代です。技術の導入は農業従事者、STEM分野で活躍する女性、スキルアップを目指す若者、そして新たな機会を得られる障がい者など、すべての人々の利益につながります。政府はAIミッション、国家量子ミッション、アヌサンダン国家研究基金、研究開発イノベーション基金などを通じて、新技術を支援するための様々な施策を講じてきました。」と語っています。

これは、政府が強力なイノベーション・エコシステムの育成とインドのデジタル能力の向上に継続的に注力していることを示しています。

NASSCOMは、2025年度のIT・ITeS産業の売上高（ハードウェアを含む）を前年比5.1%増の2,830億米ドル（2024年度は3.9%増）と推定しており、通貨安と世界的な技術投資の低迷の中でも高い成長性があることを物語っています。輸出部門の主要な安定化要因であるITサービス輸出は、2025年度に3.7%増加すると推定されています[7]。さらに、WTOは貿易コストの低下と生産性の向上により、AIが2040年までに世界貿易を34～37%、デジタル配信可能なサービスを約42%増加させると推定しています[8]。これらの推計を踏まえると、インドは強力なIT-BPMエコシステムと急速に拡大するAI人材基盤に支えられ、市場成長のトレンドから恩恵を受けるのに有利な立場にあると考えられます。スタンフォード大学の人工知能指数レポート2025によると、インドは2016年から2024年の間に主要経済国の中でAI人材の増加率が最も高くなりました。グローバル・ケイパビリティ・センター（GCC）も主要な成長エンジンとして台頭しており、インドは世界最大のGCCエコシステムの一つとしての地位を確立、AI、デザイン、サイバーセキュリティ、フィンテック、研究開発分野が急速に拡大しています。 2024年度現在、インドには1,700社以上のGCCが進出しており、190万人以上の専門家が雇用されています[9]。

D.2.1.　新たなビジネストレンド

ITの段階的な進化と既存のシステムと投資は、テクノロジーを活用したビジネス運営、サイバーセキュリティと信頼、基幹システムの近代化という3つの基本的な柱から成っています。

2.1.1. 新たなトレンドとビジネス



5G技術

5Gネットワークは全国のすべての州/連邦直轄領で展開されており、現在、51万8千基の5G基地局（BTS）に支えられ、国内の99.9%の地域でサービスが利用可能となっています。研究、スキル開発、スタートアップとの連携を促進するために、100の5Gユースケースラボが設置されています。さらに、Bharat 6G Vision（2023年開始）とBharat 6G Alliance（協力プラットフォーム）は、6G技術の研究、開発、標準化に焦点を当て、インドが世界の6Gリーダーシップを目指す道筋を示しています[10]。



OTTプラットフォーム

ここ数年、動画ストリーミングプラットフォームが急増しています。過去5年間でAmazonプライム・ビデオのオンライン検索は231%増加しました。ビデオストリーミングの収益は、2027年までに年間53億ドル以上増加すると予想されています[11]。2026年度国家予算では、インドのAVGC（オレンジ経済）を強力に後押しする施策も盛り込まれており、アニメーション、ゲーム、OTT向けの大規模な人材育成パイプラインを構築するために1万5,000校の中等学校と500校の大学にAVGCクリエイターラボを設置する計画も含まれています。

[7] NASSCOM Technology Sector in India 2023: Strategic Review
[8] NASSCOM:Tech Industry revenue set to reach $245 Bn in FY2023
[9] GCCs are offshore facilities set up by Multinational Corporations (MNCs) in India to provide support services to their parent organisations.
[10] https://www.business-standard.com/article/companies/bsnl-s-125-000-new-4g-towers-to-come-up-in-rural-hinterland-122111800813_1.html
[11] Mobile subscribers report by swedish telecom gear maker Ericsson

スーパークラウド

多くの企業が、カスタマイズされた機能とコスト効率を実現するためにマルチクラウドアプローチを採用していますが、プラットフォームやサービスの多様化という課題に直面しています。インド市場では、特殊なスーパークラウドがダイナミックな環境を求める人々に対応しています。調査によると、インド企業の84%がハイブリッドマルチクラウドモデルを好み、58%が3年以内の導入を計画しています[12]。

半導体

多くの企業がインド南部での製造を計画しており、インドでは半導体セクターへの投資が増加しています。BCGとNASSCOMはインドが引き続き世界のER&D（エンジニアリング研究開発）先として選ばれており、2030年度までに世界のER&D市場の22%を占める可能性が高いと報じています。ソフトウェア、自動車、半導体セクターは、30年度までにインドのER&Dの60%以上を占めると予想されています[13]。インド半導体ミッション（ISM）2.0では、半導体製造装置、材料、およびフルスタックのインド製知財への事業拡大を目指すとともに、強靭なサプライチェーンの構築と高度な人材育成の促進を図ります。

D.2.2. インドにおける税制の展望 (インセンティブとトレンド)

2.2.1. 法人所得税

i. 所得税のインセンティブと制度

政府はインドへの外国投資を誘致するために、一定期間に亘り法人税率の引き下げを含む一定の税制上のインセンティブを導入してきました。主なインセンティブとしては以下が挙げられます。

スタートアップ企業へのインセンティブ

- 条件を満たしたスタートアップ（以下同様）に対し、2030年4月1日以前に設立された場合、10年以内の連続する3年間に渡り100%のタックスホリデー（免税期間）
- 繰越欠損金の使用規定が明確に規定
- スタートアップに投資した場合、居住用不動産の売却に対するキャピタルゲイン税が免除
- スタートアップにおけるESOPの行使に対する納税の猶予

パテントボックス制度

- インド在住の特許権者がインドにおいて開発・登録された特許から得た使用料収入は、総額ベースでの課税対象となる
- 当該収入に適用される税率は特別税率10%で、これに課徴金と特別目的税が加算される

フィンテックのインセンティブ

- IFSCに拠点を置くフィンテック企業は15年間のうち10年間連続して100%の免税などの優遇措置を受けることができる
- さらに、これらの企業は9%に軽減された最低代替税率を享受することが可能

[12] Fourth annual Enterprise Cloud Index (ECI) report findings
[13] India to contribute 22 percent to the Global ER&D sourcing market by FY30: NASSCOM - BCG Report

ii. テクノロジー、メディア、および通信産業に関連する規定のその他の改正

- 源泉徴収税規定の範囲が拡大され、インド在住の電子商取引参加者に対する電子商取引事業者の支払いもその範囲に含まれるようになりました。
- インタラクティブフラットパネルディスプレイおよびその部品の輸入に対する関税が改訂されました。国内生産を促進する狙いで、完成品の関税率が増加し、部品に対する関税率が減少しています。
- インドにおける電子製品、商品または物品を製造または生産するための施設を設立または運営している国内企業にサービスまたは技術を提供する事業を行っている非居住者に対して、推定課税制度が提案されています。
- 衛星およびペイロードの地上設備、ならびにその設備の予備部品および消耗品の輸入が、今後免税となります。
- オンラインゲームの賞金に対する特別な税制が導入され、一律30%の税率（および適用される課徴金と特別目的税）が適用されています。さらに、支払い時または年末に支払者が税金を徴収するための源泉徴収税規定が導入されます。

2.2.2. 間接税

i. GSTと関税



物品サービス税

- サービスの輸出はGSTは非課税のため、企業は物品やサービス調達時に支払われたGSTの還付を請求する権利があります。2026年度国家予算案では中間業者に関する規定の削除が提案されています。同予算案は輸出優遇措置の否認をめぐる訴訟に悩まされてきた金融サービス業界にとって、極めて重要かつ有益なものとなります。
- SEZユニットは、認可された業務での使用を目的とするすべての調達について、GST支払いの免除を受ける権利を有しています。
- 大半のITハードウェア、ネットワーク製品の購入、サービスの享受には18%が課税されますが、特定のモニターとテレビには28%が課税されます。



基本関税

- 家具、プリンタ、ネットワーク機器には7.5%から25%の関税が適用されます。ノートパソコンやサーバーなどのIT製品の関税率は、メイク・イン・インディア政策の一環としてIT製品に対して生産連動型インセンティブスキームが導入された一方、関税率は０%のままとなっています。
- 特定のネットワーク製品に関する免税の申請は複雑なものとなっています。

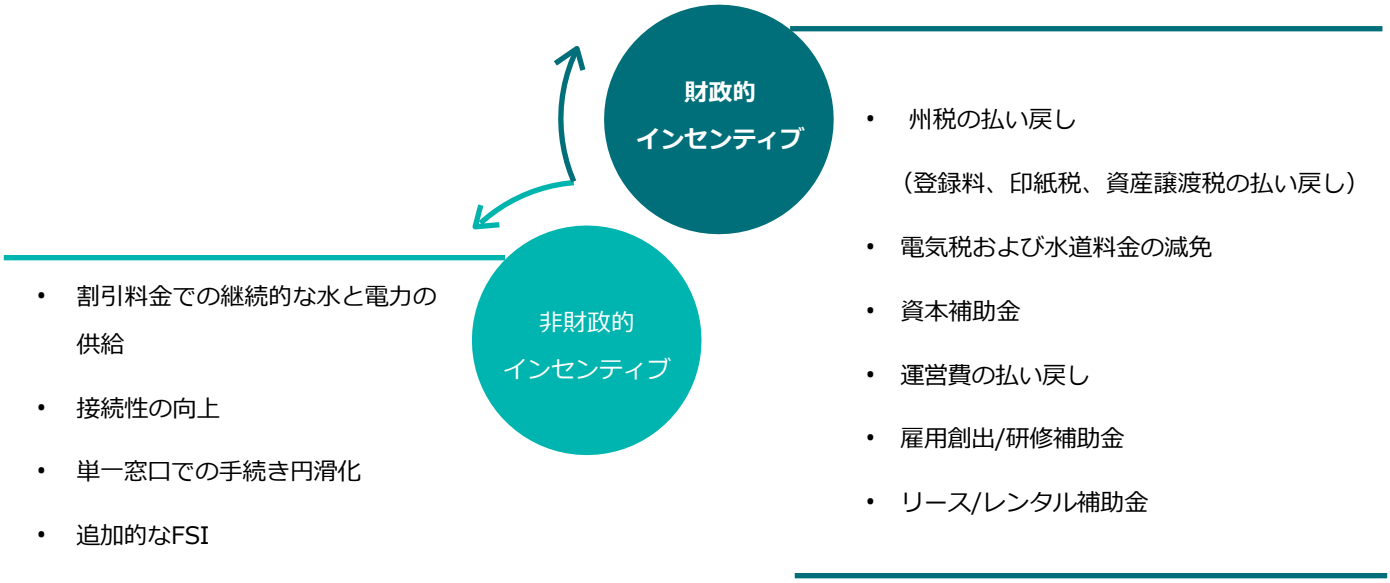
ii. 生産連動型インセンティブスキーム（PLIスキーム）

電子・ITハードウェア製造および通信部門における国内製造およびインドからの輸出を促進するために、約36億米ドルの支出を伴う様々な生産連動型インセンティブスキームが政府によって開始されました。

PLIスキームは、過去に携帯電話の製造についても発表されており、段階的な製造プログラムの一環として大手企業からの投資を集めていました。これらの企業は現在、PLIスキームの下でインセンティブを申請しており、これは政府のメイク・イン・インディア政策への取り組みの下で主要なスキームとなっています。

iii. その他のインセンティブ

TMTセクターからの投資を促進するため、いくつかの州政府（テランガーナ州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、タミルナドゥ州、マディヤプラデーシュ州、グジャラート州、アンドラプラデーシュ州、メガラヤ州など）は、以下のような財政的および非財政的インセンティブを提供する様々な州固有の政策/スキームを設定しています。



こうしたインセンティブは、投資規模、雇用創出、地域、事業活動など、さまざまな要因に左右されます。分野別ではデータセンター、半導体、電子システムの設計と製造、通信インフラなど、最近台頭してきた分野に特に重点が置かれる傾向にあります。また知的財産を国内に保持することで、商業化の機会と追加のメリットを創出することにも重点が置かれています。

iv. いくつかの新興トレンド

インド国外の事業者によって提供されるオンライン情報データベースへのアクセスまたは検索サービスに該当する供給の範囲が拡大される

商標、IP、ソフトウェアなど関連当事者間のサービスの無償輸入は、グローバルソーシングを行っている海外のグループ会社によるインド子会社への無償提供と見なされる



グループ会社間の従業員の出向は、インド最高裁判所が判断したGST課税問題の対象となる可能性がある

2023年10月から施行された改正により、オンラインゲームに関するコンテスト参加金額に対して28%のGSTが課される

2.2.3. 移転価格

インドの税務当局は移転価格制度について納税者に確実性を提供するための重要な措置を講じてきました。
以下が主な内容となります。

i. 事前確認制度 (APA)

- 2012年に開始されたTMTセクターにおけるインドのAPAプログラムは、目覚ましい成功を収めています。
- APAの申請と契約は、主にサービス部門、特にソフトウェア開発とビジネス・プロセス・アウトソーシングに焦点を当てています。
- IT産業はAPAプログラムの主要な参加者であり、2019-2020年度から2012-2022年度までに21件の二国間APAと47件の一国間APAが署名されました。
- 過去10年間で、TMTセクターの企業は二国間APA全体の約50%、一国間APA全体の34%を占めています。

ii. セーフハーバー

以下のサービスに従事する企業は、インドのセーフハーバー制度の対象となり得ます。



上記の国際取引を2,400万米ドルまで実施し、営業利益率が17～24パーセントの範囲にある企業は、インドの税務当局にセーフハーバーを申請することができます。

指定された電子機器製造ユニットに供給するための部品を保管する非居住者に対して、税務の確実性を確保するためのセーフハーバー制度が導入されます。

iii. 相互協議手続 (MAP)

- インドの税務当局は、MAPを通じて 移転価格紛争の解決に積極的に取り組んでいます。
- これらの紛争に効果的に対処するため、条約締結国との定期的な会議が実施されており、インドと米国の税務当局の間でソフトウェア開発とIT対応サービスに関する枠組み合意が締結されています。
- この枠組み合意により、IT業界における多数の移転価格紛争の解決が促進されています。
- さまざまな条約締結国との頻繁な会議により、インドの税務当局は複数の管轄区域にまたがる二重課税紛争をうまく解決することができました。

D.2.3. 今後の見通し

インドのTMTセクターは、同国の力強い技術的成長と戦略的イニシアチブが示すように、大きな成長性を秘めています。TMTセクターが勢いを増す中、インドは5Gやハイブリッドマルチクラウドシステムなどの未来分野に多額の投資を行っており、グローバルなテクノロジーハブの地位を築きつつあります。

インドの豊富なテクノロジーおよびクリエイティブ分野の人材は、AI時代においても進化を続け、世界的なテクノロジーハブとしての地位を維持するでしょう。地方に4Gタワーを設置する計画など、デジタルインフラの拡大に向けた同国の積極的な取り組みは情報格差を解消し、広範な接続性を確保するというコミットメントを反映しています、このような発展は、インドの著しい発展と経済的機会の可能性を浮き彫りにし、同国を魅力的な投資先にしています。

イノベーションの軌跡と市場の可能性を持つインドのTMTセクターへの投資は、長期的な成長見通しと進化し続けるデジタルエコシステムへの参加を求めるグローバル投資家にとって、魅力的な機会となっています。

D.3.　消費者産業

インドの消費者産業は多様で急速に発展している分野であり、日用品（FMCG）、小売、eコマース、家電、自動車、観光、ホスピタリティなどを含む幅広い製品とサービスから構成されています。インドの消費市場は人口の増加や中流階級の増加と可処分所得の増加を背景に、世界で最も急速に成長している市場の1つです。2025年国家予算案では可処分所得を増やし、インフレ圧力を緩和するとともに雇用を創出することで、経済を再活性化させるための消費促進策が実施されました。2026年度予算案において、消費者産業においては自動車会社のインドITセンターにおける移転価格の確実性を確保し、訴訟を回避するために、セーフハーバー規則と事前確認制度（APA）の見直しが提案されています。

D.3.1.　自動車分野

インドの自動車分野は自動車生産台数ベースで世界で4番の規模を誇っています。過去30年間で自動車産業のインド国内総生産（GDP）への寄与は2.5倍以上に増加し、2024年4月では7.1%増加しました。また、2000年4月から2023年9月の間に354億米ドルの外国直接投資（FDI）が実施されています。自動車分野の生産台数は1991～92年度の200万台から、2023～24年度には約2,800万台へと大きく増加しました。業界内では大規模な変革が生じており、様々な新しい成長機会が生まれています。

電動モビリティ|

2025年2月時点までで累計567.5万台の新車登録

- 改革とインセンティブ プログラムを通じてEVの推進に継続的に注力しており、グリーン モビリティとEV充電インフラの開発を進めています。
- 燃料コストの低下、運転体験の向上、メンテナンスの軽減、EV購入者に提供される金銭的インセンティブに起因する消費者の嗜好の変化などが足元の大きな動きとして挙げられます。
- 中央政府PLIプログラム：EVおよびAATコンポーネント向けPLI、ACCバッテリー、テクニカル テキスタイル (エアバッグ)、LED(ディスプレイ) 。100億米ドルの半導体パッケージ（2024年9月まで延長）
- 州のインセンティブ プログラム ：道路税の免除、 FAME-IIに連動した購入者補助金、EV購入ローンの利子補助、資本補助金または GST 連動プログラム
- インドにおける電気乗用車の普及・製造促進スキーム（SPMEPCI）–「メイク・イン・インディア」および「アトマニルバル・バーラト」構想と連携し、インセンティブと国産化を組み合わせることで、クリーンモビリティの成長を促進します。
- **PM-電動バス・セワ・スキームおよびPM-電動バス・セワ・ペイメント・セキュリティ・メカニズム（PSM）スキーム**：数千台の電動バスをインドの道路に導入することで、公共交通機関のあり方を変革することを企図しています。また、インド全土への電気バスの導入を支援することも目的としています。
- 全ての商用車および乗用車を、メタノール20%混合燃料で走行可能にすることを目的として、インド政府はよりクリーンな代替手段として燃料中のメタノールの割合を増やすことに注力しています。

コネクテッドモビリティ | エコシステムプレイからの価値創出

- 拠点設立に際し、特定の条件を充足することで15%の低い税率を享受することができます。自動車部門へのFDIは100%まで認められています。
- 競争力維持のため車両の現地化にOEMは注力する傾向にあります。
- EVを手頃な価格にすることで大量導入を促進し、排出量を削減することを目的に、重要な鉱物に対して関税が免除されます。
- 2025年国家予算案において、自動車および自動車部品のPLIスキームに281.8億ルピーを割り当てることとなりました。
- 2026年国家予算案においては下記政策が発表されました：
- インド半導体ミッション（ISM）2.0において、半導体製造装置、フルスタックのインド製知財、車載エレクトロニクス向け国産サプライチェーンの確保における国内能力の構築を目指しています。
- 電子部品製造スキーム：車載エレクトロニクスの生産能力拡大を支援するため、予算を2,290億インドルピーから4,000億インドルピーに増額しました。

持続可能なモビリティ | 持続可能なモビリティへの高い重要性

- 原油価格の上昇、自動車大気汚染の増加、消費者の許容度を踏まえ、多くのOEMは市場シェアを最大化するために天然ガス、プロパン、バイオディーゼルなどの代替燃料オプションの研究開発に注力しています。

現地化 | 車両の現地化に向けた大規模な施策

- 電動モビリティの台頭により、バッテリー交換、電子廃棄物のリサイクル、充電サービスなどが登場しています。
- 消費者趣向の変化に伴い、D2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマー）販売、ラストマイル配送、リース＆サブスクリプションなどの新しいビジネスモデルが生まれています。

新しいビジネスモデルと機会

- 市場シェア拡大を目的とし、天然ガス、プロパンガス、バイオディーゼルなどの代替燃料への研究開発が加速しています。
- コネクテッド ビークルの成長／さまざまなサブスクリプション ベースのサービスの誕生／インフォテインメント エクスペリエンス、

安全性、車両の健全性などに対する関心の高まり(コネクテッド サービスに料金を支払う意思のある顧客の50%は車両購入価格の一部としてコネクテッド サービスの支払いを希望する傾向)などが挙げられます。

- フリート管理、予測診断、使用状況に基づく保険など、車両のテレマティクスを活用した新しいビジネスが生まれています。

出典: Deloitte's GACS 2023 survey

D.3.2. 観光・ホスピタリティ分野

観光業は国家成長の原動力として位置付けられており、Viksit Bharat@2047の下で3兆米ドルという明確な野望が掲げられている分野です。

インドの観光産業は世界第8位の規模を誇り、インド経済に大きく貢献しています。同産業は新型コロナの影響から立ち直り、2024年度の外貨獲得額は約300億米ドルに達し、約8,800万人の雇用機会を直接的・間接的に創出しました。観光業は2024年には4,650万人の雇用を支えており、インドの雇用全体の9.1%を占めています。雇用数は2035年までに約6,400万人に達すると予測されています。世界旅行ツーリズム協議会（WTTC）によると、観光業のGDPへの貢献額は2024年の2,560億米ドルから2034年には5,230億米ドルに増加すると予測されています。

政府の取り組み：インドは豊かな地理的、文化的、歴史的多様性を有しており、観光産業が政府の焦点の一つとなっています。

- 政府は100%のFDIを自動認可ルートで許可しています。
- インフラ整備、スキル開発、旅行促進を強化するために、2025年国家予算案では254億インドルピーが割り当てられています。
- 政府の取り組み: Swadesh Darshan 2.0スキーム／28の追加の観光航空路線の導入の暫定承認／新ホテル (2つ星～7つ星）の建設において生じた設備投資の 100%を税額控除／ホームステイ向けのMudraローン提供

デジタルイニシアティブ：消費者の習慣や好みの変化、技術の進歩がさまざまなデジタルイニシアティブの実施につながっています。

- 観光客のニーズに対する政府の取り組み：24時間対応の多言語ヘルプサービス／電子ビザ／オンライン予約サービス（観光業界の売上の50%がデジタルプラットフォームおよびオンライン予約サービスで行われています）／

医療および文化観光（インドはトップ46カ国中10位、730万人の医療観光客を有する）：費用効果の高い治療と文化の多様性の組み合わせがインドを魅力的な目的地にしています。

NIDHI 2.0（国家統合ホスピタリティ業界データベース）

- 有名なホテルチェーンや旅行代理店は、顧客体験を向上させ、パーソナライズするためにさまざまな技術革新を行っています。

増加する外国人観光客（2023年は924万人）：外国人旅行者はその豊かな文化遺産、多様な風景、スピリチュアルな魅力、ユニークな料理、温かいおもてなしなどの理由からインドに引き寄せられています。

- 港湾連結、観光インフラ、アメニティに焦点を当てたプロジェクトを通じて観光センターを開発しています。
- 2024年国家予算案では、クルーズ観光を通じた雇用促進を目的とし、税制の効率化が図られました。
- 2025年国家予算案では、e-ビザの機能を強化し、特定の観光客グループに対してビザ免除制度を導入しました。
- 国内クルーズを運航する外国船舶会社向けの税手続きを簡素化しています。
 - 推定課税制度の導入: 収益の20%を課税対象利益とみなす仕組み
 - 税金免除: インドでクルーズを運航する共通の親会社を持つ外国企業に対して、非居住者企業が支払うリース料に対する税金を免除

- 政府は特定の目的での医療訪問を容易にするために、156カ国の市民に対してe-Medicalビザを発行しています。
- 2025年国家予算案では、東インドの景観の美しさ、寺院、記念碑、職人技、野生動物保護区、自然の風景、そして手つかずのビーチを究極の観光地とすることを発表しています。
- 同予算では、「Heal in India」イニシアチブを民間セクターとの協力で推進し、インドの地位を世界的な医療観光の主要な目的地として強化することを発表しています。
- 2026年国家予算では、医療価値観光（MVT）ハブの設置も盛り込まれており、各州が医療提供、教育、研究、診断、リハビリテーション、アーユルヴェーダ・ヨガ・ユナニ・シッダ・ホメオパシー（AYUSH）センターを統合した5つのMVTハブ（官民連携方式）を設立するための支援と、関連インフラの整備が実施される見通しです。
- さらに、同産業を活性化させるため専門教育と業界基準の強化を目的とした国立ホスピタリティ研究所の設立を通じて、組織能力と人材育成にも重点を置くことが計画されています。政府はまた、サービス品質と国際競争力の向上を目指し、観光ガイドやホスピタリティ専門家の体系的なスキルアップ研修を重視しています。

D.3.3.　消費財・小売分野

インドは2030年までに第3位の消費者市場になると予想されており、小売市場はインドのGDPの10%を占め、雇用の8%を占めるとされています。この市場は過去3年間で年率26%増のペースで成長しました。Economic Times Retailのレポートによると、インドの小売業界は、可処分所得の増加、都市化、デジタル化の普及、政策支援などを背景に2035年までに1.2兆ドルから2.5兆ドルに成長する見込みであり、eコマースが重要な役割を果たし、ティア2およびティア3の都市が新たな小売拠点として台頭すると予測されています。生成AI、IoT、AR/VRなどの革新技術や、オムニチャネルを通じた消費者体験の進化が市場規模の成長を促進しています。2025年度国家予算案では、国内消費を促進し小売セクターを活性化するために、税制上の大幅な優遇措置が提供されており、これにより消費者の可処分所得が増加し、支出が可能になると期待されています。以下にいくつかの具体的な措置を挙げます。

- 自動車やオートバイ、照明器具、電子玩具の部品、家具、インタラクティブフラットパネルディスプレイ、編み物生地に対する関税の引き下げ。
- 手工芸品および革製品セクターに対する無税の原材料提供による輸出促進。
- クラスターの開発、技能向上、製造エコシステムの強化に注力し、「メイド・イン・インディア」ブランドを代表する高品質で独自性があり、革新的で持続可能な玩具の創造 。
- スキル開発、投資、技術を統合して持続可能な農村雇用機会を創出する「農村繁栄とレジリエンス」プログラムの包括的な立ち上げ。特に農村女性と小規模農家に焦点。
- 農業バリューチェーンの強化と効率性向上を目的とした農業セクターのデジタル化。
- 自給自足を達成し、成長を促進するための豆類および油糧種子の生産、貯蔵、マーケティングを強化するための研究開発（R&D）政策。
- 農村開発のための計画、製造業向けの賃貸寮の開発、PM Awaas Yojnaおよびエントリーレベルの大型耐久消費財の成長を促進し、家電製品の将来の需要を刺激するためのその他の政策。
- 「メイク・イン・インディア」政策を推進するために、小規模、中規模、大規模産業をグローバルバリューチェーンに統合し、インドをグローバルハブにすることに焦点を当てた国家製造ミッション。同政策において、気候に優しい開発のためのクリーンテック製造に焦点を当て、需要の高い仕事に対応する未来志向の労働力を育成。

2026年国家予算案では、繊維全般にわたる自給自足の達成、技術・機械設備の近代化による繊維クラスターの近代化、共通試験・認証センターの設立、手織り・手工芸品セクターへの重点的な支援、持続可能な製造業への強力な推進、競争力強化のためのSamarth 2.0に基づく技能向上を目的とした統合繊維プログラムに合計で150億ルピーが割り当てられました。

同予算案では中央公共部門企業（CPSE）によるTReDSの利用義務化、信用保証の提供、GeMとTReDSの連携、売掛金の証券化などを通じ中小零細企業（MSME）の流動性を強化し、タイムリーかつ手頃な条件での資金調達の実現を図っています。

また、インドを高品質かつ手頃な価格のスポーツ用品の世界的な拠点として位置づけるため、手頃な価格のスポーツ用品製造に特化した取り組みが発表されました。これには、スポーツ用品製造の促進に50億ルピーを割り当てること、そして体系的な人材育成、インフラ整備、スポーツイノベーションを重視する「ケロ・インディア・ミッション」の開始が含まれます。

D.3.4. 新たなビジネス・トレンド

ニューコマースの台頭

E 新しいコマース：D2C、ソーシャル、クイック、ライブコマース

F 新しいコマースチャネルが2030年までにeコマース市場の約40%を占めると言われています。

オムニチャネル:体験型トレンドへの動き

A さまざまな販売チャネルにおける複数のタッチポイントの出現により、小売業務が変革しています。

B 様々な方式でのオムニチャネルの活用（BOPIS/BORIS/ROPS等）が増えており、利用率は約60%と推定されます。

地方市場の潜在需要の掘り起こし

- 技術革新とインフラ開発の増加が地方市場における消費者の需要増に繋がることが見込まれます。
- Tier 2/3都市ではeコマースが急速に成長しており（Tier 1都市の5~6倍）、eコマースの注文の大半が地方市場から生じています。

高級品市場の成長

- 高級品市場は年平均成長率20%で成長し、2030年までに300億米ドルに達する見込みです。
- 若いミレニアル世代が、新時代のデジタル決済（分割払い、後払いなどを含む）の力を借りることで高級品を購入する傾向が見られます。

プライベートブランドの成長

- プライベートブランドの売上は年平均成長率20%で成長し、2030年までにスーパーマーケットの売上の最大30%を占めると予想されます。
- 展開カテゴリーの拡大とハイパーマーケットへの進出が見込まれています。

キラナテック（街角の小規模店舗）の台頭

デジタル決済やモバイルアプリケーションベースの調達のための技術ソリューションがキラナストアに急速に浸透しています。キラナストアをデジタル小売エコシステムに組み込むことで、製品・サービスの「発見しやすさ」、利益率、顧客満足度などが向上する可能性があります。

インド政府は、このセクターへの投資を促進し成長を後押しするため、さまざまな政策や取り組みを実施しています。当該施策にはFDI（外国直接投資）規制の緩和やその他のスキームが含まれます。

100%のFDI自動認可ルート

対象

- 卸売業
- 単一ブランド小売業
- 自動車製造
- 観光建設事業、ホテル・リゾート・レクリエーション施設の開発、食品加工

100%のFDI政府認可ルート

対象

- インドにおいて製造又は生産された食品に係るeコマース（完全オンラインのマーケットプレースモデルを想定）を通じた小売業

51%のFDI政府認可ルート

対象

- 複数ブランド小売業

インドでは、税制改革の恩恵とビジネス環境の改善により消費者重視のビジネスの成長が期待できます。政府は税務コンプライアンスの仕組みの合理化と簡素化に継続的に取り組んでいます。法人税率の22%への引き下げや、新規製造企業に対する最低代替税(MAT)の免除などの取り組みにより、企業は事業拡大と再投資のための資金をより多く確保できる状況にあります。

さらに、物品サービス税（GST）の導入により間接税制度が簡素化され、サプライチェーンの効率性が向上し、全体的な税負担が軽減されました。これらの改革は配当分配税の廃止とともに、コンプライアンスコストの削減に繋がり、長期的な成長を支えています。

2025年度国家予算案は、州政府および民間セクターにインフラへの投資を奨励し、資本支出を増やして資産と雇用を創出し、長期的な持続可能な成長を確保することに焦点を当てています。都市インフラの開発および地域の接続性の向上に重点を置くことで、より多くの成長機会を創出し、広範かつ包括的な成長を実現することが見込まれています。教育への投資、イノベーションのための研究開発（R&D）、およびサイバーセキュリティを通じてAIの能力を構築することで、技術競争において先行する

ためのエコシステムおよびインフラの整備が進められています。「メイク・イン・インディア」および「ビジネス環境の改善」を支援する「国家製造ミッション」などのイニシアティブは、インドの大規模な消費者基盤、若い労働力、および戦略的な位置と相まって、ビジネス拡大のための魅力的な市場としてインドを位置づけています。これらのイニシアティブにより、インドはグローバルな製造ハブとしての地位を確立することができます。
また、この政府予算は中小零細企業（MSME）の強化、国内製造業の拡大、物流および倉庫インフラの強化を通じて輸出を促進することにも重点を置いています。さらに、特別経済区（SEZ）の設立により、税制上の利益および無税調達を提供することで事業運営をさらに強化しています。これらの要因が揃っていることで、インドは消費者中心のビジネスが繁栄し、成長する市場機会を活用するための強固な基盤を提供しています。

さらに、2026年国家予算案ではインドの中小企業、職人、スタートアップ企業が電子商取引を通じて世界市場へ参入することへの支援を目的として、輸送品輸出における現行の1件あたり100万ルピーの上限額を完全に撤廃することが盛り込まれています。また、拒否・返送された貨物の取り扱いについても、識別技術の活用を通じた効率改善を企図しています。

D.4.　エネルギー、資源、工業

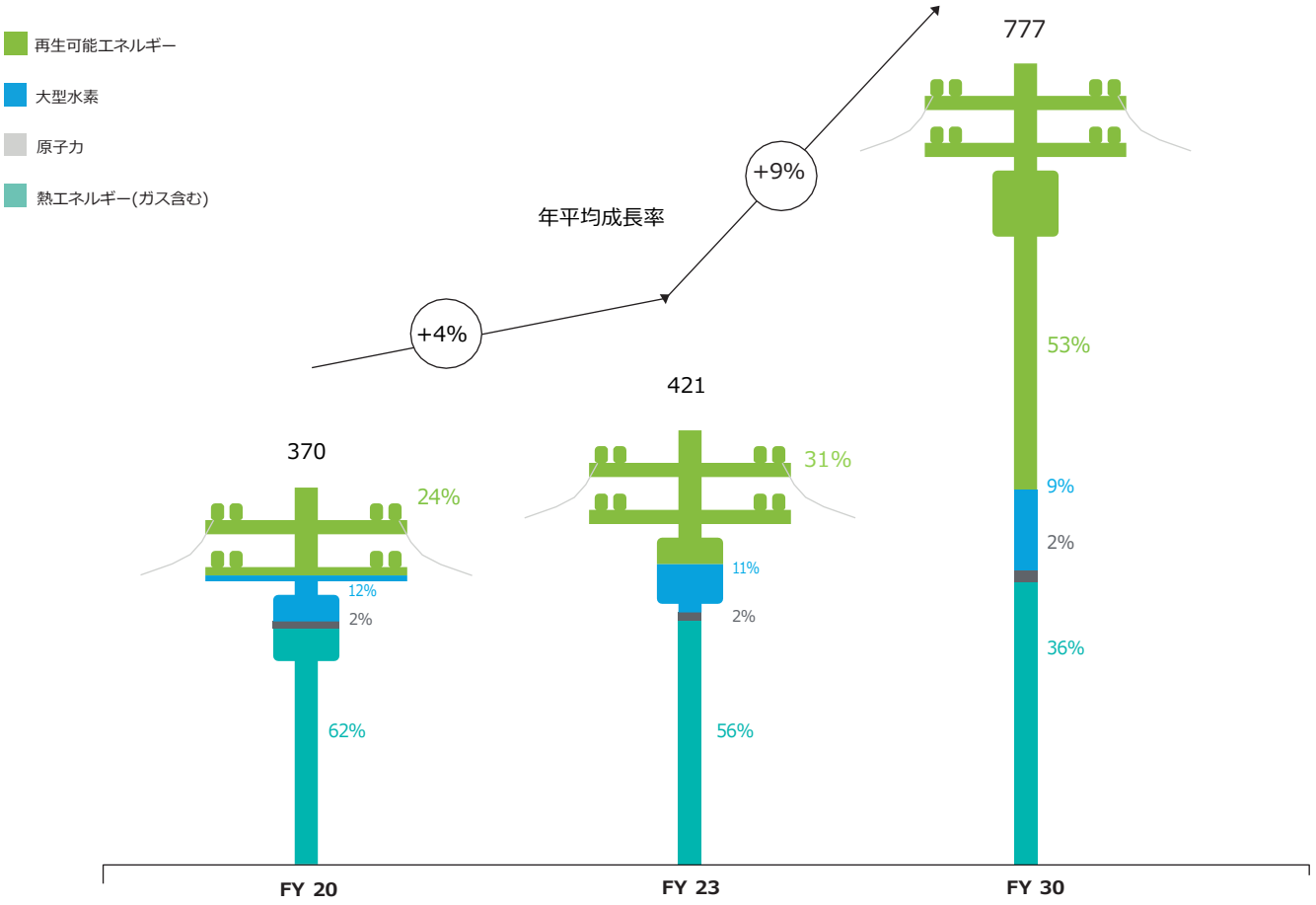
インドは電力不足国から、自国の需要を満たすだけの供給力を持つ国へと移行しており、再生可能エネルギーの大規模な導入がその原動力になっています。

D.4.1.　再生可能エネルギー

インド政府は2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を500GWにするという目標を掲げています（太陽光および風力から450GW、大規模水力から70～100GW）。再生可能エネルギーは、グリーントランジション（脱炭素への移行）を牽引と見られ、2030年までに総発電量の32%、最大設備容量の53%を占めると予想されています。インドは、2070年までに排出量実質ゼロを達成するという長期目標に向けて排出削減に取り組むことを約束しています[14]。

再生可能エネルギー容量の増加を促進する要因には、好ましい政策、技術革新、外国からの投資、そして国内での太陽光モジュールや蓄電池の国内生産に対するインセンティブが含まれます。クリーンエネルギーへの移行は、インドにとって非常に大きな経済的機会をもたらします。

最大設備容量（GW）の伸び



[14] 出典: https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1847813

サブテクノロジー分野

・**太陽光発電（ソーラー）**：インドの国土には年間5,000兆kWhもの太陽エネルギーが降り注いでいます。この膨大なポテンシャルと整備された規制環境が、太陽光発電の設備容量の急成長を支えてきました。特に連邦政府が推進する「PM Surya Ghar Muft Yojana（住宅用太陽光無償電力計画）」により、屋上設置型太陽光発電を中心に今後も飛躍的な拡大が見込まれます。

さらに、国内製造を促進するため、ソーラーパネルおよびセルに対する関税が引き下げられ、2025年の国家予算案では、ソーラーパネルの基本関税（BCD）が40%から20%に引き下げられ、10%の社会福祉付加税（SWS）が免除されました。一方で、20%の農業インフラおよび開発税（AIDC）が適用されたため、実質的な関税減少幅は4%に留まります。ソーラーセルについても同様に、基本関税が25%から20%に引き下げられ、10%のSWSが免除されましたが、7.5%のAIDCが適用されたため、実効税率は変わりませんでした。

国内の製造を促進するためには、設備・資本財を含む自国型のバリューチェーンの構築が重要となるでしょう。

・**風力発電**：これまで再生エネルギー分野では、太陽光発電の導入拡大が先行してきましたが、近年では風力発電への期待も高まっています。特に再生エネルギーを安定的に供給するラウンド・ザ・クロック（RTC）型電源や洋上風力開発といった技術の進展により、風力発電は今後のエネルギーミックスにおいて重要な役割を担うと期待されています。

また2025年9月に実施されたGST（物品・サービス税）改革では、風力分野向けの税率合理化が進められました。風車や電力発電機、その製造部品等の再生可能エネルギー関連機器に対するGST税率は従来の12%から5%へ引き下げられています。

さらに2026－27年の国家予算では、風力発電関連部品の製造・保守に使用される特定品目について、優遇関税措置の適用期間が2026年3月31日から2028年3月31日まで延長されました。

・**蓄電システム**：再生可能エネルギーは発電量が天候に左右されるという特性をもつため、その不安定性を補う技術として、蓄電システム（ESS）への注目が高まっています。今後10年の電力業界における次世代の中核技術の1つと位置づけられています。特にRTC電力の需要拡大に伴い、「ESS as a service」と呼ばれるサービス型モデルも含め様々なプロジェクト設計への活用が進むと期待されています。

こうした流れを受け、2026－27年の国家予算ではBattery Energy Storage System（BESS）向けリチウムイオン電池の製造に使用される特定資本財の輸入について、基本関税が免除されました。

大規模な再生可能エネルギーの統合を支えるｚ推進要因

クリーンエネルギーへの移行は、インドにとって非常に大きな経済的機会として位置づけられています。包括的な発展を促進するため、インド政府は価格均等、大量生産、国内製造、送電網の均等性確保の改善に焦点を当てた一連の規制を導入しました。



インド進出・投資の実務ガイド2026 ～ 現場で活きる最新動向

- 太陽光発電都市および太陽光発電パーク構想
- 洋上風力発電の導入促進
- グリーン水素ミッションの推進
- 国内サプライチェーンの構築
- 手頃かつ安定的な資金調達の必要性
- 再生可能エネルギー安定供給化
- 蓄電システム (ESS) の導入による電力網の統合

出典: Deloitte Analysis

ESG（環境・社会・ガバナンス）目標に基づき商業・産業消費者は、インドのクリーンエネルギー目標の実現において重要な役割を果たします。

商業および産業（C&I）セグメントは、インド全体の電力消費の量の約50%を占め、過去20年間にわたり、年平均成長率（CAGR）約7%で増加してきました（出典：CEA）。世界的に見ても、C&Iの電力消費者は再生可能エネルギー（RE）の導入を積極的かつ自主的、意識的に取り組んでいます。C&Iセグメントは、2030年までに達成を目指す国内のクリーンエネルギー目標である450GWの達成に大きく貢献することが期待されています。

C&I電力消費者のクリーンンエネルギー移行への主な推進要因
意思決定者が独立系発電事業者（IPP）から再生可能エネルギーへ移行する動機となる要因には、以下のものが含まれます。

コスト削減

コスト優位性
再生可能エネルギーは、従来型の化石燃料エネルギーと比較して安価であり、コスト削減や収益性の向上につながる。

規制環境の変化
政府は再生可能エネルギーの導入を促進するため、さまざまなインセンティブや補助金を提供。

調達の容易さ
電力送電網経由でグリーンエネルギーを調達するプロセスは時間がかかるため、C&IプレイヤーはIPPからの調達を選択しています。

持続可能性

IPPの状況変化
多くのIPPは自家発電を行っており、それは主に化石燃料による火力発電が中心であったが火力エネルギーは時代遅れになりつつあるなか、その成長は停滞し、IPPは再生可能エネルギーへ移行している。

エネルギー安全保障
再生可能エネルギー源は多くの場合、国内で調達可能。再生可能エネルギーに依存することで、輸入化石燃料や変動しやすいエネルギー市場への依存を減らし、エネルギーの安全保障を強化することができる。

長期的な安定性と持続可能性
再生可能エネルギーへの投資は、長期間にわたり安定価格での確保を可能にし、同時に企業のサステナビリティ目標を達成することもできる

C&I向けグリーン電力のオープンアクセス販売促進に向けた政府の取り組み

インド市場における再生可能エネルギーの成長は、政策と規制環境に大きく依存しています。インド政府は、C&I消費者による再生可能エネルギーの採用を加速するためにいくつかの措置を講じています。再生可能エネルギーは、グリッド料金に比べて消費者にとってはるかに手頃な価格で提供されます。政府は、再生可能エネルギーがグリッド均等を達成するための適切な措置を講じています。

中小企業の脱炭素化における、主な課題は資金調達です。インド政府は、信用保証制度の導入によってこの課題に対処しようとしています。

商業・産業消費者による再調達への政府の後押し

REC(Renewable Energy Certificate)の二国間貿易

RECsの二国間取引はインド電力市場にバーチャルPPA（Power Purchase Agreement）契約の道を開きました。

グリーン・オープンアクセス（OA）

グリーンOAは再生可能エネルギーの普及を推進するために策定されており、負荷100 kw以上の消費者に対し、OA料金の値上げを抑制している。

ISTS（Inter-State Transmission System）料金の免除

再生可能エネルギー取引に対するISTS手数料免除をC&I消費者に拡大。

送電網計画とGNA（General Network Access）規制

大量消費者がISTS送電網に接続しやすくなるよう制度整備。

中小企業が不良債権化するのを防ぐため、政府支援ファンドが信用供与を保証しています。2025年の国家予算案では、信用保証枠の拡大と「国家製造ミッション」が強調されており、製造業に従事する中小企業の脱炭素とエネルギー効率化への財政支援が提供されています。

政府は中小企業及び大企業に対し、現行の「Perform、Achieve and Trade (PAT)」制度から「インド炭素市場」への移行を強調しています。特に中小企業に対しては、クリーンエネルギーやエネルギー効率対策の導入に向けた財政支援が提供されることになります。

クリーンテック及び産業分野の脱炭素化を加速させることを目的として2026年度予算では、総額2兆ルピー規模となる二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS：Carbon Capture, Utilization and Storage）に関する5カ年ロードマップが発表されました。CCUS技術の大規模導入により電力・鉄鋼・セメント・製油・科学といった主要産業分野における実装成熟度の向上が期待されています。またCCUSは国家規模の脱炭素化を実現するための重要技術として明確に位置づけられており、炭素火力発電についても、脱炭素化を前提とした形で一定の活用を支援していく方針が示されています。

バッテリーエネルギー貯蔵システム (BESS)

BESS は、供給が不安定な再生可能エネルギー発電を安定化させる独自の能力を持ち、インドのクリーンエネルギーへの野心を実現するうえで、重要な役割を果たしています。電力会社がリアルタイムコントロール (RTC) とピーク電力ソリューションの調達に対する関心を強めており、再生可能エネルギーの供給にBESSを組み合わせる方向性を促しています。BESSでの採用は、価格低下の見直しとグローバルサプライチェーンの確立に大きく依存しています。

インドは2032年度までに累積47GW/236GWh[15]のBESS需要を見込んでおり、約596GWの再生可能エネルギー導入を支えることになります。

[15] pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1928750

インドのBESS産業の成長を促進する3つの主要なトレンド



国内のBESS産業を促進する政策および規制支援

- BESS開発のための実現可能性ギャップ資金（VGF）の承認（2023年9月）
- BESS促進のための全国的な枠組み（2023年8月）
- 2029～30年までのエネルギー貯蔵義務のスケジュールに関する通知（2022年7月）
- BESSに関する標準入札ガイドラインの発行（2022年3月）
- 補助サービス規制（2022年1月）

バッテリー製造能力の拡充

- インド政府は、2021年5月に総額1,810億インドルピーを投じ、50GWhの高度蓄電池（ACC）の製造に向けた生産連動型インセンティブ（PLI）スキームを承認
- 合計50GWhのPLIスキームのうち、30GWhが現在建設中であり、20GWhが割当中
- PLIスキームによる製造能力に加え、業界各社もによって約100GWhの製造能力の導入が発表されている

BESSの国内需要の拡大

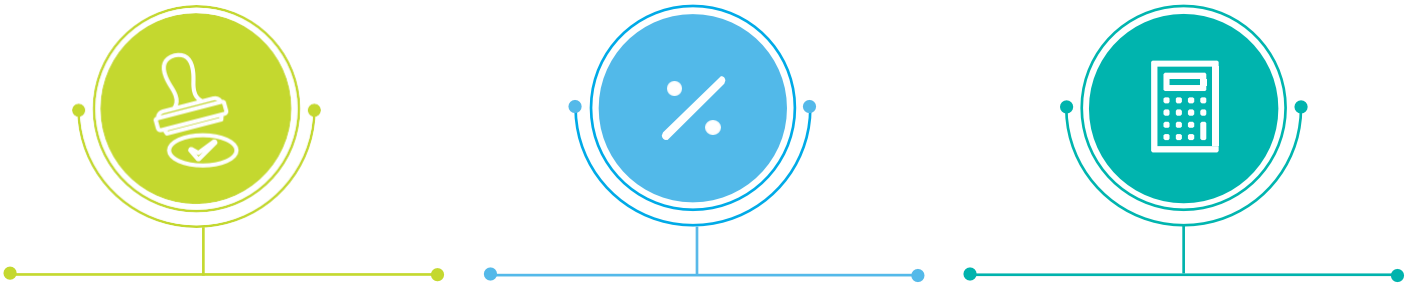
- 配電事業者は、需要に対応するために電力の調達を増加させている（2023年度には発表または進行中の9,900MWの入札のうち、5,200MW（52%）が供給可能な電力として分類）
- インド政府は、GWh規模の独立型BESSの展開に向けた入札に成功（2022年にSECIは500MW/1,000MWhの独立型BESS容量の入札に成功）
- 2031～32年には、47GW/236GWhの総BESS需要が見込まれている（2022～32年の期間に関する国家電力計画による予測）

出典: Ministry of Power notifications and press releases, National Electricity Plan (2022-32), Ministry of Heavy Industries (MHI), Deloitte analysis

- 2025年国家予算では、BESS産業の振興にの支援策も打ち出され追い風となっています。国内におけるリチウムイオン電池の製造を促進するために、EV（電気自動車）用バッテリー製造向けの35品目の資本財、ならびに携帯電話用バッテリー製造向けの28品目の資本財が、免税対象品目リストに追加されました。
- また、同予算ではキャリアグレード対応イーサネットスイッチに対する基本関税（BCD）についても、非キャリアグレード製品の競争条件を揃えるため、税率が20%から10%に引き下げられました。
- さらに2026年度の国家予算では、BESS製造向けに適用されている関税免除措置の延長が発表されました。対象にはリチウムイオン電池関連の資本財、太陽光ガラス向け原材料（アンチモン酸ナトリウム）、ならびに重要鉱物の加工関連設備等が含まれています。

税制上の考慮事項

風力、太陽光、ハイブリッド（ラウンド・ザ・クロックプロジェクトを含む）



過少資本税制の規定

国外の関連企業からの借入金にかかる利息について、EBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の30%までが損金算入可能。親会社が保証している場合、第三者への利息支払いも対象に含まれる。

土地譲渡における印紙税評価額の取り扱い

農業用地が産業用途に変更される場合、実際の価値よりも印紙税評価額のほうが高くなる場合があり、買い手および売り手の双方にみなし所得課税が発生する可能性がある。

優遇税率の適用

2019年10月1日以降に設立され、2024年3月31日までに発電を開始した発電会社には、15%の法人税優遇税率が適用される。

ASEAN自由貿易協定（FTA）に基づき、一定の付加価値基準を満たす場合、モジュールおよびリチウムイオン電池の輸入に対し基本関税が免除されます

BESSのVGFに関する政策導入が発表されました

BESS製造業者に以下の各種制度により税恩恵を受けることができます

- MOOWR（製造品の輸出促進スキーム）
- EPCG（輸出促進資本財スキーム）
- EOU（輸出指向型ユニット）、
- 事前認可制度（Advance Authorisation）

GST率は以下の通りです

- 太陽光および風力発電プロジェクトの供給: 約13.8%
- BESSの供給: 18%

州政府によるインセンティブもあり、以下のような措置が提供されます

- GSTの払い戻し
- 印紙税、固定資産税、および電力税の免除

D.4.2.　インドにおけるグリーン水素

グリーン水素は、電化が困難で「脱炭素化が難しい」とされるセクター（肥料、精製所、鋼鉄生産、輸送）においてエネルギー転換の鍵を握る、と期待されています。

インドの水素市場は投資に適した段階を迎えています。



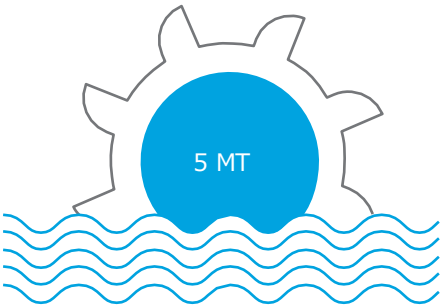
水素供給および電解装置製造向け予算



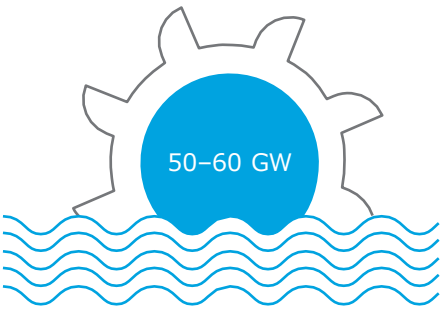
実証プロジェクト予算



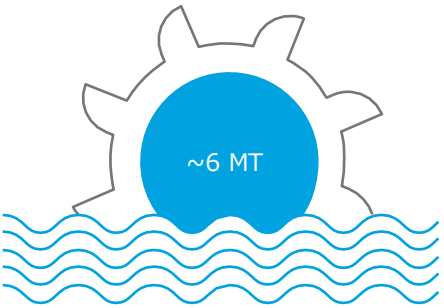
研究開発（R&D）およびその他向け予算



国内消費向けグリーン水素生産目標



2030年までの電解装置導入目標



国内グレー水素の生産と消費

インドにおける水素経済の推進要素

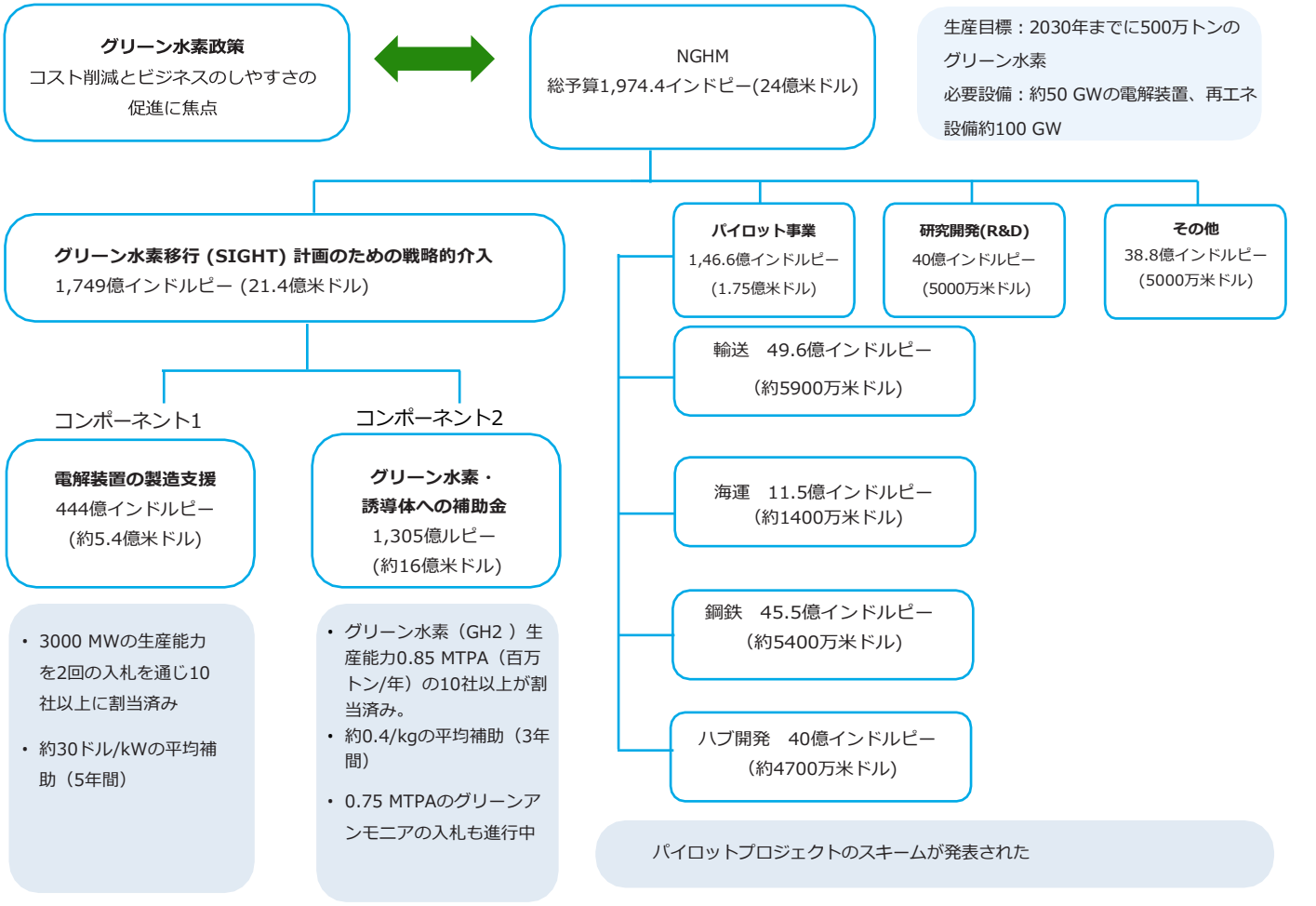
- 野心的な排出削減目標と2070年までにネットゼロを達成するという明確なコミットメント
- オープンアクセスの迅速な許可、送電料金の免除、電力バンキングの提供を含む、好ましい再エネ政策や州単位で実施されている水素政策
- 低コストの再生可能エネルギーの利用可能性と、世界最大規模で進行中の導入プログラム
- 代替可能な国内需要の規模拡大と、輸出対応可能なインフラの整備

[16] 出典: India National Hydrogen Mission document

2021年、インド政府は「国家グリーン水素ミッション（NGHM）」を立ち上げ、水素エネルギーの活用に向けたビジョン、意図、方向性を示しました。これに続いて「国家グリーン水素政策」が策定され、グリーン水素のコスト低減、およびプロジェクト立ち上げの容易化を通じた導入促進が進められています。2023年1月には内閣がNGHMの予算措置を正式に承認し、総額1,974.4億ルピーの予算配分が決定されました。このミッションは2030年までに年間最低500万トンのグリーン水素生産を実現することを目指し、さらに世界市場の需要の10%をインドで担うという目標を掲げています。こうしたインセンティブの導入と野心的な生産目標を掲げることにより、インドはグローバルなグリーン水素生産の有望な投資先の一つとして存在感を高めつつあります。

水素経済を推進するインド政府のイニシアティブ

政府の様々な取り組みが、低炭素水素の基盤構築に役立っています。



グリーン水素生産における排出基準の設定

インドにおけるグリーン水素分野は、近年急速に存在感を高めています。政府はNational Green Hydrogen Mission（NGHM）の下、グリーン水素、グリーンアンモニア（肥料産業向け）、更には電解装置（Electrolyser）製造に対するProduction-Linked Incentive（PLI）制度に関する入札を完了しました。

また並行してIOCL、BPCL、HPCK、NRLといった大手製油会社も自家消費向けグリーン裾プラント設置に向けた入札を実施しています。

特筆すべき点として、入札を通じて形成された価格水準は世界的に見ても最低水準の1つとなっており、インドのグリーン水素エコシステムが国際市場において十分な競争力を持ち得ることを示しています。

「国家製造ミッション」の発表は、電解装置などの構成部品に関し強固なエコシステムを構築する機会となっています。

産業界はグリーン水素を軸とした長期的なエネルギー転換の方向性には賛同しているものの、現時点では経済性が伴っていないのが実情です。インド市場で適用されるコストカーブに基づいて計算された場合、化石燃料由来の水素や他のエネルギー源との間に約1.5–2.05米ドル/kgのコスト差があり、これがインド国内産業にとってグリーン水素の導入を妨げる主な要因となっていると考えられています。

グリーン水素と、グレー水素、天然ガス、石炭などの代替品とのコスト差を埋めるためには、政策的な取り組み、産業エコシステムの整備、革新的な資金調達方法への注力が不可欠です。世界各地でグリーン水素の輸出拠点が形成されつつある中、インドには低コストの再生可能エネルギーを活用したグリーン水素生産の世界的リーダーとして、および主要な輸出国として台頭する独自のチャンスが存在しています。

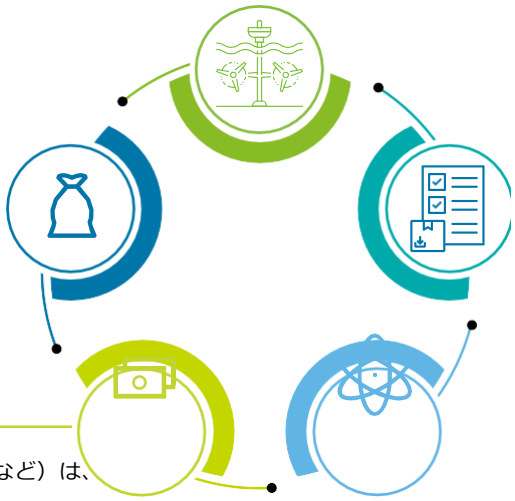
税制上の考慮事項

NGHM– インドにおいて、2030年までに**年間500万トンのグリーン水素**の生産目標を設定

インセンティブスキーム「**SIGHT**」が導入され、1,750億インドルピーの予算が**グリーン水素および電解装置**の製造を促進する

州ごとのインセンティブも、関税や税金の免除という形で利用可能

- 雇用創出補助金
- カスタマイズされたパッケージスキーム



電解装置やその他の製品に対する輸入関税は、EOU（輸出指向型ユニット）やSEZ（特別経済区）などのさまざまなスキームの下で恩恵が享受できる

グリーン水素やその派生製品（アンモニアなど）は、2019年10月1日以降に設立され、2024年3月31日までに生産を開始した企業に対して、15%の法人税優遇税率の適用資格

投資構造（単一法人と複数法人、FVCI投資など）を評価する必要がある

- グリーン水素（GH）生産に使用される無機化学品には、**通常18%のGST（物品・サービス税）率が適用**
- グリーン水素の供給には18%のGST率が適用

D.4.3.　石油・ガスセクター

インドは世界第三位の原油消費国です。過去10年間で原油需要は、2016会計年度の2億3、280万トンから2025会計年度には2億6,860万トンへと拡大し、年平均成長率（CAGR）は約1.5%となっています[17]。2025会計年度時点では、国内需要の約91%を原油輸入に依存している状態です。こうした状況を踏まえ、政府は国内生産の拡大および輸入依存の軽減に向けた各種政策を講じてきました。これには、以下のような取り組みが含まれます。

- 小規模油田発見政策の導入
- 国家データ保管庫の運用開始
- 随時募集型鉱区ライセンス制度の開始
- 特別炭素メタンの入札の開始
- 天然ガスの価格ガイドラインの設定
- 従来型および非従来型炭化水素に適用されるための単一ライセンスの導入

また政府は原油輸入量を10%削減するという方針も掲げています。2025年度時点で、天然ガスはインドの一次エネルギーミックスの約6%を占めており、2030年までにこれを15%へ引き上げる目標が示されています。その実現に向けLNGパイプライン及びCGD（City Gas Distribution）網の整備・拡張が進められています。2025年度における天然ガス消費量は約7,131万MMSCMでした。更にエネルギー安全保障強化の観点からインド政府は「戦略石油備蓄（SPR）」向け原油調達に559.7億ルピーを割り当てています。

2026年国家予算では、製油・科学等脱炭素化が難しい分野におけるCCUS（Carbon Capture, Utilization and Storage）の技術成熟度向上及び大規模導入を目的として、5年間で2兆ルピー規模の投資計画が打ち出されました。
また、輸入依存の低減と国内製造基盤強化を目的として、クラスター型の“Plug-and-Play”モデルを活用した３つのケミカルパーク構想も提案されています。
加えて政府は製油・化学産業向けサプライチェーン強化を視野に、貨物・海上輸送回廊、水運、沿岸物流、グリーンシッピング、LNGターミナル整備等を通じた、エンド・ツー・エンド物流インフラの拡充も推進しています。

石油・ガス産業はバリューチェーン上の機能に応じて、上流（アップストリーム）、中流（ミッドストリーム）、下流（ダウンストリーム）の3つのセグメントに分類されます。以下では、それぞれのセグメントに属する主な企業の取り組みや、業界全体の動向について整理します。

アップストリーム

資源の深鉱、掘削、生産などの上流開発を行うアップストリーム企業は、インド国内での石油・ガスの供給確保にむけて、自己投資及びパートナーシップの双方を通じて深鉱・生産（E&P）資産への投資を進めています

例）

・ONGC（インド石油天然ガス公社）は、石油とガスの生産量の増加とエネルギー安全保障の強化を目的に、深海探査への投資を行っている。

・OLIは海洋鉱区における石油・瓦斯探査に向けてTotalEnergiesをパートナーにしています。

エネルギートランジション及びネットゼロへの取り組みは、アップストリーム企業の将来戦略へも大きな影響を与えています。特に製油分野の脱炭素化では、グリーン水素を軸とした議論が進んでおり、2030年までに製油所で使用される水素需要の相当部分をグリーン水素で賄う方向性が検討されています。

例）

・OILは再生可能エネルギー事業に特化した100%子会社「OIL Green Energy」と設立するなどしている。

アップストリーム企業は石油・ガスポートフォリオの強化に向け、トレーディング及び関連事業への進出も進めています。

例）

・ONGCはグローバル企業との協業により、トレーディングデスクを設立する計画を公表している。

デジタル化とAI活用、人材のリスキリング（再教育）は、企業の競争力維持の鍵となっており、シェル社は、デジタルツインやAI支援による地震探査解析を使用して油井の最適化を図り、エクソン社は先端技術分野における再教育プログラムを展開するなどしています。

例）

・ONCGは自律型掘削技術を活用した抗井掘削に成功しており、掘削速度向上を通じてダウンタイム及びコスト削減を実現している。

ミッドストリーム

採取した資源の輸送、貯蔵、処理を行う、ミッドストリーム企業は、エネルギー安全保障強化の一貫として戦略石油備蓄（Strategic Petroleum Reserve：SPR）への投資が進められている。
例）インド戦略石油備蓄社（ISPRL）はSPRの備蓄量を6.5Mトン増加させる計画。

天然ガスの需要増加を受けて、液化設備の再稼働や、供給確保に向けた新たなLNG船の発注が行われている。

パイプラインや備蓄施設等へのインフラへの投資も拡大しており、インドは、2023年から2027年にかけて全長29, 881kmの新規パイプライン計画が進められている[18]。

ガス供給エリアの拡大に向けて- CNGカスケードや小型LNGなどによる仮想パイプラインの開発もすすめられており、パイプラインが未整備の地域にも天然ガスの普及を図る取り組みが行われている。

[17] PPAC;
[18] PNGRB reports

ダウンストリーム

原油を精製し、製品化、販売する企業であるダウンストリーム企業では、石油精製から得られる石油化学製品の収率向上を目的に、様々な技術開発・導入が進められています。インドの石油化学生産能力は、2030年までに年間約3,000トン（MTPA）から4,600トンへ拡大する見込みであり、バリューチェーン全体で累計500億ドル超の投資が計画されています。

またインドの製油能力は2030年までに年間約3億1000万トンへ達すると見込まれており、HPCL Bermer製油所の稼働開始や既存製油所の補強計画がこれを後押ししています。同時に国営石油販売会社（OMC）は製油事業と石油化学事業の統合を加速させており、より高収益かつ需要変動体制の高いバリューチェーンへの転換を進めています。

輸入コスト削減とエネルギートランジション推進を目的として、バイオエタノール、バイオディーゼル、SAF（持続可能な航空燃料）、CBG（圧縮倍後ガス）等のバイオ燃料を事業ポートフォリオへ組み込み始めています。 特にエタノール混合政策では、インドはガソリンへのエタノール20%混合目標（E20）を当初予定の2030年より5年前倒しとなる2025年に達成しました。これによりインドはバイオ燃料分野における世界的先進国として存在感を高めています。

一方、SAFについては、政府は段階的な混合目標の導入方針を打ち出しており、実証段階から本格的な需要創出政策をへ移行しつつあります。SAF混合率目標として2027年に1%、2028年に2%、2030年に5%とする段階的ロードマップを掲げています。

石油・ガス企業は、従来型の石油会社から、再生可能エネルギーやバイオ燃料などを含む総合エネルギー企業への転換を図っています。

燃料販売業者は、CNG、水素、CBG、EV充電、従来燃料に加え、利便性の高いショッピング施設や体験型サービスの提供といった、統合型「エネルギーステーション」への転換を進めています。

Jio-BPとAdani Totalによる共同販売提携のような戦略的パートナーシップは、インフラ共有及びマルチエネルギー提供への移行を象徴する動きといえます。

CGDはインドのエネルギートランジションを支える中核インフラとして急速に拡大しています。2025年度時点で307の地理的エリアへ展開されており、人口カバー率では約99%に達しています。

2026年1月時点ではインフラとして8,538箇所超のCNGステーション、21,197件の産業向け接続、47,327件の商業向け接続、更に約1,600万件の家庭向けPNG（パイプライン天然ガス）接続が整備されています。

また同分野では、2,029年度までにCNG及びPNGへのCBG混合率5%を目標として掲げています。加えてLCNG（液化圧縮天然ガス）、小規模LNG、LNGリテール事業も拡大が進められており、ラストワンマイル供給強化や大型車向け燃料転換促進を支える役割が期待されています。

税制上の留意点

1. 全国的な天然ガスパイプライン網の敷設および運営（貯蔵施設を含む）に従事する企業に対しては、一定の条件を満たす場合、**投資連動型のインセンティブが提供**される.

 石油原油、ディーゼル、および天然ガスへの**物品税や付加価値税（VAT）**は、州ごとに異なるVAT税率が適用されており、価格差が発生している。

2. **石油由来製品のGST率**：特定の石油ガス、石油ゼリー、石油コークス、石油ビチューメンには、18%のGST（物品・サービス税）が適用される

3. 鉱油の探査、採取、生産に関連して設備やサービスを提供する非居住者（企業）には推定課税制度が適用され、当該支出には、特別控除規定が設けられている。

 鉱油の探査などの事業における支出について、特別な損金算入の規定が設けられている。

 石油・ガス会社による仕入れにかかるGSTクレジットの利用制限：現在石油関連製品は、将来的にGST制度の対象に組み入れられる可能性があり、GST税率28%、加えて付加価値税の課税適用が想定される。

4. 特定の国からの輸入に対して、二国間または多国間協定や自由貿易協定（FTA）の下で優遇関税率が適用される。また、州の産業政策の下で製造部門に対する補助金が利用可能。

5. 製油所の設立に使用される機械の輸入には関税およびGSTが課されるが、EPCG（輸出促進資本財スキーム）やMOOWR（倉庫における製造およびその他事業に関する規制）の下で関税の繰延べや関税が免除される場合が

通常、これらのセグメントで事業を展開する多国籍企業（MNC）は、政府との契約を遂行し、現地での業務を支援するために、インド国内でのオフショア拠点を必要します。このオフショア拠点は、プロジェクトオフィス、駐在員事務所（LO）、支店、または現地法人のいずれかで設立される場合が多いです。当該拠点は、独立した課税対象主体扱われ、本社（HO）やグループ企業との間でさまざまな取引を行うことが想定されます。

D.4.4.　エンジニアリング、調達、建設（EPC）セクター

- EPC (Engineering, Procurement, and Construction) 契約は、物品の供給とサービスの提供の両方を対象とし、オフショア（国外）およびオンショア（国内）での作業を含むものです。EPCプロジェクトの成功には、物品の供給とサービスの提供が不可欠です。
- EPC契約は、単一の包括的契約で構成される場合もあれば、複数の個別契約に分けて締結される場合もあります。契約の形態や事実関係によって課税上の取り扱いは異なります。

プロジェクトオーナー

契約構造

単一の包括契約（Single Composite Contract）：

- さまざまな業務範囲が単一の契約としてまとめて発注される
- オフショア供給とサービスがインド国内で課税対象となるかどうかを評価する必要がある
- 特に、太陽光発電や風力発電プロジェクトにおいては、「みなし評価」に基づきGSTの実効税率が高く課される可能性がある

複数の契約（Separete Contract）：

- 各業務範囲ごとに個別の契約が締結される
- 契約範囲に応じて課税の取り扱いが異なる
- オンサイト契約とオフショア契約の間で、価値への貢献度に基づくアームスレングス原則に則した利益配分が求められる

コンソーシアム契約：

- 契約はコンソーシアム全体に対して発注される
- コンソーシアムがAOP（任意団体）に該当するかの評価が必要になる

*適用される課徴金と特別目的税が加算されます

課税対象:収益ストリーム

オフショア供給

- 一定の条件 (租税条約および判例に基づく) を満たせばインドで課税されない
- 恒久的施設（PE）が存在し、供給がPEに関連する場合、ネットベースで35%*課税される
- 利益の帰属は、アームスレングス原則に基づいて行う必要がある

オフショアサービス

- 通常は「ロイヤリティ」または「技術サービス料」として総額ベースで20%*課税される(租税条約上の適用あり)
- PEが存在し、サービスがPEに関連する場合は、ネットベースで35%* 課税される
- 設計図や設計そのものが供給の一部として統合されている場合は、課税の取り扱いが異なる場合がある
- 技術、エンジニアリングサービスがコスト＋マークアップ方式で提供される場合、類似会社との比較に基づき税務当局から異議を申し立てられることが多くある

オフショア供給＋サービス

- 外国企業により提供：PEが存在する場合、純利益ベースで35%*課税
- インド企業による提供：事業所得として法人税率[15/22/25/30%]*が適用され、利益送金（配当など）に対しての追加課税あり

EPC契約

- EPC契約における、特にオフショア供給・サービスの課税対象性は、過去に多くの訴訟の対象となってきました。契約の内容、事実関係、当事者の実態を精査することが不可欠です。
- EPC請負業者による、ハイシーセール（公海上の販売）に対する関税の繰延べをどこまで許容するか、またMOOWR（倉庫における製造およびその他事業に関する規制）ライセンス保有者への物品供給における工事契約サービスの評価方法なども重要な検討事項です。

D.4.5.　金属と鉱業



鉱油を除く、鉱業および採石業は、2%のTCS(源泉徴収税)の対象となる。



特定の鉱物・金属の輸出は、RoDTEPスキーム（輸出義務・税還付スキーム）の対象となっており、電子スクリップ（電子形式の還付証書）により、輸入関税の支払いに充当可能な還付が受けられる



SAFTA（南アジア自由貿易協定）に基づき、特定の国から鉱業・金属製品の輸入に関しては、関税の軽減措置が講じられている

4.2.6. 産業製品/製造業

インド政府は、サービス経済から製造業主導の経済への転換を目指し、インドを世界の製造拠点とすべく、魅力のある投資先としての地位の確率に取り組んでいます。



輸出免税

輸出される商品/サービスに使用された仕入れGSTは還付請求が可能。関税払戻制度を活用することで製造に使用された輸出原材料に課された関税の還付を受けることも可能。

関税の軽減

プロジェクト輸入スキームに基づく資本財及びその他の特定財の輸入に対して、軽減関税率が適用される。

政府補助金とインセンティブ

中央・州政府によって提供される助成金やインセンティブは、その時点の政策、地域、対象業種によって異なる。

中央政府による支援例：

- 電子機器、半導体、繊維業等に対するインセンティブ
- 生産連動型インセンティブ
- 投資設備に対する補助金
- 特定分野に焦点を当てた政策プログラム

州政府による支援例：

- 食料加工、航空・宇宙・防衛、再生可能エネルギー、医療機器等の分野への支援
- 週独自の産業政策及び分野別政策に基づく優遇措置

D.5.　ライフサイエンスおよびヘルスケア（LSHC）

インドの医薬品産業は現在約500億ドルの規模であり、2030年までに年平均成長率10.7%で成長すると予想されており、その市場は2030年までに1300億ドルに達すると予測されています。FDIは過去二年間で着実に増加しており、LSHCは投資対象として魅力的なセクターとなっています。

表1インドの医療分野におけるFDI (2000~2020年)[19]

サブセクター	保健関連FDI (百万米ドル)
医薬品・製薬	16,501
病院と診断センター	6,727
医療および外科用器具	2,130
合計	**25,358**

この業界の成長と投資に加えて、このセクターは常に合併と買収が起こっており、プライベート・エクイティ (PE) 投資家からの関心を集めています。

インドのヘルスケアセクターの成長を促進するために、インド政府がとった主要な政策イニシアティブは以下のとおりです。

a. 医療機器、医薬品、バルクドラッグのためのPLI（生産連動型インセンティブ）スキームが導入され、国内製造の医療製品の生産を奨励し、投資を呼び込むために約2兆5340億ルピーの累積支出が行われました。

b. インドの各州で医療機器パークとバルクドラッグパークの設立を促進するための助成金制度が発行されました。

c. 健康のデジタル化は、国家健康保護デジタルミッション（「ADBDM」）、CoWIN (デジタルワクチン配信プラットフォーム)、ヘルスレジストリ、遠隔医療などいくつかのイニシアティブによって推進されてきました。

d. 医薬品・医療技術セクターにおける研究開発とイノベーションに関する国家政策は、規制プロセスを合理化し、イノベーションへの投資を奨励し、医学研究のためのエコシステムの成長を可能にするために施行されました。

e. 2023年度の国家医療機器政策は、クラスターインフラの確立、研究開発支援、投資アウトリーチ、能力構築を通じて生産を促進するために導入されました。

f. 病院および医療機器へのFDIは自動承認ルートで100%まで認められます。ブラウンフィールドプロジェクトの場合では、74%を超えるFDIには承認が必要でしたが、この条件が適用されました。

g.エコシステム構築：3つの新規国立医薬品研究開発センター（NIPER）の設立と、既存の7つの研究機関のアップグレードしました。1,000以上の認定臨床試験施設。国際基準と承認期限を満たすための中央医薬品標準管理機構（CDSCO）の強化しました

[19] https://www.niti.gov.in/sites/default/files/2023-02/InvestmentOpportunities_HealthcareSector.pdf

D.5.1. 規制の概要

インドのヘルスケアセクターは以下のサブセクターに分類されます。



医薬品・製薬　医療機器・診断　病院　臨床試験　デジタルヘルス

主な規制コンプライアンスの概要は以下の通りです。

医薬品・製薬

- ライセンスの取得製造/販売/ローン/輸入
- 製造記録の管理
- 対象サンプルの維持
- 検査簿の整備
- 必要に応じての情報開示
- 価格承認の取得、NPPAの基準に従った価格設定の遵守
- 包装基準の遵守

医療機器・診断

- 製品区分・製品規格ごとの製造・販売許可取得
- 臨床試験のための試験ライセンス
- 該当する場合は輸入ライセンスの取得
- 検査簿の整備
- 最新の計量法（包装商品）改正規則2025年通知（医療機器規則2017年と整合）を考慮した、ラベリング要件への適合

病院

- 臨床施設法に基づく登録を取得
- 法人を設立し、商標を登録
- 土地、建設、電力、水道の認可を取得
- 生物・医療廃棄物管理基準を遵守
- 消防衛生免許取得
- 社内厨房FSSAI基準への対応
- 労働法の遵守
- 医療機関・薬局の登録
- 救急車の登録

臨床試験

- DCGIの承認を得る
- 臨床試験登録
- 倫理委員会の承認を得る
- トライアルサイトの登録
- 特定のカテゴリー向けにオンライン事前通知による通知システムを導入

デジタルヘルス

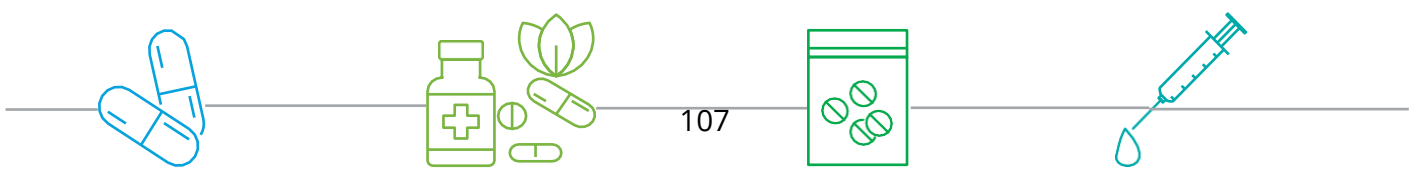
- 2000年のIT法への準拠
- 仲介者規則2021への準拠
- 2023年デジタル個人データ保護法の遵守
- 必要に応じて通信ガイドラインに準拠

栄養補助食品

- FSSAIのライセンス取得
- 各種ラベル/包装要件(承認された色/添加物、表示上の香料の添加、1日当たりの推奨摂取量、栄養成分表示など)への適合

その他

- 法定計量法に基づく表示及び包装要件
- 医師会倫理綱領
- 国家医療委員会法
- 医療広告規制
- 消費者保護法
- FSSAI（FOOD SAFETY AND STANDARDS）法
- 税関の承認 (該当する場合)
- 2016年生物医学廃棄物管理/有害廃棄物管理規則



政策イニシアチブ

2026年度国家予算では、医療を**「ヴィクシット・バーラト（Viksit Bharat）」戦略の柱**として位置づけ、量主導型の成長からイノベーション主導型のグローバル競争力のある医療・バイオ医薬品エコシステムへの明確な転換を図っています。成果は、実施のスピード、規制の有効性であり、患者への負担軽減につながっています。

- 医療予算は約1兆1246億インドルピー（123億米ドル）
- バイオファーマ**SHAKTI**：知識、技術、イノベーションを通じた医療の発展戦略
 - 今後5年間で1,000億ルピー（10億9,000万米ドル）を投じ、バイオ医薬品およびバイオシミラーに重点を置き、インドを世界的なバイオ医薬品製造拠点として位置づけます
 - エコシステムの構築：**3つの新規国立医薬品研究開発センター**（NIPER）を設立するとともに、**既存の7つのセンター**を改善します。**1,000以上の認定臨床試験施設**を確保し、国際基準と承認期限を満たすための**中央医薬品標準管理機構（CDSCO）**を強化します
- 医療分野における専門職育成のためのキャリアパス：
 - 10分野（検眼、放射線、麻酔、作業療法士、応用心理学なxど）にわたる**医療専門職養成機関**を拡充・高度化します
 - ウェルネス、ヨガ、補助器具の取り扱いなどを統合した、**多能工介護者育成プログラム**を開始します
- 医療価値観光（MVT）拠点
 - 各州に対し、医療提供、教育、研究、診断、リハビリテーション、アーユルヴェーダ・ヨガ・ユナニ・シッダ・ホメオパシー（AYUSH）センターを統合した**5つのMVT拠点（官民連携方式）**を設立し、関連インフラを整備します
- インド伝統医学／アーユルヴェーダ
 - **全インド・アーユルヴェーダ研究所3ヶ所の新設**、**アーユルヴェーダ薬局および医薬品検査ラボを近代化**します
 - エビデンスに基づいた研究と研修を促進するため、**WHO世界伝統医学センター**を強化します
- 補助器具
 - 質の**高い補助器具へのアクセスを改善するため、ディヴィヤング・サハラ・ヨジャナ**を開始しました
 - **インド人工肢製造公社**（ALMI）の規模を拡大。特に研究開発とAI統合に重点を置いています
- 精神保健とトラウマケア：国立精神保健神経科学研究所（**NIMHANS-2**）を設立し、一部の国立精神保健研究所を地域の中核センターへと格上げます。また、地区病院に**救急・外傷ケアセンター**を設置します
- 動物衛生
 - **私立獣医大学、獣医助手養成大学、動物病院、診断施設、繁殖施設**（海外との連携を含む）の振興を目的とした融資連動型資本補助金を支出します
 - **畜産**が農業収入に果たす役割を認識し、**2万人以上の獣医療従事者**を増員します

D.5.2. インドのLSHC関連税制優遇措置

インド政府はこの部門に対して税率の引き下げや追加控除を通じて税制上のインセンティブも提供しています。

法人税優遇措置の概要

企業は、優遇税制を利用できる場合があります (セグメント法人/非法人事業体の一般税率で説明) 。さらに、この分野の具体的なメリットは次のとおりです。

その他のインセンティブ/控除

特定の条件に従い、追加雇用者を雇用する際の費用に対して特別に30%の控除が認められます。

事業に係る学術研究に要した費用(収入か資本かを問わず、土地への支出を除く)の100%の控除が認められます。

優遇税率を選択しない場合のその他インセンティブ

スタートアップ企業に対しては、一定の条件に従い、2030年4月1日以前に設立された場合、設立後10年以内の連続する任意の3年間の利益に対して100%の税制優遇措置が適用されます（2025年の連邦予算により2024年4月1日から延長されました）。

病床数100床以上の新病院の建設及び運営のために支出される資本的性質の支出の100%。

パテントボックス制度

真正で最先端の発明者で居住者である登録特許権者が、インドにおいて開発され、登録された特許に関して取得する使用料収入に対しては、総額ベース10%の優遇税率で課税されます。

間接税優遇措置の概要

譲許税率

1. 医薬品原薬 (API) のGST率は18%ですが、それ以外の製剤等の医薬品であって、関税率表/HSN及び同表に定める条件の対象となるものの多くは、5%又は12%の低いGST率の適用を受けることができます。
2. ほとんどの医療機器は引き続き18%のGST率が適用されます。

間接税インセンティブ（「基本関税（BCD）の免除と優遇」）の概要

（2025年度連邦予算案）

01. 36種類の救命医薬品に対する基本関税（BCD）の免除と6種類の救命医薬品に対するBCDの優遇。
02. 10社によって運営される13の新しい患者支援プログラム（PAP）を含む37種類の薬品に対する基本関税（BCD）を免除。
03. 指定された薬品や物品に対する既存の免税/優遇措置のサンセット条項の延長。

研究連動インセンティブスキーム

規制プロセスを合理化し、イノベーションへの投資を奨励し、イノベーションと研究のためのエコシステムを可能にするために、2023年に製薬・医療技術セクターにおける研究及びイノベーションの促進 (PRIP) スキームが導入されました。運用ガイドライン[20]では、実施の詳細といくつかの主要な規定が定められています。

- CoEは、既存の7つの国立薬学教育研究機関 (NIPER) に5年間で70億インドルピーの費用をかけて設立される予定です。
- 6つの優先分野が指定され、その下で資金が提供され、さらに3つのカテゴリーに分けられます[21]。
- RDI制度：政府は、研究開発における民間セクターの参加促進を目的とした研究開発イノベーション（RDI）制度を2025年7月1日に承認しました。この制度では、6年間で1兆ルピーの資金が投入される予定です。

最近の税務および規制上の判断

i. **技術規制とLSHCセクターへの影響**

2023年のデジタル個人データ保護法及び2022年の情報技術 (仲介ガイドライン及びデジタルメディア倫理規定) 規則のような技術分野における新たな規制がこの分野に適用されます。同様に、特定の電子製品に対する輸入許可要件の導入は、医療機器および診断機器の輸入および使用にも影響を及ぼします。さらに、公共調達命令を通じたメイク・イン・インディアの義務の増加に伴い、政府顧客への製品の供給をスムーズにすることも業界にとって重要です。

ii. **マーケティング費用と医療従事者との契約**

通常、製薬会社や医療機器会社は、医療従事者との継続的な関係を維持するために様々なマーケティング費用を負担しています。費用の一覧表を以下に記載します。



2023年の国立医療委員会登録医師（職業倫理）規則が2023年8月2日に発行され、医療従事者はジェネリック医薬品を強制的に処方し、いかなる医薬品ブランドも推奨しないことを義務付けられました。さらに、医療従事者は、セミナー、ワークショップ、シンポジウム、会議など、製薬会社または関連する医療部門からの直接的または間接的な後援を伴う第三者教育活動に関与することは許されなくなりました。しかし、2023年8月23日の通達により、この通達は中断されており、2002年のインド医療評議会（職業上の行動、エチケット、倫理）規則 (「MCI規則」) は現在引き続き有効となっています。

[20] https://pharmaceuticals.gov.in/sites/default/files/Approved percent20Operational percent20Guidelines percent20 percent20 percent28PRIP percent29.pdf

[21] https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/in/Documents/tax/Global percent20Businesspercent20Taxpercent20Alert/in-tax-gbt-National-Policy-on-Research-Linked-Incentives-in-Pharma-Med-Tech-Sector-noexp.pdf

この規則は、医療従事者が医薬品および関連する医療業界から贈答品を受け取ることを禁止しています。乳児用ミルク代替品、哺乳瓶、乳児食品のサンプルの配布およびそれらの販売または使用を促進するための誘因を提供することの禁止は、重要な規制措置です。税務当局は、そのような制限された費用の控除可能性と、そのような支払いに利用できる仕入税額控除 (ITC) の適格性に異議を唱えています。

この業界の重要性を鑑みて、倫理的な行為を強く求められる傾向があります。所得税の観点から、最高裁判所は、医療従事者への贈り物に関連する経費の税控除を認めていません。これは、犯罪行為に関与する行為と見なされ、さまざまな税務機関によって追随されています。同様に、現在の所得税法は、費用が受取人に何らかの利益または特典をもたらし、その受領が受取人を規制する法律、規則等に違反する場合には、費用を控除することができないと規定しています。

事業または専門職の遂行中に居住者に給付金または臨時手当を支給する責任者に対し、その給付金または臨時手当が会計年度中に2万インドルピーを超える場合、10%の源泉徴収を要求する源泉徴収規定があります。

見通し

インドは「テクノロジーの時代」にあり、テクノロジーセクターの規制が進化しているため、ヘルスケアセクターにおいては、４つのトレンドが見られます。第一に、遠隔医療と電子薬局の受け入れが拡大すると予想されます。オンラインでの医療相談にAIと機械学習を利用することで、患者の予後を改善し、コストを削減し、医療へのアクセスを拡大することができます。第二に、遠隔監視ツールもインドで普及しており、今後数年間で9.39%のCAGRで成長すると予想されます[22]。第三に、ゲノムシークエンシング、次世代シークエンシング、全ゲノムシークエンシング、RNAベースの検査などの診断の変革は、インドの医療を改善することが見込まれています。第四に、医療データを保存および監視するための医療SaaSベースのソリューションは、ほとんどのステークホルダーの間でトレンドになりつつあります。

インドの製薬会社は、買収を通じてこの領域のポートフォリオを引き続き強化する見込みです。この業界は、政策介入、インフラ開発、FDI、製造能力の向上、費用対効果の高い人材プールへのアクセスなどの様々な要因によって、近い将来加速的な成長を遂げると予想されています。

[22] https://www.mordorintelligence.com/industry-reports/india-patient-monitoring-market-industry

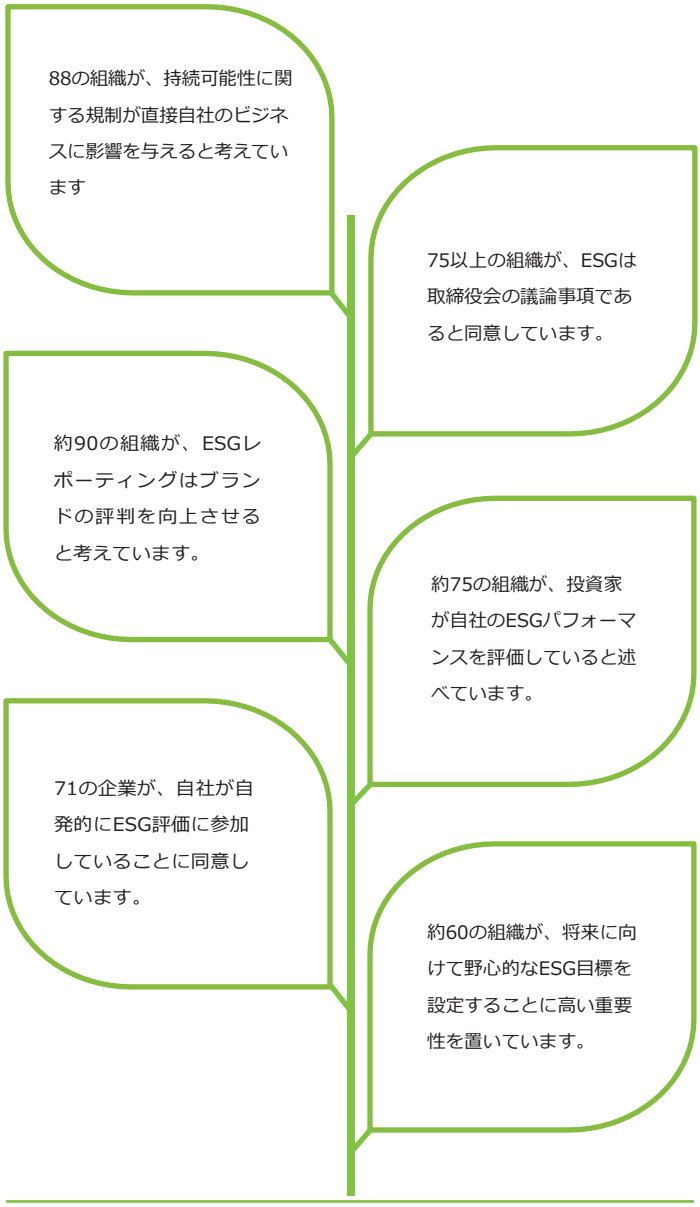
(E)インドで見られる未来のトレンド



E1.　環境・社会・ガバナンス

ここ数年、インドでは企業が「環境」「社会」「ガバナンス」の問題に取り組む方法にパラダイムシフトが起きています。世界的なトレンドに沿って、インドの企業はESGへの配慮を重視しています。これまでコンプライアンスの問題でしかなかったものが、今や事業戦略の重要な一部となっています。環境意識、倫理的慣行、労働保護などの要素を重視することが企業に求められるようになり、必要性が高まっています

Deloitte IndiaのESG準備状況調査報告書によると、インドのビジネスはサスティナビリティに大きな価値を見出しており、積極的にESGの取り組みを実施していることが示されています。



ESGに関する規制の強化も、各社のESGの取り組みを後押ししています。SEBI は、インドの上場企業の時価総額上位1, 000社を対象に、BRSRのガイドラインに基づき、ESGの情報開示を義務付けました。BRSRは、9つのNGRBC原則を統合し、国際的なフレームワークから複数の主要なパフォーマンス指標を取り入れて、インドの組織による非財務報告をグローバルな持続可能性およびESG報告のトレンドと同レベルにしています。BRSRの開示には、企業のESGポリシーとパフォーマンスに関する情報が含まれ、年次報告書の一部として報告されます

さらに、RBIはグリーンデポジットの受け入れを許可し、気候関連の財務リスクに関する開示フレームワークを発行しました。インドはまた、企業に対して、前年の平均純利益の少なくとも2%をCSR活動に貢献することを義務付けています。2023年のG20議長国であるインドは、ESGは企業がより持続可能になるための重要な優先事項として特定しました。この規制のサポートにより、投資家も徐々にESG投資の可能性を広げ、ESG準拠のビジネスをより魅力的で利益をもたらすものにしています。

政府は、再生可能エネルギーの採用に向けた積極的な推進を進めています。COP26で発表された野心的な目標は、気候変動緩和に向けた道を開くことになります。これらの目標には、2030年までに500GWの再生可能エネルギー容量を設置すること、2005年の水準から2030年までに経済の炭素強度を45%削減すること、そして2070年までにネットゼロ排出を達成することが含まれています。インドの大手企業も、再生可能エネルギーやエネルギー効率の高い技術の導入を通じて、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという目標を掲げています。再生可能エネルギー源の採用を補完するために、National Green Hydrogen Missionは、少なくとも年間5MMTのグリーン水素容量を設置することを目標として、インドを世界のグリーン水素の主要な生産者および供給国にすることを目指しています。PLIやその他の州のインセンティブなどの財政的なサポートは、時間をかけて持続可能な方法で大規模な能力構築を可能にするための適切なエコシステムを創出する見込みです。

2025 年 5 月、財務省は気候変動対策資金分類の枠組み案を発表し、インドの気候変動対策への貢献となる活動、プロジェクト、措置の分類に関する目的、設計、原則、アプローチを明示しました。この文書は、投資家にとっての明確化を図り、グリーンウォッシングを減らすことを目的とした、継続的に改訂される文書となる予定です。また、2026 年度国家予算案では、今後 5 年間で 2,000 億インドルピーの設備投資が、電力、鉄鋼、セメント、製油、化学の 5 つの産業分野における最終用途での対応レベル向上を目指し、二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）技術の導入に充てられることが提案されています。これにより、これらの産業における排出量削減が可能となり、大規模製造施設の持続可能性への取り組みを支援することになります。また、重要鉱物などの税制優遇措置は、国内サプライチェーンの育成とクリーンエネルギー目標の推進に役立つでしょう。

ESGのガイドラインは、組織の税政策の検討に大きな影響を与えています。これは、税報告における信頼を構築することに関しても、新しい環境税への対応を進めることに関しても同様です。税の考慮事項の主要な領域は以下の通りです。

TTR (Total Tax Reporting): BRSRに加えて、ガバナンスの観点からより自発的な報告形式がTTRを通じて発信されます。TTRは、直接税および間接税、税務ガバナンスと戦略、税リスク管理、制御、およびコンプライアンスへのアプローチに関する定量的および定性的な開示を提供します。これにより、組織は顧客、規制当局、投資家などのステークホルダーとの交流が可能となり、信用格付けの向上やM&Aにおいて魅力的な存在となることができます。

CBAM（Carbon Border Adjustment Mechanism）は、EUに輸入される鉄鋼、セメント、肥料などの炭素集約的な製品に対する炭素税/関税です。当初はセメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力生成などの緩和が困難な産業に焦点を当てています。これらのセクターは、大量の温室効果ガス排出のため、炭素排出量が高いと考えられています。CBAMの実施は段階的なプロセスで行われていますが、2026年以降、環境に優しいプロセスを通じて生産されていない特定の輸入品に対して20～35%の税/関税が課される可能性があります。

サプライチェーンの再構築：特に現在の地政学的環境下では、企業がESG目標に向けて進むにつれて、企業間でサプライチェーンの再構築が加速しています。この再構築は、主に効率の向上、コストの削減、サプライチェーンネットワークのグリーン化、二酸化炭素排出量の低減、効率的な資源消費の確保を目的としています。例えば、企業は、輸送からの炭素排出を削減するために製造機能の地域分散を検討するかもしれません。再生可能エネルギー源からのエネルギー調達の変更や、物流および車両管理の中央集権化も良い例です。これらの側面は一般に、インセンティブの利用や税および移転価格税制リスクの軽減を中心に税務上の考慮が必要です。

炭素クレジット：これらは組織がネットゼロ目標を達成するために排出量を相殺するのに役立ちます。これは、企業が持続可能な目標を達成するための効果的な方法です。炭素クレジットの課税に関する特定の税規則があり、これには慎重な計画と規制および業界のベストプラクティスの遵守が必要です。

組織機能（財務、税務、人事、サプライチェーン）全体で、事業上の決定は、ESGの視点から評価されます。ESGに対する最適なアプローチは、大きなビジネスチャンスであり得る一方で、妥協は組織にとって存続の脅威となる可能性があります。

インドはまだESG実践のリーダーになるための初期段階にありますが、これは急速に進行しており、インドのエコシステムのすべてのステークホルダーによってますます重要視されています。ビジネス戦略は、ESG主導の変革が展開されるにつれて発展する必要があります。

E.2.　税務申告と管理におけるテクノロジーの広範な利用

今日のビジネス・オペレーションは、テクノロジー主導の変革を目の当たりにしています。人工知能 (AI)、ブロックチェーン、生成AI、そしてAIエージェントなどの高度なテクノロジーは、運用管理のより新しく革新的な方法を切り開いています。

税務におけるテクノロジーの役割を見てみると、今日の税務コンプライアンスのプロセスの多くは、テクノロジーソリューションの助けを借りて処理されています。税務当局もまた、納税者がスムーズなコンプライアンスのために技術と自動化を採用することを奨励しています。以下の表は、税務当局によるテクロノジーの採用の沿革をまとめたものです。

税務当局による税務手続きのデジタル化

税制改革の進展のタイムライン

2005 年	電子ファイリング (XML、XBRL イニシアティブ) • 2004-05 年度:E-TDS 申告 • 2006-07 年度、2012-13 年度: 法人・個人向け E-ITR
2006 年	物品税、大口納税者向けサービス税、関税(2007 年)の電子納税。VAT の電子申告
2011 年	サービス税の電子申告
2015 年	CBDT は、ペーパーレス調査を開始。パイロットプロジェクトとして電子メールを使用
2016 年	脱税を抑制するプロジェクトインサイトを発足
2017 年	物品サービス税(GST) • 売買取引の報告 • 仕入税額控除の調整
2018 年	GST ・電子運送伝票（E-way bills）
2020 年	透明性のある課税プラットフォームの立ち上げ: すべての調査に非対面審査制度を義務化
2021 年	• 非対面上訴制度の開始 • 非対面罰金制度の開始 • AIS/TIS の開始 • 所得税ポータル 2.0 • 電子請求書 • B2C GST 請求書のための QR コード • 税関ポータルとしての ICEGATE の開始
2022 年	脱税審査制度の電子査定の開始
2023 年	• 納税者向けモバイルアプリの AIS • オンライン納付書修正機能
2024 年	GST における「請求書管理システム（IMS）」の導入 NUDGE イニシアチブ／IEC 3.0 プロジェクトの推進
2026 年	デジタルプレゼンスに対する監視・調査の強化

2017年に導入されたGSTは、取引レベルのレポート作成方法に変化をもたらしました。同様に、2018年の電子運送伝票（e-way bills）と2020年後半の電子請求書（e-invoicing）の導入により、業務を中断することなくリアルタイムのレポートを作成する方法が採用されました。Five-corner Peppol model (税務当局が請求書データにリアルタイムでアクセスできる利便性がある)を応用したインドの電子請求モデルは、政府と納税者の双方にとって大きなメリットを提供しました。電子請求の適用基準の段階的な引き下げ (現在5000万インドルピー/625米ドル) により、納税者の間で高い受容性が確保されています。税務管理におけるテクノロジーの推進は、ERP/ソースシステムからのデータの自動抽出と、事前定義されたルール/ロジックを使用した処理が、多くの組織にとって標準となることに寄与しました。納税者による技術の使用は、税務管理者への取引報告に役立ち、監査や評価において税務管理者の効率を向上させました。

テクノロジーと自動化により、人的エラーの確率が減少し、正確性と効率性が向上します。たとえば、GSTと税控除のコンプライアンスに関するデータは、大規模な組織では数百万の項目に達する可能性があります。これは、テクノロジーを活用しないと管理出来ません。同様に、多国籍企業のためのピラー2のGloBEルール下でのコンプライアンスは、データのマッピング、抽出、整形及び報告において技術の利用が重要な役割を果たすことができるもう一つの重要な分野です。

コンプライアンスプロセスの自動化に加えて、税務分析は、税務機能に深い洞察を提供する上で重要な役割を果たします。テクノロジーの使用は、税金請求漏れの特定、税金の過払いの検出、GSTに準拠していないベンダー支払いの管理、還付金の監視、サプライチェーンの最適化、コンプライアンス/訴訟ステータスの監視、リスクの軽減に役立ちます。ここ数年、税務技術の専門家は、税務における機械学習、生成AIやAIエージェントの利用など、予測的および処方的分析の新たなユースケースを模索しています。

興味深いことに、税務分野はテクノロジーの導入では遅れていましたが、新しい時代のテクノロジーを大々的に受け入れる方向に急速に進んでいます。コンプライアンス・プロセスのためのテクノロジーの使用がすでに確立されており、企業は内部プロセスの合理化や、問題点に対処するための特定のカスタマイズされたソリューションだけでなく、市販の自動化技術を活用しようとしています。最終的な目標は、税務機能の変革であり、コンプライアンスに費やす時間が短縮され、税務チームは戦略と実装、およびビジネスと業務との連携に集中できるようにする事です。

テクノロジーは税務チームにとって恩恵であり、コンプライアンスの効率的な管理に益々役立っています。しかし、他の分野よりも税務自動化の開始が遅れたため、まだ多くの作業が必要です。組織はデータライフサイクル全体（抽出、整理、調整など）に焦点を当て、税務コンプライアンスニーズをサポートする適切な税務テクノロジーソリューションを特定する必要があります。AI/機械学習、生成AIやAIエージェントなどの新時代技術の税務プロセスでの使用が実施されており、税務の運用方法が変わるでしょう。

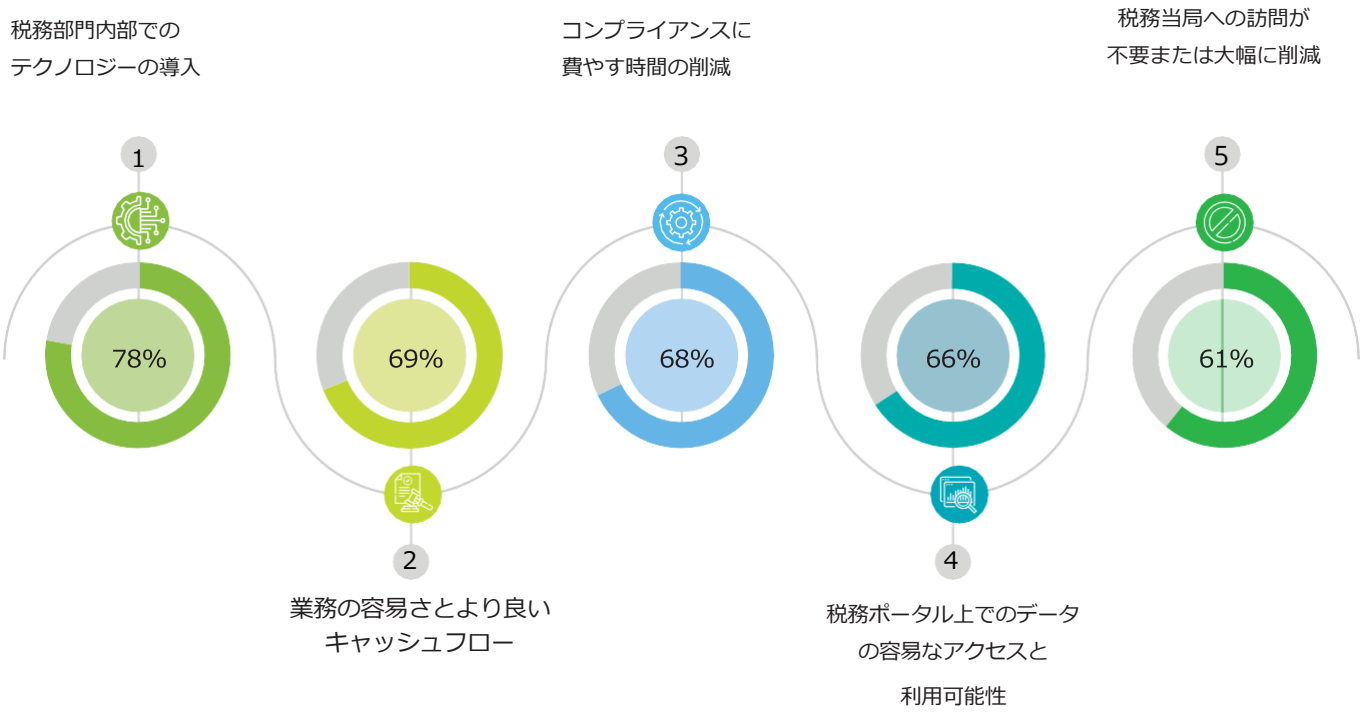
納税者だけでなく、税務当局も税務管理のためのテクノロジーの採用と使用に積極的にアプローチしており、これには非コンプライアンスの納税者の特定、監査と評価、政策立案が含まれます。ビジネスインテリジェンスユニットの設立、データ分析の使用、税務管理のための人工知能の採用は、税務当局が実践している取り組みの一部です。

E.3. デロイトによる技術調査の結果

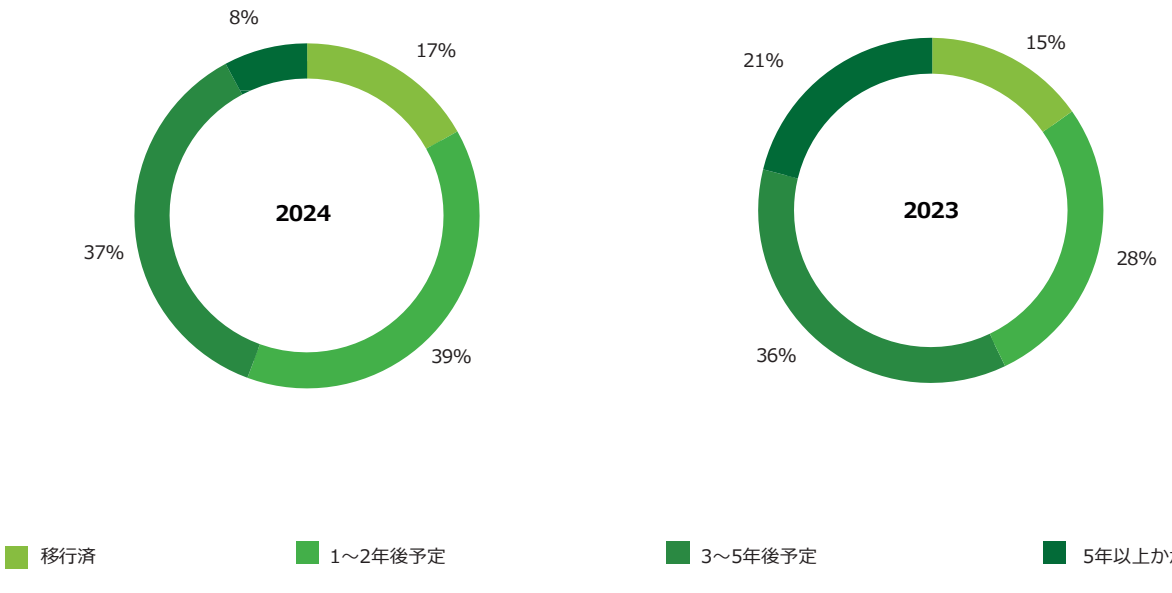
a. インドにおける所得税のデジタル化に関する調査

インドにおける所得税のデジタル化の影響を評価するため、デロイト・インドは「インド2.0における所得税のデジタル化に関する調査」を発表しました。調査の主なテーマは以下の通りです。

ビジネスにおけるデジタル税務管理の利点



テクノロジー主導の税務機能への移行タイムライン



b. **GST調査**

デロイト・インドがGST導入8年を記念して実施した年次調査「GST @ 8」では、960人以上の回答者がテクノロジーと自動化を含む様々な分野について意見を共有しました。以下に、テクノロジーの導入がコンプライアンスの向上にどのように役立ったかなど、いくつかの興味深い結果がを示されています：

- **主要なパフォーマンス分野**：GSTポータルの主なユーザーフレンドリーな機能としては、GST申告書の自動入力、GSTポータルからの情報の簡単な取得、GST登録状況のリアルタイムかつ最新の状態、納税者のその他の詳細情報など、税務コンプライアンスの自動化機能が挙げられます。GST法が成熟期を迎えたことで、調査回答者の約99%がGST監査や通知に対応できるITシステムを完全または部分的に準備しており、高いデジタル対応力を示しています。しかしながら、中小零細企業（MSME）は依然としてIT体制の整備とデジタル成熟度が不足してます。

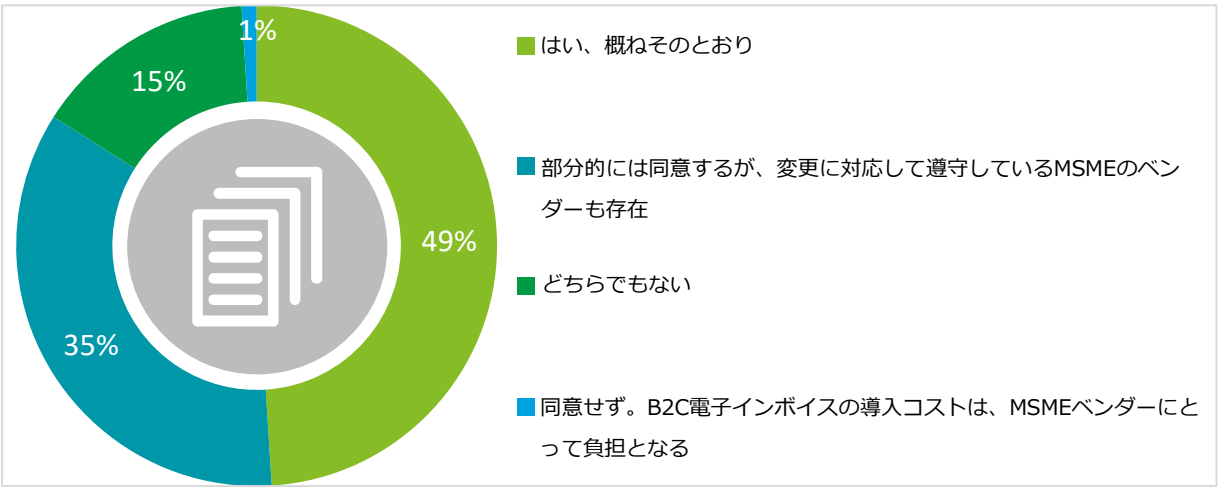


- **AIを活用した税務行政を優先的に進める必要性:** GST法が成熟期を迎えるにつれ、調査回答者の多くは、GSTポータル上でのGST申告書や提出書類の不一致を特定するために、AIを活用したアプローチを優先的に導入する必要性を強調しました。また、回答者は、効率的なデータ取得のためにGSTポータル上のいくつかの機能を強化する必要性、および通知、仕入税額控除の不一致、納税者のコンプライアンス評価を監視するための統一された納税者ダッシュボードの必要性も強調しました。

第1位	税目別納付の統合（申告された供給地情報に基づくCGST、SGST、IGSTおよびUTGSTの税額負担の自動算定・自動反映）	61%
第2位	GSTポータルにおける納付税額および還付金に対する利息計算の自動化	58%
第3位	電子インボイス適用時におけるE-way Billの個別報告要件の撤廃（両制度の統合）	54%
第4位	24時間365日対応の専用技術サポートを備えた苦情対応モジュールの導入	52%
第5位	GSTR-1、GSTR-3BおよびGSTR-6を統合した単一申告書の導入によるコンプライアンスコストの削減	51%
第6位	IRP、SEZオンラインシステムおよびGSTシステムを統合し、シームレスかつリアルタイムなデータ連携を実現すること	25%

GST 2.0の下では、回答者の大多数が、供給地に基づく納税義務の自動入力、利息計算の自動化、および電子請求書が既に発行されている場合の電子運送状関連のコンプライアンスの削除を期待しています。同時に、中小零細企業の回答者の大多数は、B2C電子請求書がベンダーのコンプライアンスを合理化し、透明性を高める上で重要であることに同意しました。

B2C電子インボイス導入によるベンダーコンプライアンスの合理化



E.4 2023年デジタル個人情報保護法

2023年8月11日、インドにおいて「デジタル個人データ保護法（DPDP）」が制定されました。DPDP法は、インドにおける初の包括的な個人データ保護法であり、従来の2000年の情報技術法の下で定められた「機微な個人データおよび情報規則（2011年）」に代わる統一的な法制度として位置づけられ、適用されます。

2025年11月には「Digital Personal Data Protection Rules, 2025」が好評され、段階的な施行スケジュールが示されました。規制当局であるDaa Protection Board of India（DPBI）の設立関連規定は、2025年11月13日から、Consent Manager関連規定は2026年11月12日から適用される予定であり、DPDPA全体については、現時点では2027年5月12日から全面施行される計画となっています。特にグローバルで個人情報を扱う企業（B to C、雇用情報を持つ拠点）は、準備期間中の体制整備が急務であり、推奨されます。

- DPDP法は、インドのデジタル個人情報を処理するすべての者 (企業およびその他の事業体を含む) に適用されます。域外適用も認められており、インド国内の個人に商品やサービスを提供する過程でその個人情報を処理する外国企業も対象となります。さらにインド企業が外国人の情報を処理する場合にも、影響を受ける可能性があります。（一定の免除あり）

- DPDP法は、デジタル形式で収集された個人情報、または非デジタル形式で収集後、デジタル化された個人情報に適用されます。DPDP法のもとでは、個人情報の処理は一定の条件下においてのみ認められています。

 1）情報主体（個人）の同意に基づく処理：情報主体（個人）が自発的で明確な行動を持って、特定の（処理）目的のために、自由意思に基づき、曖昧さがなく、具体的かつ十分な情報を得た上で同意した場合、その同意に基づく個情報の取り扱いは適法とされる。
 - 自由意思に基づく：強制や条件付きではなく、自発的であること
 - 曖昧でない：同意の有無が明確で、誤解の余地がないこと
 - 具体的：何のための情報処理であるか目的が明示されていること
 - 十分な情報を得た上：処理の内容・範囲・結果などが分かったうえで、同意されていること
 - 明確な同意行動：「同意する」をクリックするなど、積極的かつ能動的なアクションが伴うこと

 2）正当な使用目的に基づく処理：情報主体（個人）による自発的な共有、補助金・給付金等の支給、インドの主権や安全保障に関わる目的、法的義務の履行、裁判命令への対応、医療上の緊急対応、災害時・公共秩序の崩壊時、または雇用目的など、特定の合法的な利用の場合、同意を取得しなくとも個人情報の処理が許容される。
 - 自発的な共有：情報主体が自発的に情報を提供した場合、その情報は目的に必要な範囲で利用可能
 - 給付・補助金の給付：政府の支援の過程で、本人確認等の目的でデータを使用する場合
 - インドの安全保証、主権、公共秩序に関わる目的：国家の今回に係る活動の一貫として必要な場合
 - 法的義務の履行、裁判所命令の遵守：法律や裁判所命令に基づいて、データを処理する必要がある場合
 - 医療用の緊急対応や、災害・交渉安全に関わる状況：生命・健康・安全を守るために、迅速にデータ処理が必要なケース
 - 雇用に関連する目的：雇用関係の中で、合理的に必要とされるデータ処理

- デジタル個人情報を処理する事業者には、データ処理委託先（Data Processor）との適切な契約締結が求められます。また委託先による行為についても、一定の責任を追う他、個人情報の完全性、正確性及び一貫性を確保し、データセキュリティのための技術的・組織的安全管理措置を講じる必要があります。

- 取り扱う個人データの処理量や機微性に基づき、「重要なデータ受託者（Significant Data Fiduciary）」と指定された事業者には、追加的な義務が課されます。
 - インド居住のデータ保護責任者（DPO）の任命

- データ保護影響評価（DPIA）の実施
- 定期的なデータプライバシー監査対応、及びDPIA報告書の規制当局への提出。

- 当該法の執行機関として、インド情報保護委員会（DPBI）が新たに発足されることも予定されています。DPBIは独立規制機関として機能し、データ侵害時の通知受付や、法令違反に対し最高25億ルピーを超える罰金を課す権限を有します。また、DPBIは必要に応じて電子情報技術省（MeitY）に対し、問題コンテンツの削除等を勧告する権限を持つとされています。

E.5.　スタートアップ

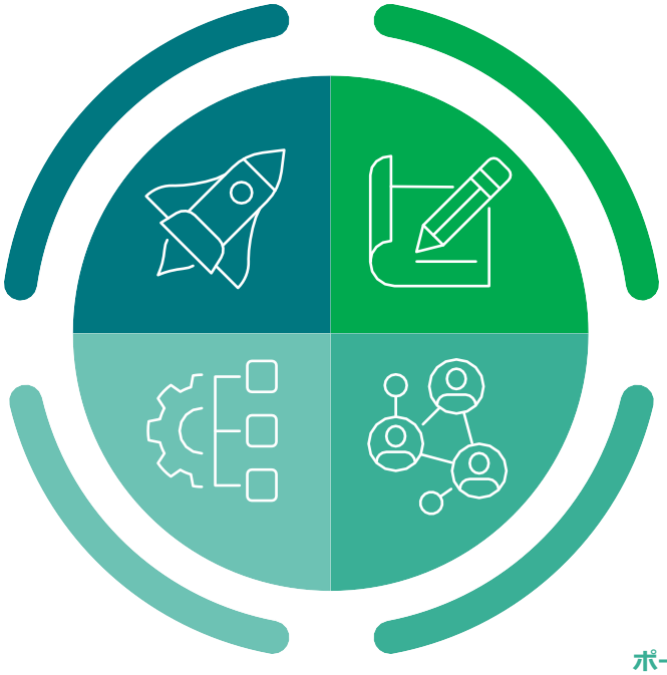
インドのスタートアップ文化は急成長しており、世界第3位のエコシステムとして台頭しています。この成長は、若くてテクノロジーに精通した人材、政府の取り組み、そして高まる起業家精神によって支えられています。特にフィンテック（Fintech）、エドテック（Edtech）、eコマースなどの分野が牽引役となっています。
インドでは、スタートアップが一定の条件を満たし、2030年4月1日以前に設立されている場合、設立後10年以内の任意の3年間にわたって利益に対する100%の税控除（タックスホリデー）を請求する資格があります。この制度は2025年度国家予算に基づいています。

キャッシュの最適化

リーンなスタートアップは、ユニットエコノミクスを厳格化し、裁量支出を削減し、AIによる自動化を活用してチームを小規模に保ちながら、日々のサービス品質を維持することで、キャッシュフローを最適化しています

意思決定の再検討

創業者は、重要な経営判断を定期的に見直し、事業拡大を段階的に進めるとともに、固定費を外部パートナー活用による変動費へと転換します。さらに、契約条件の再交渉を行い、資金調達についても、事業の資金持続期間を大幅に延長できる場合にのみ実施します



デューディリジェンス

投資家は、ガバナンス、コンプライアンス、人材維持、キャッシュコンバージョンに関してより厳格なデューデリジェンスを実施しています。また、投資先を絞り込む一方で、企業に対して早い段階から明確な収益化への道筋を示し、それを継続的に可視化することを求めています

ポートフォリオネットワーク

ファンドは共同出資を行い、人材採用や市場開拓戦略を共有し、追加投資を支援するとともに、戦略的にIPOによる早期イグジットを計画することで、ポートフォリオネットワークは一層強化されています

主な推進要因

広大な市場ポテンシャル | 急成長する経済 | 政府の支援 | 革新的なスタートアップ文化

E.6. グローバル・ケイパビリティ・センター

グローバル・インハウス・センター（GIC）とも呼ばれる、グローバル・ケーパビリティ・センター（GCC）は、インドにおいて単なるバックオフィス機能を超え、より付加価値の高い領域へと役割を広げながら成長を続けています。かつては多国籍企業がバックオフィス機能の集約化、効率化を目的として設立された拠点でしたが、現在では、製品の開発やイノベーション推進、戦略的機能を担う拠点への進化しています。

GCCの成長を支えるインドの強み

豊富な人材基盤

技術教育機関

インドの理工系人材の供給基盤は依然として世界最大級であり、さらに拡大を続けている。AICTEのデータによると、2024～25年度の工学系学士課程の定員数は約149万人に増加しており、特にコンピュータサイエンスおよびAI分野への需要がその拡大を牽引している。

若年労働力

インドは引き続き豊富な人材基盤を有している。国連関連の人口統計データによれば、インドの年齢中央値は約28～29歳と若く、生産年齢人口の割合も高い。このことは、GCCのさらなる拡大を長期的に支える基盤となっている。

イノベーション

スタートアップエコシステム

現在では大規模な成長段階に達している。2025年12月でDPIIT認定スタートアップは20万社を超え、GCCは、迅速なプロトタイプ開発、専門的なAIツールの活用、業界特化型製品の開発を目的として、スタートアップとの連携を強化しており、特にフィンテック、SaaS、ディープテック分野でその傾向が顕著である。

政府主導の支援策

2026年度予算の方針および各種施策は、セーフハーバールールの活用を通じて移転価格税制の予見可能性を高める方向性を示している。これにより、税務紛争の減少を図るとともに、GCCの新規設立や事業拡大を促進することが期待されている

次世代育成

リーダーシップ育成

インドのGCCは、従来の業務遂行・デリバリーマネジメントを担う役割を超え、企業の将来の経営幹部やリーダー層を育成・輩出する拠点へと進化している。

多様性を活かす職場環境

多様性の優位性は、もはや単なる地理的な多様性だけではなく、エンジニアリング、オペレーション、リスク管理、コンプライアンスといった異なる専門領域間の連携・協働によって生み出される価値へと重点が移りつつある。

世界水準の競争力基盤

研究開発機能

GCCは単なるサポートセンターではなく、研究開発および製品エンジニアリングの中核拠点となっている。インドには1,700を超えるGCCが存在し、190万人以上の高度人材を雇用し、その役割はコスト削減を目的とした拠点から、高度な専門能力や競争力を創出する拠点へと移行している。

コスト競争力

各種レポートでは、インドのGCCがグローバル水準に匹敵する高度で複雑な業務を担うようになったことを背景に、人件費差を活用したコスト削減から高度な専門能力や人材を活用した競争優位の獲得への移行が進んでいることが指摘されている。

E.7. 人工知能

インドにおけるAI導入は加速しており、実行段階に入りつつあります。現在の企業の成熟度を見ると、AIが組織全体で一貫性のある再現可能な機能となるまでには、戦略、データ基盤、ガバナンス、展開など、多くの面で大きな余地があります。

インドにおける潜在的なAI市場の開拓



AI導入への意欲と理解



戦略的リーダーシップとインフラストラクチャの必要性



AI人材とスキル開発



連携と研究によるイノベーション



AI プロジェクトの成功指標の再定義



AIの成熟度

NASSCOMのAI導入指数では、インドは引き続き「熱狂的／中期成熟」の段階（4段階評価で約2.45～2.47）に位置づけられており、「大規模なAI」は依然として少数の企業や機能に集中している。

調査結果

AIの活用はすでに主流となっており、政府の調査によれば、約8割の企業がAIソリューションを活用している。一方で、組織全体にわたってAI活用を本格的に展開し、成熟した運用段階に到達している企業はより限定的で、業界調査ではその割合は約26%とされている。

ビジョンとAI戦略

2023年以降の変化は、AI実験からAI運用モデルへの移行であり、明確な価値テーマ、優先順位付けされたユースケースポートフォリオ、AIプロダクトオーナー、再利用可能なコンポーネント、そして統制を維持しながら迅速な導入を可能にするガバナンス体制の構築が進んでいる。

AI人材

先進的な企業は、社内アカデミー（教育機関）、GCCの専門チーム、および役割別の学習プログラム（開発者、検証担当者、運用担当者向け）を通じて、人材・スキルのギャップ解消を進めている。

インキュベーションと社内ラボ

企業はイノベーションラボからAIファクトリーへと移行しつつある。AIファクトリーでは、データ、モデル、ツールを統合した共通プラットフォームを基盤とし、事業部門主導のチームが開発・導入・効果測定・改善を継続的に実施する

レガシーフレームワーク

成功の指標は変化しつつある。投資対効果（ROI）プロジェクト完了」だけでなく、企業は製品型の指標（導入率、サイクルタイム短縮、欠陥漏出、コンバージョン率向上、リスク回避）を採用し、モデルのずれ、バイアス、監査可能性に関するガバナンスを構築している。

市場機会

マクロ経済における議論は、2026年単年の数字を超え広がりを見せている。AIは複数年にわたる生産性と成長の原動力と見なされており、普及が広範に及べば、数千億米ドル規模の潜在的な価値が解き放たれると指摘されている。

課題の認識

AI活用における主要な課題は既によく認識されている。具体的には、データ品質やデータアクセスの問題、業務プロセスの分断、責任所在の不明確さ、人材・スキル不足、さらに責任あるAI活用に関するリスク（プライバシー、知的財産権、ハルシネーションなど）が挙げられる。

データ標準

実務上求められているのは、品質が高く、適切に管理され、共有可能なデータである。そのためには、共通のデータ定義、データ系列、アクセス管理、そして強固なマスターデータ管理が必要となる。企業はデータ契約の標準化や、高付加価値領域向けの信頼できる標準データの整備を進め、モデルの再開発や手戻りを削減しようとしている。

プロジェクトマネジメント

AIの導入・運用は、製品開発・運営と同様の手法で管理されるようになっている。短い開発サイクル、測定可能な成果指標、段階的かつ統制された展開、さらに監視、再学習、モデルリスク評価を含むライフサイクル管理が重視されている。

学術連携

産学連携や人材育成に関する取り組みは、より体系的なものになっている。インターンシップ、共同応用研究、目的別のスキル開発プログラムなどが進められている。また、2026～27年度予算では、デジタル関連人材分野において教育から雇用への接続強化の方針が示されており、人材供給基盤の強化を後押ししている。

新しい指標

企業は新たなKPIの導入を進めている。具体的には、ユーザーあたりの時間削減効果、意思決定の精度、自動化率、サービス提供コストの削減、コンプライアンスリスクの回避効果に加え、モデルの健全性を示す指標（応答遅延、モデルドリフト、安全性インシデントなど）が活用されている。

E.8. 自動化

2026年におけるインドの自動化への道のりは、個別のラインレベルのアップグレードから、事業全体にわたる大規模なエンドツーエンドの近代化へと移行しつつあります。インフラと製造業への公共投資に加え、中小企業や国内生産に対する政策支援が、自動化導入への着実な推進力となっています。民間企業側では、生産、品質、安全、サービス提供コストの改善を目指し、産業オートメーション、マシンビジョン、ロボット工学、AIを活用した意思決定支援を効果的に組み合わせることで、工場やサプライチェーンの近代化を進めています。重点は、単一の拠点や機能に限定されるパイロットプロジェクトではなく、既存のERPシステムや製造現場システムと統合し、測定可能な成果をもたらす、展開可能なソリューションへとますますシフトしています。

産業オートメーション	スマートマニュファクチャリング	産業用ロボット	サプライチェーンにおける自動化	インダストリー4.0とIoT	スマートファシリティとユーティリティモニタリング
メイク・イン・インディア	**政府のインセンティブ**	**輸出の増加**	**Eコマースの拡大**	**政府支援の CoE**	**スマートグリッド**
自動化は、国内製造業、特に電子機器、医薬品、自動車／EV部品、資本財の分野において、生産能力と品質を向上させるための手段として導入されており、工場は世界的な一貫性、トレーサビリティ、コンプライアンスの期待に応えている。	PLIは現代の工場にとって依然として大きな需要牽引力となっている。経済調査によると、14のセクターで806件の申請が承認され、12のセクターで累計239億4600万インドルピーのインセンティブが支給された。	自動化はコスト面だけでなく、輸出準備（品質、リードタイム、トレーサビリティ）の観点からも正当化され、経済調査では、PLI関連の輸出額は8兆2000億ルピーを超え、電子機器、医薬品、通信・ネットワーク製品が牽引している。	Eコマース市場の拡大と競争激化により、フルフィルメントの高度化が進んでいる。具体的には、仕分け、ピッキング、梱包、配送管理、返品処理などの自動化が拡大している。Eコマース市場の成長とプラットフォームの大規模化は、主要企業の巨大なユーザー基盤や物流インフラへの積極的な投資に表れている。	現在、インダストリー4.0のサポートはより体系化され、SAMARTH Udyog Bharat 4.0などのイニシアチブは、製造業者（中小企業を含む）の導入、トレーニング、ソリューションの展示を加速するために、インダストリー4.0のデモンストレーション/体験センターを認可している。	電力網（グリッド）の近代化は、試験導入段階から本格展開段階へ移行している。政府の発表によると、2025年12月31日時点でインド国内に5,280万台のスマートメーターが設置されており、請求業務の効率化、電力需要の可視化、利用者に対する透明性向上を実現している。
スタートアップインキュベーション	**産業シフト**	**倉庫の自動化**	**統合物流**	**アートマニルバール・バラット**	**スマートシティミッション**
インキュベーションは、ますます産業成果の創出を重視する方向へシフトしている。対象分野には、自動化、ロボティクス、AI、IIoT、サイバーセキュリティなどが含まれる。MeitYのTIDE 2.0プログラムは、インキュベーターやエコシステムとの連携を通じて、引き続きテクノロジースタートアップを支援している。	企業は、「生産性向上のための自動化」から、「事業の強靭性向上のための自動化」へと重点を移している。これにより、業務プロセスのばらつきの低減、安全性向上、エネルギー消費の削減、さらに労働力や原材料価格の変動下においても安定した生産体制の構築を目指している。	市場調査機関は、インドの倉庫自動化市場が2030年頃までの後半期にかけて力強い成長を続けると予測している。	国家物流政策の下、ULIPは30以上のデジタルシステムを統合し、16億件以上のデジタル取引（2025年8月時点）を可能にし、物流チェーン全体の可視性と連携を向上させている。	自立・自給の取り組みは、より具体的な産業分野に焦点を当てる形へと進化している。特に、電子機器・産業機器のサプライチェーン、半導体エコシステム、そして製造業の裾野拡大・高度化に対する支援が強化されている。	スマートシティ・ミッションの資金支援期間は実質的に終了段階に達している。2026年以降は、新規プロジェクトの立ち上げではなく、これまで整備された統合指令センター、都市交通、公共サービスのデジタル化などを実際の行政サービスに定着、拡大することが重点課題となっている。

(F)インドの好機を掴む



インドの将来の展望は、創造性とチャンスが融合し、世界中の投資家や先見の明のある人々の注目を集めています。今後の10年間は、都市中心部と地方の両方で急速に発展しているAI能力を通じて、インドが技術の最前線を走るであろうと期待されています。インドはスタートアップにとって夢が現実に変わる場所として成長する育成の場になっています。

インドのGCC（グローバルケーパビリティセンター）は信頼性と専門知識を示しており、インドが質が高くコスト効果の高いサービスのグローバルハブとしての役割を果たしています。このシナジーにより、企業の効率が向上し、インドはグローバルでの成長における重要な市場および価値あるパートナーとしての地位を確立しています。支援的な政策と熟練した労働力を備えたインドは、将来のチャンスに対して十分に準備が整っており、他地域の企業との協業による成功事例を着実に作っています。

今こそインドとの関係性を深化させ、新たな成功事例を創り上げる絶好の時期です。インドは、イノベーション、包括性、繁栄によってもたらされた急成長の時期に入っています。インドへの投資の機会は、インドの国としての成長ストーリーに参加し、成功を築くための招待状となるでしょう。

(G)インドにおける人的資本戦略



インドの人材構造は、若年人口の厚み、スキル基盤の拡大、そしてデジタル導入の進展を背景に急速に高度化しています。同国はテクノロジー、エンジニアリング、サービス分野において豊富な人材供給力を有しており、教育及びスキル育成エコシステムの拡大がそれを後押ししています。働く世代の価値観やキャリア志向が変化し、新たな能力への需要が高まる中で、インドは拡張性と将来対応能力を備えた人材ハブとして、グローバルな存在感を高めています。

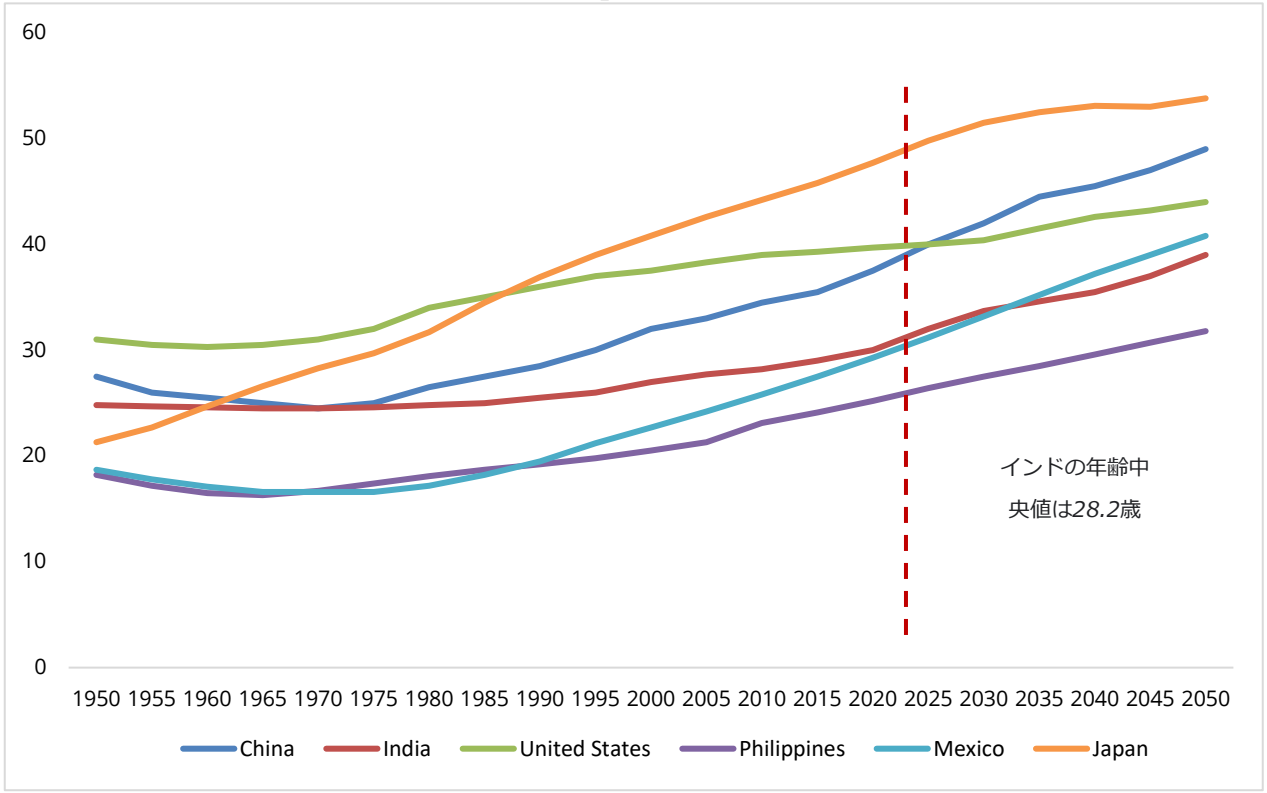
G.1. 若年人口の厚みがもたらすインドのポテンシャル

インドの人口構造は、若年層の厚みとその規模、そして持続的な労働力供給という観点において、世界的にも有数の長期的な人材優位性を有しています。今後の経済成長率は約6.5%と見込まれており、個人消費の拡大がその成長を下支えすると考えられます。

出生率は緩やかな低下傾向にあるものの、現在のインドの中央値年齢は28.2歳と、主要国と比較しても低い水準にあります。若年人口の厚みを背景に、インドの労働力は少なくとも2040年代半ばまで拡大が続く見込みであり、長期投資に対する安定的な基盤が提供可能となっています。

更に所得の上昇に加え、小都市や農村部にて主要消費カテゴリーの普及余地が大きいことや、消費者金融へのアクセス拡大が相まって、インドは持続的かつ力強い消費成長の基盤を備えています。

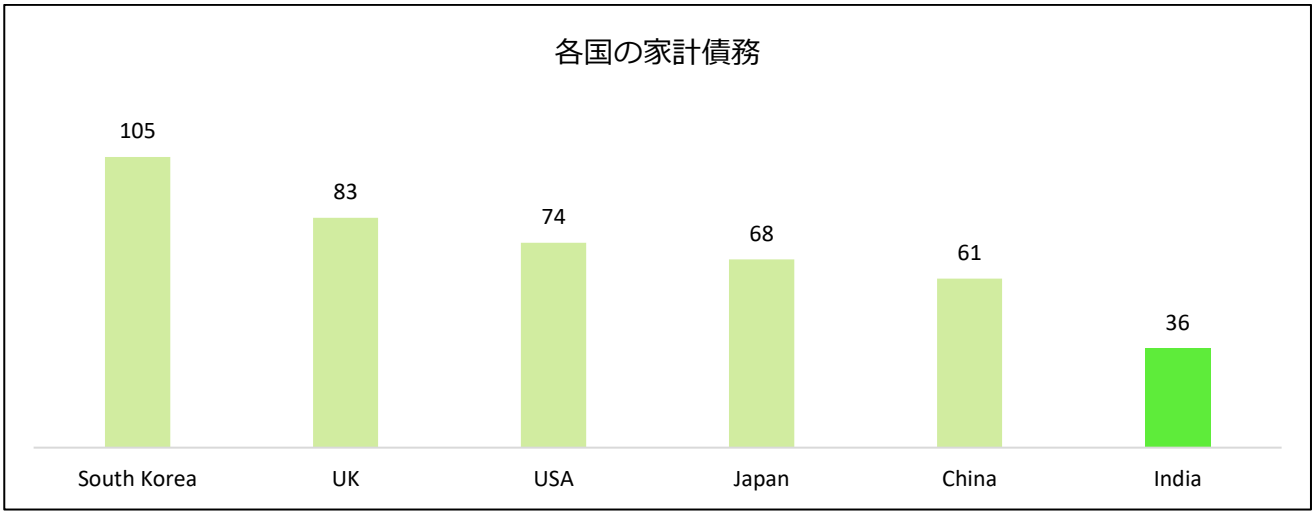
主要国で高齢化が進む中、際立つインドの「若さ」



インドの中央値年齢は28歳であり、中国の39歳と比較しても低く、今後も長期に渡り最も「若い」国の一つであり続ける見込みです。

インドの持つ消費拡大余地の大きさ

所得水準の上昇に加え、家計債務が低水準に留まっていることから、借入れ余地も大きく、今後の個人消費の拡大が期待されます。
一人当たりの所得は今後8年間で2倍以上に増加すると見込まれており、これらの要因が相まって、持続的な消費成長を支える基盤が形成されつつあります。



出典: Bank of International Settlement; as on 30 Sep 2023

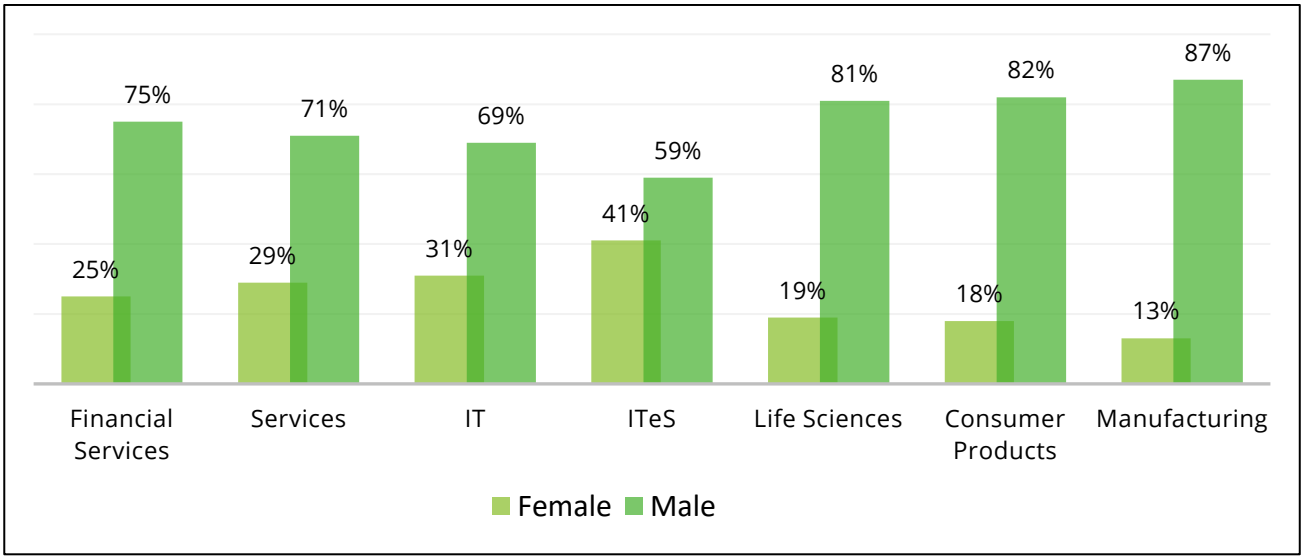
G.2 労働力参加率の動向、ジェンダー格差及び産業別構成

インドの労働力参加率は、2024－25年時点で約55%となっており、経済成長、都市化、そして非公式セクターから正規経済への移行を背景に着実な改善が見られます。

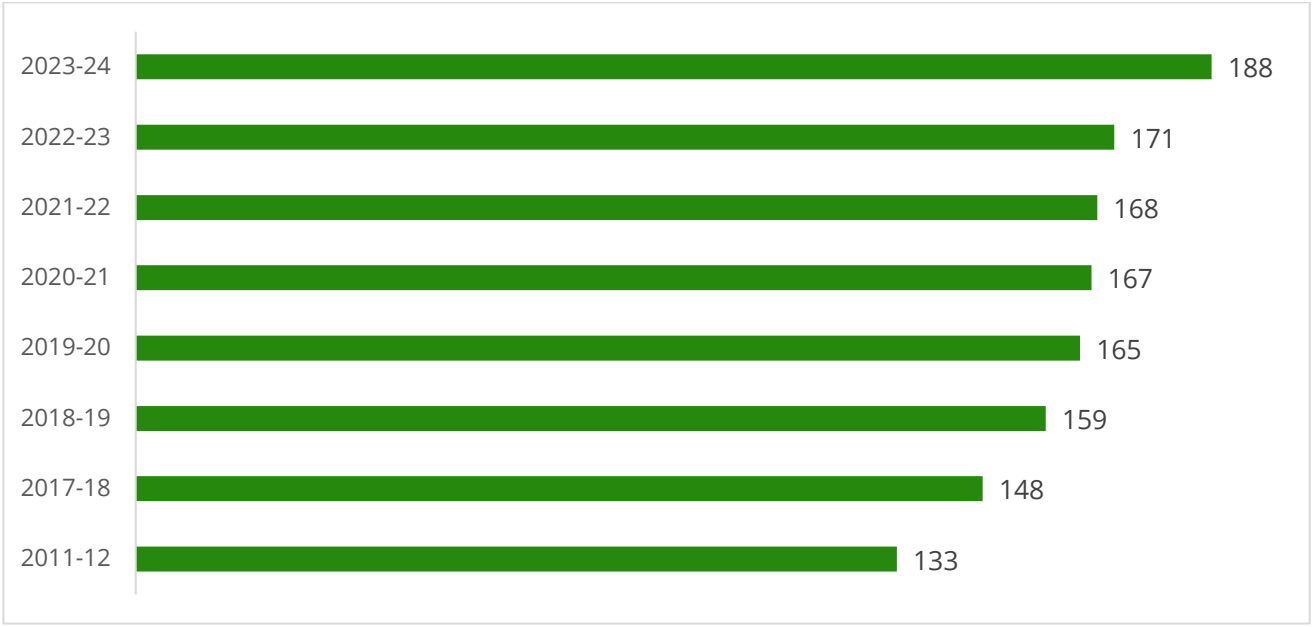
男性の参加率は約75%と高水準にある一方、女性の参加率は約37%に留まるものの、社会的変化、教育機会の拡大、デジタル及びリモートワークの普及を背景に、急速に上昇しています。

また都市部の労働力参加率は農村部を上回るペースで拡大しており、製造業クラスターや物流拠点、グローバル・ケーパビリティ・センター（GCC）やサービス産業等の産業集積の進展がこれを支えています。

産業別にみた男女別人員構成



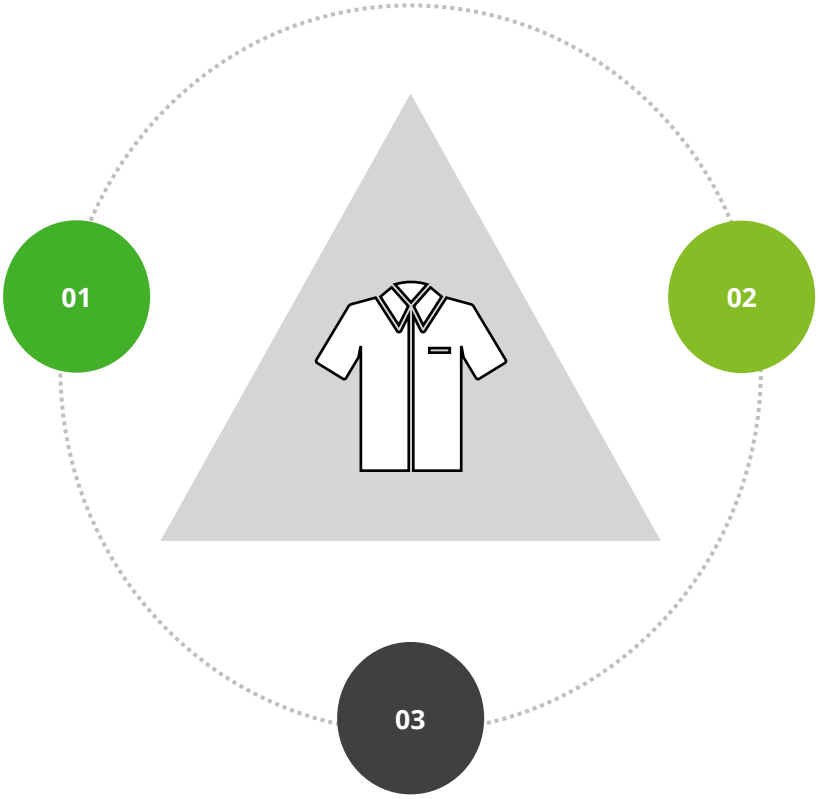
雇用動向



出典: Niti Aayog, India's services sector insights from employment trends and state level dynamics; Calculations based on MoSPI 68th Round, PLFS (2017-18 to 2023-24)

インドにおける人材構造：職種区分とスキルレベル

インドの労働市場は、大きく３つの人材セグメントで構成されており、其々の業務内容、求められるスキル水準、キャリア成長機会の違いによって区分されています。産業の多様化やサービス産業の拡大、教育及びスキル水準のばらつきを背景に、人材構造の階層化が進んでいます。



ホワイトカラー人材
専門職、管理職、事務職等を含み、主にオフィススペースで分析、企画、意思決定、知識労働に従事する

ブルーカラー人材
肉体労働、技術職、熟練工などを含み、機械装置、製造、建設、保守といった業務に従事する

グレーカラー人材
技術スキルと管理・監督機能を併せ持つ中間的な役割で、技術者、現場監督、検査担当者、中間層のオペレーション管理者等が該当する

ホワイトカラー人材

ホワイトカラー職は、専門職、管理職、事務職、ならびに知識集約型の業務で構成されます。これらの職種では、体系的な教育、専門分野における知見、および高度なデジタルスキルが求められます。
このセグメントにおけるキャリアは、エントリーレベルから中間管理職、上級リーダー層や専門職に至るまで、明確な改装に基づき構造化されています。昇進は主に業績や能力開発の成果、ならびに組織のサクセッション計画と連動して決定されます。
また職種間の横断的な異動や、リーダー職への移行機会も多く、人材の流動性は高い傾向にあります。
報酬は職務の複雑性やスキルの高度化に応じて段階的に上昇します。
報酬体系は、基本給、各種手当、法定拠出、年次の変動報酬、業績連動型ボーナスに加え、多くの中堅・管理職層ではESOP（Employee Stock Ownership Plan：従業員持株制度）やRSU（Restricted Stock Unit：譲渡制限付株式ユニット）等の長期インセンティブが組み合わされる形で構成されます。これにより個人の利益と企業価値の長期的な向上が連動する設計となっています。
ホワイトカラー人材の成長は、専門性の深化、業績、及びリーダーシップの発揮によって推進されます。

ブルーカラー人材

ブルーカラー職は、製造業、建設業、物流、フィールドサービスなどにおける手作業、オペレーション業務、技術業務を中心とする職種で構成されます。
このセグメントの労働者は、高度な学歴よりも、職業訓練や技術的なトレーニング、実務経験に依存する傾向があります。
キャリアパスは比較的直線的であり、補助作業員からオペレーター、上級オペレーター、さらに監督職へと段階的に進むのが一般的です。成長は主に勤続年数、経験、特定スキルの習得によって左右されます。追加的な資格取得が無い限り、管理職への移行は限定的です。
賃金の上昇は比較的緩やかであり、企業内の体系的な昇進体系よりも、法制度の改定、生産性、スキルプレミアムの影響を受ける傾向があります。
また、ブルーカラー人材の給与体系は、州ごとの最低賃金やスキルボーナスに基づく、比較的標準化された制度設計が採用されており、残業手当、能力手当、法定ボーナスなどが付加される一方で、長期的な業績連動インセンティブは限定的です。

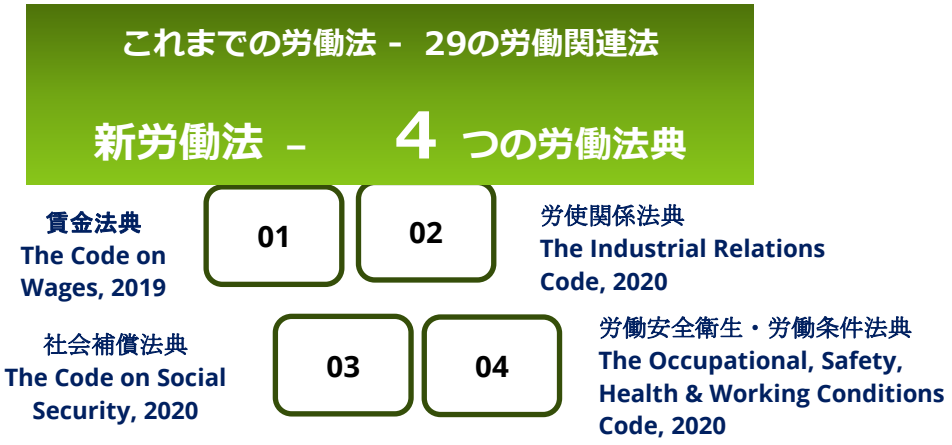
グレーカラー人材

グレーカラー職は、手作業または技術業務に加え、顧客対応や調整業務を担うハイブリット型の職種です。具体的には技術者、現場監督、警備担当、ドライバー、営業プロモーター、ビジネスプロセスの実務担当者などが含まれます。
このセグメントでは、基礎的な技術スキルに加え、コミュニケーション能力や問題解決力、顧客対応力といったソフトスキルの双方が求められます。
キャリアの流動性はブルーカラーと比較して高く、チームリーダーやシフト管理職、場合によっては初級管理職へのステップアップが可能です。特に小売、Eコマース、物流、サービスオペレーションなどの成長分野においては、スキル習得やリスキリングがキャリア形成において重要な役割を果たします。

また、インドではスキルレベルに応じて労働者を以下のように区分しています。
- 熟練労働者：技術的専門性や職業訓練、特定分野における高度な能力を有する人材（例：電気技師、機械工、溶接工、ソフトウェアエンジニア、技術者など）を指します。
- 半熟練労働者：一定の訓練や経験を要するものの、高度な専門知識を必要としない業務（例：組立作業員、補助作業員、基本的な機械操作担当者など）に従事します。
非熟練労働者：建設補助、清掃、一般作業など、最低限の訓練で従事可能な労働集約型の業務を担います。
これらの区分や報酬体系、コンプライアンス、キャリアパス、及び人材の供給状況に大きな影響を与えており、インドの労働市場における多様性を形成しています。

G.3 新労働法：「新しいインド」に向けた将来対応型の労働力の構築

インド政府は、４つの統合労働法（Labour Code）を制定し、現在は施行に向けた制度整備が進められています。これはインド独立以降で最も包括的な労働規制の見直しとなります。



出典: Ministry of Labor & Employment

これら４つの法典は、既存の２９の中央労働法を統合・整理し、簡素化かつ整合的な制度枠組みへと再編するものです。本改革は、労働者保護と企業競争力のバランスを図りながら、インドの労働制度の近代化を大きく前進するものであり、国家ビジョンである「Aatmanirbhar Bharat（自立したインド）」とも整合しています。
一方で、インドでは労働法制の運用において州政府の役割も大きく、各州は独自の実施規則（State Rules）を定める事となっています。このため、実際の運用は州ごとに段階的に進む見込みです。

外資系企業とって新労働法は、制度の明確化により事業運営の予見可能性と、人材活用の柔軟性を高めるとともに、労働者の社会保障や労働環境保護を通じて、労務リスクやコンプライアンス上の不確実性を低減するものです。

改革の必要性：

1. コンプライアンスの簡素化

従来の労働法体系は、多数の法律、重複する定義、複雑なコンプライアンス要件によって構成されており、業種や州をまたいで事業を行う企業によって大きな負担となっていました。新たな法典は、法規定の統合、定義の標準化、登録・許認可・申告の一本化を実現し、行政負担を大幅に軽減します。

2. 執行体制の効率化

従来は複数の当局が異なる法令を執行していたため、手続きの遅延やコンプライアンスの不確実性が生じていました。新制度では「Inspector-cum-facilitator（指導支援型監督官）」制度を導入し、従来の取締中心のアプローチから、指導・支援を重視したコンプライアンス体制へと転換しています。

3. 法制度の現代化

従来の多くの労働法は、インド独立前に制定されたものであり、現代の経済環境には十分に対応していませんでした。新たな法典では、ギグワーカーやプラットフォーム型雇用、有期雇用契約、ジェンダー包摂、デジタル関連職種など、現代の労働市場の実体を反映しています。

主要な構造改革

労働法典は、インドの投資環境を直接的に改善する制度的な変革をもたらします。これらの施策により、安定性、透明性、投資家による予見可能性を備えた労働環境が構築されます。

- **全国最低賃金（National Floor Wage）：**インド全土における法定最低賃金の基準を設定し、最低限の生活水準を確保すると共に、企業にとっての制度の明確性を高める
- **ジェンダー中立の規定：**同一労働同一賃金の徹底、差別の禁止（トランスジェンダーを含む）、及び女性の就業機会の拡大（安全措置の実施を前提とした、夜勤や危険業務を含む）を推進する
- **紛争解決の迅速化：**２名構成の産業審判機関の導入や、調停後に直接、審判機関へ申立てが可能となることで、予見可能性を高め、紛争解決の遅延を抑制する
- **工場規制の適用基準の引き上げ：**適用対象となる基準を引き上げることで、中小企業のコンプライアンス負担を軽減しつつ、労働者保護は維持される
- **国家労働安全衛生（Occupational Safety and Health：OSH）委員会の設置：**産業横断で安全基準の整合を図ることで、製造業や重工業における運用の確実性を高める
- **安全委員会の設置義務：**500名以上の労働者を雇用する事業所において、安全委員会の設置を義務付け、内部統制を強化する

セクター別の労働法改正の効果と労働力の包摂

本法典は、ほぼ全ての労働者区分に対して適用範囲と保護を拡大し、制度化と社会保証の拡充を進めます。

有期雇用労働者（Fixed-Term Employees ：FTE)

投資家にとっては、労働者保護を維持しつつ、人材活用の柔軟性を高める仕組みとなります。これにより急成長するデジタル経済における制度の確実性が高まります。

- 正社員と同等の賃金及び福利厚生
- 1年以上の勤続勤務で退職給付（Gratuity）の対象（従来は5年）
- 休暇、医療給付、社会保証へのアクセス
- 過度な雇用の抑制と直接雇用の促進

ギグワーカーおよびプラットフォームワーカー

ギグワーク、プラットフォームワーク、およびアグリゲーターが初めて制度上明確に定義されます。

- アグリゲーターは売上の１～２％（労働者への支払額の5%を上限）を社会保障として拠出
- Aadhaar連携のユニバーサルアカウントにより、州をまたいでも社会保険給付を継続して受けることが可能

契約労働者

- 元請企業が健康及び社会保障給付に対して責任を追う
- 年1回の無償健康診断を義務化
- 均等待遇の確保により、コンプライアンス上の不確実性を低減

女性労働者

これらの規定は、女性の労働参加を大きく促進し、包摂的な経済成長に寄与します。

- 性別による差別の禁止を法的に明確化
- 同一労働、同一賃金の保障
- 本人の同意および安全措置を前提に、夜勤および全産業（地下鉱業や重機関連事業を含む）での就業を許可
- 苦情処理委員会への女性代表の参加義務
- 社会保障の対象となる「家族」の定義を拡大

若年層および初期就業層

これらの規定により適正かつ、透明性の高い雇用環境が整備され、インドの人口ボーナスの活用を支えます。

- 全労働者に対する雇用契約書の発行義務（雇用の制度化を促進）
- 最低賃金による保護
- 休暇期間中の賃金支払いの保障
- 不当な賃金搾取の防止

MSME（Micro, Small and Medium Enterprises：中小零細企業）における労働力

中小零細企業はコンプライアンスの簡素化の恩恵を受ける一方で、労働者は以下の保護を享受可能になります。MSMEはインドの製造業およびサービス産業の中核を担っており、こうした制度設計は、その持続的な成長と雇用創出を支える点で重要です。

- 従業員数に応じた社会保障の適用
- 労働時間の標準化
- 時間外労働に対する割増賃金（通常の2倍）
- 有給休暇および適時の賃金支払い
- 食堂、休憩スペース、飲料水などの職場設備の整備

投資家にとっての意義

本改革は、制度の簡素化にとどまらず、インドにおける事業運営の前提条件を構造的に変えるものです。これにより、インドは単なる低コスト拠点ではなく、安定性と柔軟性を両立した事業基盤としての位置づけを強めています。

- 規制の統合により、州をまたぐ事業展開における制度対応の負担が軽減
- 労働規制の明確化により、人員計画およびコスト見通しの予見可能性が向上
- 有期雇用やギグワークの制度化により、需要変動に応じた柔軟な人材活用が可能
- 社会保障の拡充により、労務リスクおよびレピュテーションリスクが低減
- 制度化の進展により、より広範かつ安定的な労働力へのアクセスが可能に

「事業のしやすさ」の向上

2026－27年度のインド予算案及び関連する規制改革は、インドのビジネス環境の改善、事業環境の信頼性向上、そして「**Viksit Bharat @ 2047（先進国としてのインド）**」を目指す国家ビジョンの実現を加速するものです。

これらの施策は、貿易・行政手続きのデジタル化、税制の予見可能性の向上、コンプライアンスの簡素化、市場アクセスの拡大を通じて、事業環境を整備し、長期的な経済成長の基盤強化を目的としています。

1. 貿易および通関手続きのデジタル化

- **貨物手続きのデジタル一元化**: 全ての通関手続きを単一ポータルに集約することで、処理時間、書類対応、取引コストを削減し、輸入企業およびグローバルサプライチェーンにおける予見可能性を向上
- **通関統合システム（Customs Integrated System： CIS)**: 今後2年間で通関業務を単一のデジタル基盤へ移行し、透明性を高めるとともに手作業の介在を削減
- **AIを活用したリスク選別：**貨物を開封せずにおこなう非侵入型スキャン及びAIによるリスク分析を活用し、通関の迅速化とコンプライアンス強化を両立を目指す

2. 外国投資家の投資機会の拡大

- **非居住者個人（Persons Resident Outside India：PROI）の出資上限の引き上げ:** PROIは上場企業への出資比率が最大10%可能となり（従来は5%）、同一企業に対すPROIの総保有上限も24%（従来10%）へ引き上げ
- **ポートフォリオ投資制度（Portfolio Investment Scheme：PIS）へのアクセス改善：**外国投資家の投資経路が明確化され、市場の流動性及び参加機会が拡大

3. 税制の予見可能性向上とコンプライアンスの簡素化

- **最低代替税（Minimum Alternate Tax：MAT)の見直し:** 税率を14%に引き下げ、最終税として位置づけることで、課税の不確実性を低減し、紛争発生リスクを抑制
- **非犯罪化及び罰則の合理化:** 軽微な手続違反の非犯罪化と罰則の簡素化により、外国企業にとっての法務リスクを軽減
- **課税分類等に関する事前裁定制度の有効期間延長:** 関税に関する事前判断の適用期間を最大５年に延長し、関税分類及び税負担の予見可能性を向上

4. リスクベース管理と処理の迅速化

- **認定輸入者制度:** 認定企業に対し、リスクベースの簡素化通関及び検査軽減を適応し、通関の迅速化と手続きの予見可能性を向上
- **関税支払いの合理化:** 信頼ベース制度の元で、支払い猶予期間を延長し、多国籍企業のキャッシュフロー管理を改善

5. ナショナル・シングルウィンドウ制度（National Single Window：NSWS）

- **ナショナル・シングルウィンドウ制度:** 中央政府及び州政府にまたがる各種許認可手続きを一元的に申請・管理できるオンラインプラットフォームを整備し、手続時間と事務負担を大幅に削減
- **規制の合理化:** 環境、労働、インフラ、土地関連の規制を横断的に整合させ、手続きコストの低減とコンプライアンスの明確化を実現

6. Viksit Bharat @ 2047 ― 先進国インドに向けたビジョン

本プレスリリースは、ビジネスのしやすさ（Ease of Doing Business：EoDB）改革を、Viksit Bharat @ 2047 というより広範な国家ビジョンと明確に結び付けています。**これは、独立100周年にあたる2047年までにインドを先進的な高所得経済へと発展させるという長期的国家目標です。**

- **長期的成長の必要要素**：継続的なEoDB改革は、グローバル・バリューチェーンとの連携強化、外国直接投資（FDI）の誘致、そして産業主導型の成長を促進する上で不可欠とされています。これらはいずれもViksit Bharatビジョンの中核的な柱となっています。
- **インフラと競争力**:2026-27年度予算の政策的背景として、物理インフラ、製造能力、そしてMSME（中小零細企業）の競争力強化に対する大規模投資が強調されており、これは長期的な国家発展戦略の一環と位置付けられています。
- **国家発展目標**:Viksit Bharat 2047は、所得水準の向上、不平等の是正、統治の近代化を目標としています。これにより、規制改革（刑事罰の緩和、デジタル承認制度、貿易円滑化の強化など）を、包摂的で進歩的な経済の実現に直接結びつけています。

インドの新労働法典の主な特徴（主要先進国との比較）

- 中央レベルの29の労働法を4つの包括的な法典に統合した規模は、日本、米国、EU諸国と比較しても異例です。これらの国々では、労働法は依然としてより分散した体系となっています。

- インドは、大規模経済圏の中でも比較的早い段階で、ギグワーカーやプラットフォーム労働者を国家レベルの労働法で明示的に認識した国の一つです。これにより、プラットフォーム事業者やアグリゲーターが一部資金を拠出する社会保障制度が可能となりっます。これは、日本や多くのOECD諸国のように、ギグワーカー保護が主として司法判断や契約関係に依存している状況よりも踏み込んだ制度設計です。

- 労使関係法典の下では、レイオフや整理解雇について政府の事前承認が必要となるのは従業員300人以上の事業所のみとなっています（従来は100人以上）。これは、集団解雇規制が比較的厳しい多くの国と比べると高い閾値であり、中規模企業に対して相対的に高い雇用調整の柔軟性を与えています。

- 企業は、整理解雇の影響を受ける労働者のための再教育（リスキリング）基金に拠出する必要があります。解雇と直接連動した雇用主負担のリスキリング義務を明確に設けている制度は、国際的にも比較的珍しくなっています。

G.4 インドにおける労働組合トレンド

インドにおいて労働組合は、正規に企業で雇用されている人から、個人事業や日雇いなどで働く人まで、幅広い労働者を代表する存在として、依然として産業関係（労使関係）の重要な要素です。しかし、この数十年の間に、組合組織率やストライキ活動のパターンは変化してきています。

労働組合の会員数及び組織率:

- 分析では、特に民間部門における組合加入率は5%未満に留まっており、これは労働力構造の変化や、非正規や個人事業等の働き方やギグワークへの移行を反映しています。
- 一部の資料によると、タスクベースの雇用や契約型雇用の拡大により、**従来型の労働組合組織率は低下してきています。**

ストライキの傾向

労働争議およびストライキ件数の減少

- 労働局（Labour Bureau）が公表したデータによると、労働ストライキおよび産業紛争の件数は約66%減少しており、2013年の103件から2022年には35件へと減少しています。
- **ストライキによる労働損失日数（man-days lost）も大幅に減少しています**。過去のデータでは、2012年には**約1,290万労働日が失われていました**が、2022年には約102万労働日まで減少しており、労働紛争による操業への影響が減少していることを示しています。

調停および紛争解決

- 政府のデータによると、**政府・雇用者・労働者の三者による調停制度**が、多くの大規模ストライキを未然に回避することに成功しており、近年では**全国レベルの50件のストライキが交渉によって回避**されています。
- これらの制度は、労働紛争が全面的なストライキへと発展する前に解決を図ることを目的としており、企業活動の継続性の確保に寄与しています。

近年の労働運動を引き起こす要因

政策・規制

- 近年の労働運動は、政府による改革と密接に関連しています。労働組合は、新しい労働法や政策が既存の保護制度や交渉力を弱める可能性があると主張し、それが集団的な行動を引き起こす要因となっています。

新たな労働力の動態

- ギグエコノミーやプラットフォーム労働の拡大により、労働者の組織化が新しい労働者層にも広がっています。2025年末には、インド初の女性主導による全国的なギグワーカー組合が、最低報酬の確保、安全保護措置、そしてギグワーカーの法的認知を求めて全国的なストライキ活動を発表しました。

労働者の懸念

- ストライキは、賃金、雇用の安定性、公共サービスの民営化、そして生活費の上昇に対する懸念によっても引き起こされています。これらは、労働者の一部におけるより広範な社会経済的不満を反映しています。

事業運営者への示唆

インドで事業運営を検討する企業にとって、これらの動向は次の点を示唆しています:

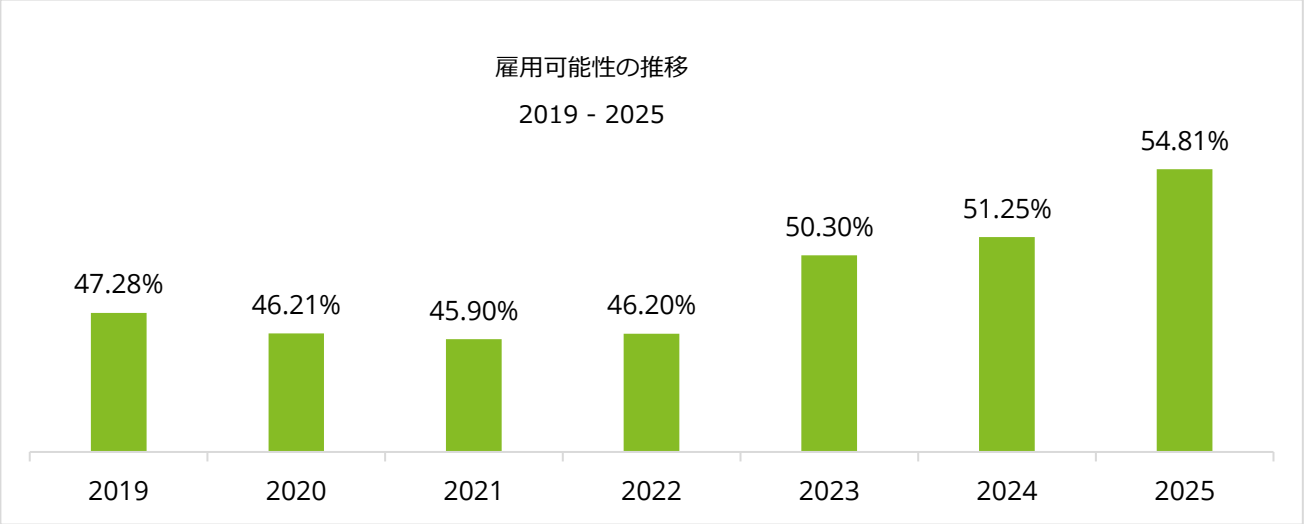
- 労働紛争による混乱が減少しているため、過去数十年と比較して産業の安定性は向上。
- 効果的な調停制度により、長期化する労働争議のリスクは低減。
- 政策変更や労働改革は依然として労働争議の火種となり得るため、労働組合との積極的な関与およびコンプライアンス戦略が必要。
- 特にギグエコノミーにおける新しい形態の労働者組織の出現は、労使関係の性質が変化していることを示しており、企業はそれに対応した人事制度およびコンプライアンス体制の構築が求められる。

G.5 キャンパス人材パイプラインとスキルの展望

今後5年間において、インドの高等教育システムは重要な転換点を迎えると考えられます。産業界との関連性を高め、将来に対応できるスキルを組み込むためにカリキュラム構造を強化することが、学術教育と雇用可能性の間に依然として存在するギャップを縮小する上で不可欠です。また、大学は実社会の課題解決、イノベーション、技術の発展につながる研究を推進するために、産業界のパートナーとの連携をさらに深めていくことが期待されています。

分野別の雇用可能人材の分布
2019 – 2025

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
工学学士（工学部卒）	57.09	49	46.82	55.15	57.44	64.67	71.5
経営学修士	36.44	54	46.59	55.09	60.1	71.16	78
文学士（文系学士）	29.3	48	42.72	44.2	49.2	47.11	54
商学士	30.06	47	40.3	42.62	60.62	48.12	55
理学士	47.37	34	30.34	38.06	37.69	51.27	58
IT 系修士	43.1	25	22.42	29.3	30.64	64.63	71
産業訓練校	-	-	-	31.3	34.2	40	41
工業専門学校	18.05	32	25	21.42	27.61	22.37	29
薬学士	26.29	45	37.24	44.63	57.51	54	56



インドの大学キャンパス環境も、デジタル化の進展により急速に近代化しています。オンライン学習やゲーム要素を取り入れたトレーニング形式は、今後2～4年で38%成長すると予測されており、学生の学習方法や教育機関による学術コンテンツの提供方法において、根本的な変化が起きていることを示しています。これらの変化は、インドの国際的な学術プレゼンスの拡大によっても裏付けられています。QS世界大学ランキング（アジア2025）によると、2023年にはインドの7つの教育機関が世界トップ100にランクインし、世界全体の7%を占めています。さらに、トップ100以外にも20の教育機関がトップ200に含まれています。また、2024年までにはインドの20大学がトップ200入りするとの予測も示されています。こうした進展により、インドは世界的な人材供給拠点としての地位をさらに強化していくと考えられています。2030年までには、世

界の大学卒業生の4人に1人がインドの高等教育システムの出身になると見込まれており、これはインドの学術エコシステムの規模と影響力の大きさを示しています。

大きな転換期にある高等教育システム

大学は産業界との連携を一層強化し、実社会の課題、技術開発、イノベーションに即した研究の推進に取り組んでいます。インドは、年間約1,400億米ドルの研究開発投資に支えられ、研究成果の面で世界トップ5に入る国の一つになると予測されており、知識創出への取り組みはこれまで以上に強まっています。

並行して、教員の能力向上も進められており、最新の教育手法、デジタルスキル、実践的な指導方法の導入が図られています。さらに、官民連携（PPP）などの新たな資金調達モデルにより、インフラの近代化、デジタル化の推進、研究施設の拡充が進んでいます。加えて、起業家精神や学際的研究の文化の広がりが、国際的に競争力のある人材の育成を後押ししており、これらの人材はインドのイノベーション主導型の経済成長に貢献することが期待されています。

スキリング・エコシステムを形成する政府の取り組み

インドのスキリング（技能開発）エコシステムは、**Skill India、PMKVY、NAPS、NSDC、DDU-GKY、SANKALP**といった主要な施策により、急速に強化されています。これらの取り組みによって、職業訓練、研修制度（アプレンティスシップ）、および産業ニーズに即した能力開発が拡大しています。

これらの施策は総合的に、人材育成の強固な基盤を構築しており、事業運営者はスキルを備え、認証され、継続的に進化する労働力を大規模に活用できる環境が整っています。

民間企業および産業界の関与：労働力の進化を加速

インドの産業セクターは、スキル開発を推進する強力な担い手として台頭しています。企業は、テクノロジーやAIを活用した学習プログラムや社内アカデミーなどを通じて、将来に必要な能力を構築するため、アップスキリングやリスキリングに積極的に投資しています。

また、教育機関と業界団体は連携し、産業ニーズに即したカリキュラムの共同開発、インキュベーションセンターの設立、インターンシップの提供、実践的な学習モデルの構築などを進めており、卒業生が職場で求められるスキルを身につけられるよう支援しています。

さらに、ジョブテック・プラットフォームは、デジタル学習、スキル評価、キャリアガイダンス、就職支援を提供することで、教育と雇用のギャップを埋め、生涯学習の促進と労働力の流動性向上を支えています。

技術進展によるトレーニング革新の推進

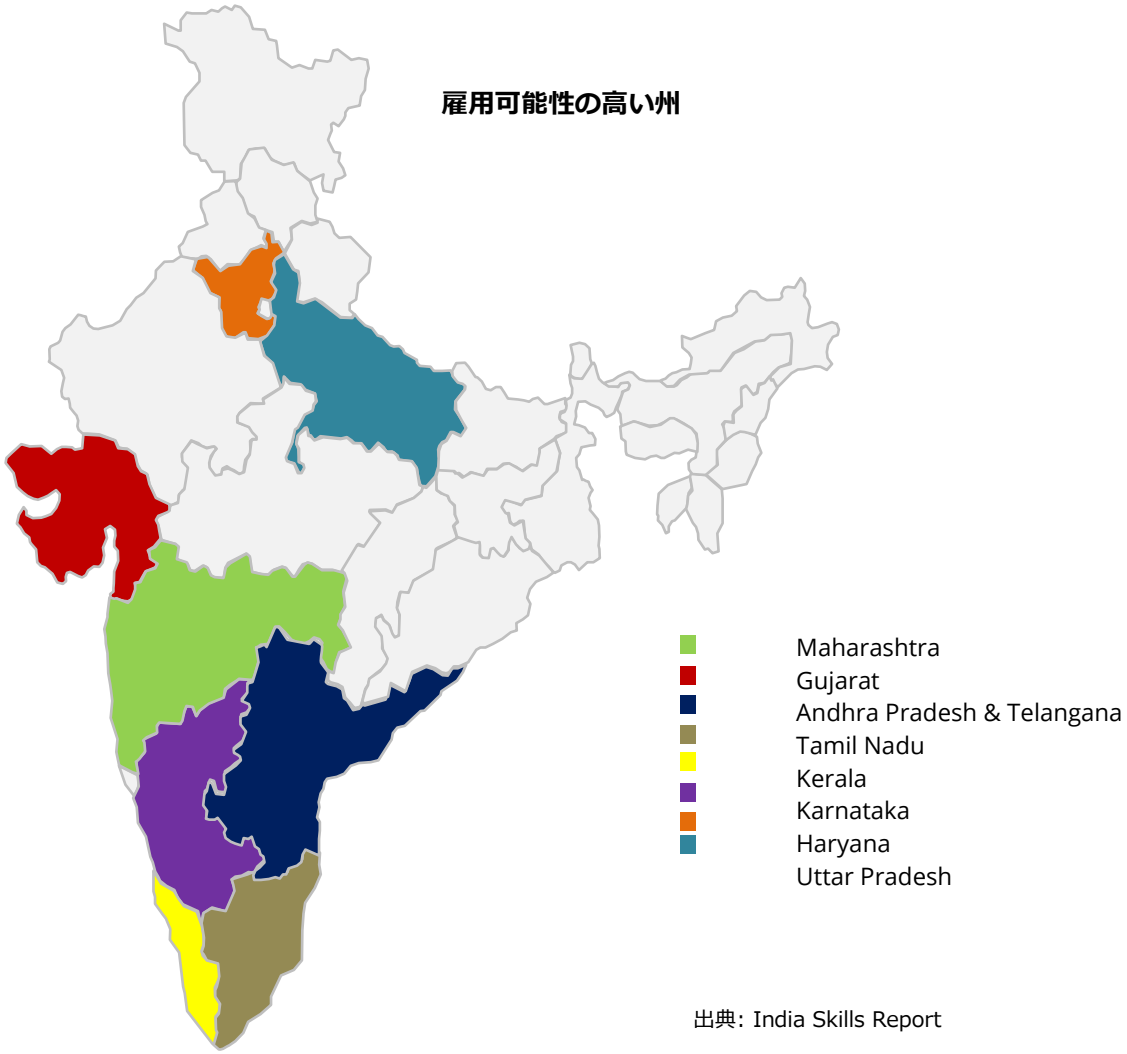
デジタルインフラの進展により、AIおよび機械学習（ML）を活用した学習システムが登場し、個々に最適化された学習体験と迅速なスキル習得が可能になっています。オンラインプラットフォームでは、技術スキルから行動特性に関するスキルまで、幅広い講座が提供されており、学習はより柔軟かつ低コストになっています。これらの進展により、学習機会へのアクセスが広く開放され、より多くの人々が産業に関連するスキル習得に参加できるようになっており、その結果、インドの長期的な人材競争力の強化につながっています。

インドのキャンパス環境における主要トレンド

インドの大学エコシステムは、デジタル化の加速を背景に大きな近代化が進んでいます。オンライン、ハイブリッド、AIを活用した学習モデルの導入は大きく拡大しており、SWAYAMなどの国家プラットフォームや、デジタル教育を推進する国家教育政策（NEP 2020）によって支えられています。

また、インドの国際的な学術プレゼンスも急速に高まっています。現在、QS世界大学ランキング2026ではインドから54の教育機関がランクインしており、世界で4番目に多くの大学がランクインする高等教育システムとなっています。これは、研究成果や雇用者からの評価の向上が継続していることを反映しています。

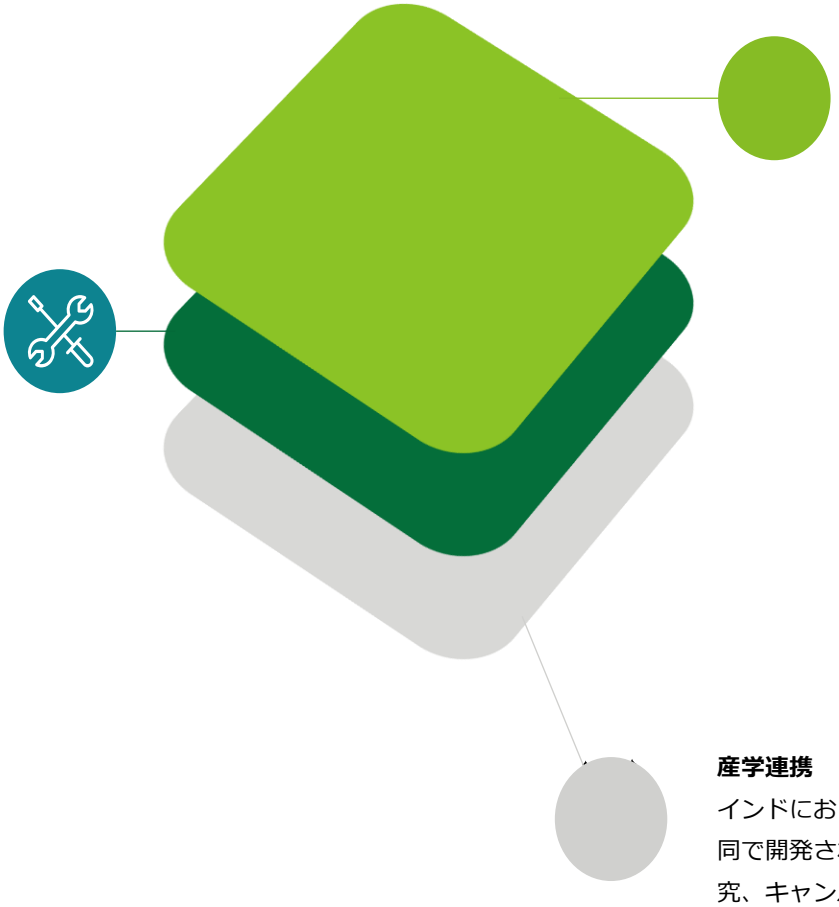
同時に、インドの規模の優位性は、世界的な人材供給源としての地位をさらに強化しています。世界最大級の高等教育システムの一つを有し、国際化に向けた政策的な取り組みが継続していることから、インドは2030年に向けても世界における重要な人材供給国であり続けると見込まれています。



出典: India Skills Report

インド人財の展望:

スキルベース採用:
インドでは、雇用のあり方がスキルを重視した採用へと移行しています。
技術的スキルおよびソフトスキルに加え、職業教育の経路も重視されるようになっており、これにより学生と職務との適合性は向上しています。
一方で、需要の高い人材を巡る競争は一層激化しています。



デジタルラーニングとコーポレート・ラーニング4.0の台頭
デジタルラーニング4.0は、LMS（学習管理システム）、没入型のVR／AR、そしてゲーム要素を取り入れたマイクロラーニングを組み合わせることで、魅力的で個別最適化された、将来に対応可能な人材育成体験を創出し、インドの人材エコシステムを変革しています。

産学連携
インドにおける産業界との連携は、共同で開発されたカリキュラム、共同研究、キャンパス内ラボの設立などを通じて、イノベーションと雇用可能性の向上を加速させています。
これにより、実務に即した人材の育成と、知識主導型経済に向けた研究開発の迅速化が実現されています。

G.6 インドの教育・スキル育成エコシステムはいかにして人材の確保を促進しているのか

政府主導によるスキル習得および研修制度の取り組みは、体系的かつ大規模な人材育成の仕組みを通じてインドにおける人材創出の大幅な拡大・加速に寄与しています。

代表的な包括プログラムの一つが2015年に発足した「スキル・インディア・ミッション（Skill India Mission）」です。本ミッションは各省庁にまたがるスキル開発の取り組みを集約・強化することを目的としています。本ミッションは数百万人の若者に対し産業界で求められるスキルを習得させることで就業能力の向上を図るとともに、職業訓練の内容を市場の需要と合致させることを企図しています。本ミッションのもと、近年では600万人を超える若者が訓練を受けています。

本ミッションにおける主要な実施枠組みの一つが政府主導の無料スキル開発研修プログラムである「プラダン・マントリ・カウシャル・ヴィカス・ヨジャナ（Pradhan Mantri Kaushal Vikas Yojana: PMKVY）」です。本制度では非正規労働者を対象とした、短期的な職業スキル訓練である「既習学習の認定（Recognition of Prior Learning）」および各産業分野のニーズに特化した特別プロジェクトを提供しています。PMKVYの開始以来、これまでに約1,430万人に及ぶ人々が訓練を受けてきました。2024-25年度単年度でも200万人以上の若者が訓練に参加しており、2025年3月時点では本制度に基づく正規訓練またはオリエンテーションを修了した受講者数が257万人に達しています。これは本制度が有する規模の大きさと、その継続性の双方を如実に示しています。

体系的な職場内学習を強化するため、政府は「国家研修制度振興スキーム（National Apprenticeship Promotion Scheme: NAPS）」を運用しています。本スキームでは、研修への手当の一部を政府が負担し、基礎訓練への支援を行うことで、企業が研修生を受け入れるよう促すインセンティブを提供しています。本スキームの導入を通じて各産業分野を横断した実践的な学習が促進されるとともに、学校から職場への円滑な移行が図られています。

本スキームに加え、国家研修訓練制度（National Apprenticeship Training Scheme: NATS）は大学卒業生、専門学校卒業生、技術資格取得者といった若者を対象とした実際の産業現場での実践的な訓練を提供しており、学術的な知識と就職準備のギャップを埋めることを目指しています。

また、求職者、雇用主、研修機関、キャリアカウンセラーをつなぐ統合プラットフォームである国家キャリアサービスポータルを通じてデジタル化を促進しており、透明性の向上と労働市場とのマッチングの改善を図っています。

これらの取り組みは資格取得者数の増加にとどまらず、業界に即した訓練の制度化に寄与しており、正式な研修制度のエコシステムの拡大に繋がっています。これらの取り組みを通じ、インドの長期的な労働力競争力を維持するために不可欠な拡張性のある教育から雇用への道筋が構築されています。

MSDEの各施策に基づく、全国における訓練修了候補者および財政支出の状況

施策	訓練者数	資金額 (百万 US ドル)
Pradhan Mantri Kaushal Vikas Yojana	24,51,123	1253.42
Jan Shikshan Sansthan	4,21,999	78.51
National Apprenticeship Promotion Scheme	25,48,023	128.67
Craftsmen Training Scheme	65,10,839	-

出典: Skill India Mission, IBEF

インドにおける労働文化と流動性の変化

インドの労働力は勤続年数、転職、柔軟性、キャリア開発に関する期待の変化に伴い、行動パターンが変化しつつあります。勤続年数は業種によって異なり、テクノロジーおよび専門サービス業では平均3～5年であるのに対し、製造業や伝統産業では雇用形態が恒久的でキャリアパスが明確な場合、従業員の定着率が高くなる傾向にあります。小売業や接客業では勤続年数が1年未満となることも多く、キャリア初期の離職が依然として高い傾向にあります。従業員が積極的にスキルアップや別領域への異動機会を求めているため、社内異動はますます活発化しています。

働き方の好みも大きく変化しており、知識集約型産業ではハイブリッドワークが主流となっています。最近の労働力調査（ADP作成の「People at Work 2025」レポート）によると、インドの従業員の半数が毎日オフィスに出勤し、36%がハイブリッド勤務、14%が完全リモートワークを行っています。また、インドは世界でも有数の勤務場所に関する自由度が高い国の一つです。

需給の不均衡がもたらす動き

成長機会や自身のスキルとの適合性を求めて従業員が業界を跨いだ転職を行う動きが活発化しており、業種間の人材流動性は上昇の一途をたどっています。India Skills Report 2026によれば、2026年のインドにおける雇用適性スコアは56%に達したほか、女性の就業準備度が史上初めて男性を上回る結果となりました。新技術の導入拡大もまた、人材移動のパターンに変化をもたらしています。インドのIT部門およびギグワーカーの40%以上が生産性や問題解決能力の向上を目的として、人工知能（AI）ツールを活用している状況にあります。デジタルスキルの習得支援、役割の明確化、そして体系的なオンボーディング（入社時研修）に投資を行っている企業では入社初期段階での離職率が低く抑えられ、組織の安定性に繋がっている状況にあります。

離職率は業界によって様々ですが、ホワイトカラー職種における全国平均はおよそ10～15%となっています。ブルーカラー職種の離職率は5～10%と比較的に低い水準に留まっていますが、生産サイクル、地域間の移動パターン、および契約労働の慣行といった要因の影響を受けやすい傾向にあります。勤続の安定性は入社から2～3年が経過した時点で著しく向上する傾向にあります。この時期になると従業員は自身のキャリアの展望、報酬体系、そして上司からのサポート体制に対して確信を深めるようになるためと推察されます。

多様性、公平性、包括性の進捗

インドではダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、そしてインクルージョン（包括性）への取り組みが勢いを増しています。過去5年間で多様性を重視した採用は35～40%増加し、テクノロジー、金融サービス、消費財産業といった主要セクターでは、LGBTQIA+層の採用が12～15%増加しました。セクター別の分析によると、近年のダイバーシティ採用全体の約35%を銀行・金融サービス部門が占め、IT・ソフトウェアサービス部門が19%を占めています。企業は現在、包括的な方針、ジェンダーにとらわれない福利厚生、従業員リソースグループ（ERG）、そして偏見のない採用慣行をますます重視するようになっています。こうした取り組みは雇用主としての魅力、人材獲得、そして人材定着に対してプラスの影響をもたらす要因となっています。

ベンガルール、デリーNCR、ムンバイといった大都市圏は依然としてインドにおけるダイバーシティ採用の主要な拠点であり、女性、障害のある人々、そしてLGBTQIA+コミュニティに対する雇用の機会の大部分を占めています。また、企業は体系的なメンターシップ制度や専門的な研修プログラムを通じ、女性をリーダーシップの役割へと育成することにも一層力を入れています。主要な大都市圏に加え、プネ、ハイデラバード、チェンナイといった都市も社会的マイノリティ層に対し、引き続き重要な雇用機会を提供しています。

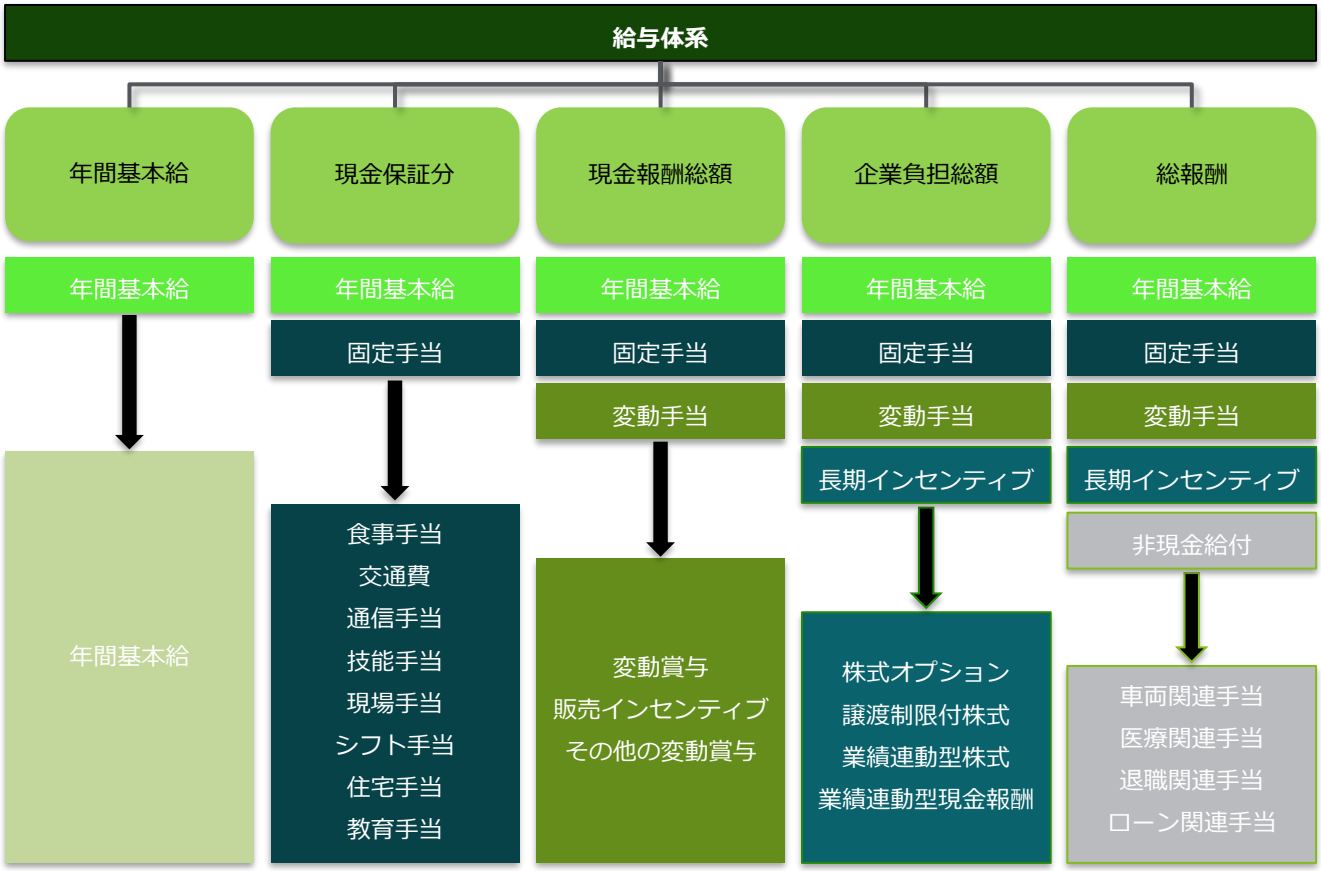
都市別の多様性内訳

主要な雇用地域	職場内の比率		
	女性	障害者	多様性・包括性
ベンガルール	10%	8%	16%
ムンバイ	15%	15%	11%
チェンナイ	5%	4%	7%
ハイデラバード	6%	3%	10%
プネ	19%	6%	16%
デリー	14%	22%	9%
リモート	10%	16%	7%

出所: SME Street

G.7 インドにおける報酬、昇進、および労働力経済

インドにおける報酬体系は、固定手当、変動手当、および柔軟な福利厚生の組み合わせによって形成されており、その構成は業界の成熟度や人材市場の競争環境によって異なります。固定手当は報酬の基盤を成すものですが、変動手当もまた、あらゆる階層において広く普及しつつあります。特に、テクノロジー、金融サービス、コンシューマー・インターネット、製造業、そして多国籍企業のグローバル・ケイパビリティ・センターといった分野で顕著な傾向が見て取れます。健康保険、退職金積立、ウェルネス手当、食事補助、交通費支援、さらには柔軟な働き方を支援する各種手当といった福利厚生は、現在では正規雇用部門の大部分の組織において標準的な制度となっています。また、テクノロジーやデジタルサービスなどの高成長分野では、特定の専門領域や需要の高いスキルを持つ人材を獲得・維持するために、リテンションボーナス（定着奨励金）、長期インセンティブ、およびスキルに応じた特別手当などが活用されています。



キャリア体系

インドのキャリア構造は、一般的に技術系と管理系の2つに明確に分かれています。技術系のキャリアパスは、IT、エンジニアリング、自動車、製薬、デジタル製品企業などの分野でより体系化されており、専門家が人事管理職に就くことなく昇進できるようになっています。管理系のキャリアパスは、伝統的な産業を中心に上級職への主要な道筋であり続けていますが、現在では優秀なエンジニアおよびデジタル専門家は、先進的な組織を中心に上級専門家、卓越したエンジニア、または製品アーキテクトといった役職に昇進しています。昇進のスピードは業界によって大きく異なり、サービス業やテクノロジー業は、製造業、基幹エンジニアリングや公共部門に比べてより速いキャリアアップの機会を提供する場面が多くみられます。

G.8 賃金上昇のパラドックス

インドにおける基本給は着実に上昇を続けているものの、米国や英国といった先進国と比較すると、給与水準の絶対額は依然として大幅に低い水準に留まっています。インドにおけるホワイトカラーの正社員にかかる年間平均コストは、通常150万～180万ルピー（およそ1万7,000～2万米ドル）程度であるのに対し、米国では同等の従業員にかかるコストは3万5,000～4万米ドルの範囲に達することが一般的です。その結果、インドの企業にとっては人材コストのベースラインが低いため、年率10%の給与昇給であっても比較的容易に吸収することが可能です。これに対し、米国や英国において同等の昇給を実施した場合、絶対額としての財務的負担ははるかに大きなものとなります。

インド（9%～10%）と、米国や英国などの先進国（4%～5%）との間で見られる給与昇給率の差は、GDP成長率、インフレ率、基本給の水準、労働市場の動向など、いくつかのマクロ経済的要因や労働市場の要因に起因します。



先進国経済における給与上昇率とGDP成長率の比率は、概ね1.2倍から1.5倍の範囲に収まる傾向があります。インドは発展途上国でありながらも、概ねこの比率に沿った動きを示しています。

セクター別の給与上昇トレンド

全国平均は全体的な方向性を示していますが、資本サイクル、規制の厳格さ、デジタル化、そしてスキルの希少性などの理由から、業種別の状況は大きく異なります。

業種	2021	2022	2023	2024	2025	2026(見込)
全体	8.0%	10.3%	9.2%	9.8%	8.8%	9.1%
製造業	8.1%	10.2%	9	10.0%	9.7%	9.8%
サービス	6.6%	8.6%	9.1%	9.5%	9.1%	9.1%
ライフサイエンス	9.3%	9.4%	9.7%	10.0%	9.6%	9.9%
金融	8.1%	9.0%	8.7%	9.0%	8.9%	9.1%
IT	9.1%	12.0%	9.2%	9.8%	8.5%	8.9%
ITeS	8.5%	9.4%	8.4%	8.1%	8.3%	8.5%
消費財	8.0%	9.0	9.1%	9.4%	8.4%	8.7%

職務等級の区分

業種を問わず、報酬の伸びは一律ではなく様々な要因によって変動します。企業は業績、潜在能力、そしてスキルの重要性などを踏まえ、昇給額を差別化する傾向を強めています。

職位	昇給レンジ
新卒・実務レベル	8-10%
ミドルマネジメント	9-11%
高位技術職	12-18%
経営層	15%+ (状況により大きく異なる)

役員報酬の伸びは、主に長期インセンティブやボーナス体系に起因して、一般従業員の昇給率を上回ることが頻繁に見られます。

こうした格差の拡大は、一律的な昇給から業績や能力に基づく報酬体系へと移行しつつある、構造的な変化を象徴しています。

G.9 インドにおける従業員の離職率と自然減の傾向

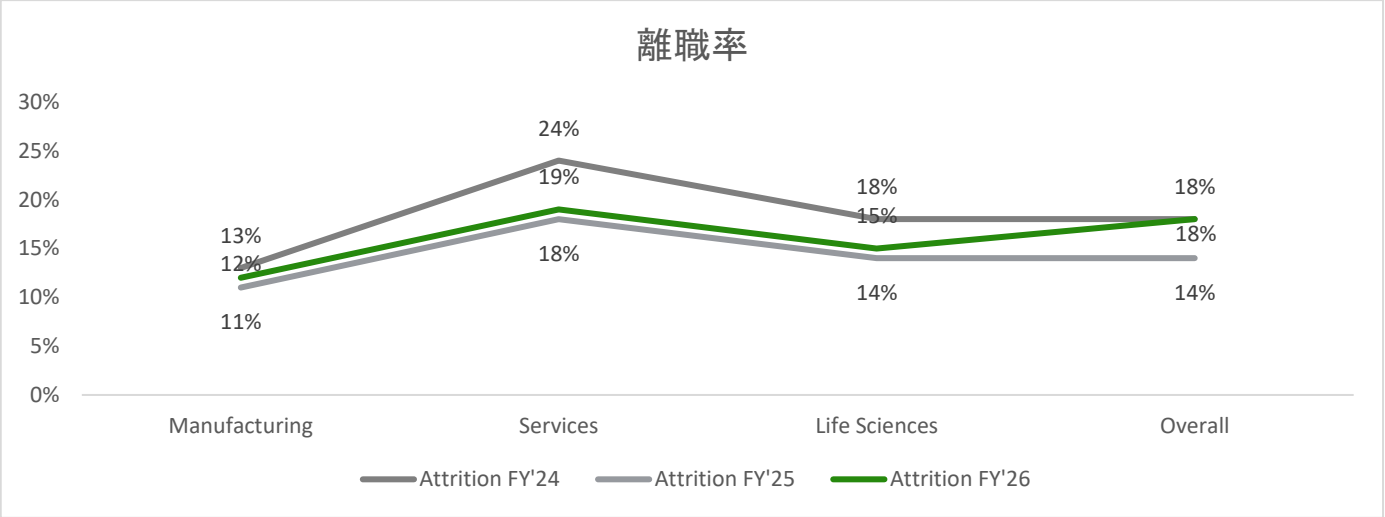
従業員の離職率（一般的にアトリション率と呼ばれる）は、労働力の安定性、組織の健全性、そして労働市場の活発さを示す重要な指標です。インドにおいては、人口の流動性の高さ、急速な産業成長、そして従業員の期待の変化を背景に、多くの成熟した経済国と比較して離職率が高い傾向にあります。

過去5年間において、インドの離職動向はマクロ経済要因、業界特有のダイナミクス、そして企業戦略の変化により大きく変動してきました。本章では、過去のデータ、トレンドの推移、そして可能な範囲で業界別・地域別・職位別の違いについて分析します。

業界別の離職動向

離職率は、成長スピード、スキル不足の程度、そして労働市場の競争環境に応じて業界ごとに大きく異なります。

業界別離職トレンド



※出典：*2026*年3月公開のデロイト「タレント・アウトルック調査*2026*」

職位・キャリア段階別の離職動向

業界を問わず、離職リスクは職位によって異なります：

- **エントリーレベルおよびキャリア初期層 -** キャリア探索や機会追求のため流動性が高く、成長分野では離職率は通常20～30%程度と高い傾向があります。
- **中堅層（経験5～12年）-** 業界の需要によって変動し、テクノロジーや金融サービスでは高く、製造業では比較的安定しています。
- **シニアリーダー層 -** 離職率自体は低いものの、組織への影響は非常に大きいのが特徴です。

G.10 リーダーシップ開発と後継者準備

進化するインドの人材環境：グローバル投資家にとっての強力な提案

今日のインドは、大きなリーダーシップおよび人材変革の転換点に立っています。グローバル企業が規模だけでなくリーダーシップ能力の観点からもインドに注目する中、同国の人材エコシステムは急速に進化しています。これは、専門的なスキル向上、強固な後継者計画（サクセッション）の規範、そして成熟しつつあるリーダーシップ開発モデルによって支えられています。こうした背景により、インドは長期的な組織の持続可能性、イノベーション能力、マネジメント層の厚みを求める投資家にとって非常に魅力的な市場となっています。

なぜリーダーシップと後継者の準備が持続可能な成長に重要なのか?

高パフォーマンスのグローバル企業において、リーダーシップ能力と後継者の準備度は組織の長寿を予測する最も重要な要因です。インドもこのグローバル基準に沿いつつあります。現在、企業はマネジメント人材パイプラインの再構築、ガバナンス体制の強化、透明性の高い後継者計画の導入を進め、複雑化するビジネス環境における継続性を確保しています。

タレントマネジメント（TM）とサクセッションプランニング（SP）は、この変革の中核を担います。サクセッションプランニングが重要ポジションの後継者を特定する一方で、タレントマネジメントはその人材を育成・準備・維持する役割を果たします。研究によれば、サクセッションプランニング単独では不十分であり、戦略的なタレントマネジメントと組み合わせることで、長期的な持続可能性への影響が大きく高まります。

この統合アプローチの主なメリットは以下の通りです:

- 円滑なリーダー交代
- 組織知の継続性確保
- 従業員のモチベーションとエンゲージメントの向上
- ハイポテンシャル人材の離職リスク低減
- 投資家・ステークホルダーの信頼向上

このような統合は、組織のレジリエンスとガバナンス成熟度を高め、長期的価値創出を支える強力な人事戦略となりつつあります。

グローバル人材トレンド：インドのリーダーシップの未来への示唆

デロイトの「グローバル・ヒューマン・キャピタル・トレンド2026」からの洞察によると、世界中の組織はもはや単に相反する優先事項のバランスを取る段階にとどまらず、意図的なリーダーシップや人材設計の選択が求められる転換点に近づいています。2026年の調査では、世界のビジネスリーダーの10人中7人が、今後3年間の主要な競争戦略として「スピード」と「適応力」を挙げており、変化のスピードが急速に加速していることが示されています。

同レポートの中核にあるのは、「人間ならではの優位性を選択する」という明確な方向転換です。AIやデジタル技術が広く普及し、模倣可能になりつつある一方で、デロイトの調査は、人間の判断力、適応力、創造性、そして信頼こそが、持続的な競争優位性を生み出す真の源泉であると強調しています。

インドのリーダーシップ進化に影響を与える主なトレンドは以下の通りです：

- AIとリーダーシップの準備状況：インド企業はデジタル化およびAI導入を加速させており、AIは業務効率化や生産性向上のために積極的に活用されています。
- 俊敏性 vs 安定性：インドのCXOの70%以上が、俊敏性とスピードを最重要の戦略課題と位置付けています。企業は、変化の激しいビジネス環境に迅速に対応・実行できるよう、組織構造の見直しや進化を進めています。
- マネージャーの役割の進化：インドでは、マネージャーは従来の上下関係に基づく意思決定から脱却し、コーチ、統合役、部門横断的な調整役としての役割が求められるようになっており、より協働的で柔軟なリーダーシップモデルへの転換が進んでいます。
- 成果志向のリーダーシップ：インド企業は、成果に基づくリーダーシップと価値創出を強化するため、パフォーマンス評価の差別化を進めています。2025年には、全従業員のうち7%のみが最高評価を受けており、高い成果を上げた人材の選別がより厳格になっています。
- リーダーシップの流動性と準備状況：インド企業ではリーダー層の人材移動が引き続き活発であり、昇進率は12%から14%へと上昇しています。

これらの変化は、インド企業に対し、業務設計の再構築、管理職の役割再定義、AI時代に適応するリーダー育成への投資を強く求めています。

リーダーシップパイプライン強化に向けたインドの取り組み

インド企業はリーダー育成とサクセッション体制を急速に強化しています：

- 78%が正式な後継者計画を導入（前年72%から増加）
- 87%がリーダー育成パイプラインを拡充
- 86%がジョブローテーションやストレッチアサインメントを活用
- 82%が研修・セミナー、57%がエグゼクティブ教育を実施
- 63%がサクセッションの有効性を測定（前年43%から大幅増）
- AI導入はまだ9%と初期段階であり、今後の成長余地が大きい

これらは、インド企業が将来のリーダー交代と戦略的継続性に向けて本格的に準備していることを示しています。

社内タレントマーケットプレイス：人材流動性の未来

先進的な企業は、社内タレントマーケットプレイス（AIを活用した人材流動プラットフォーム）を導入し始めています。これにより従業員は社内で新しい職務、プロジェクト、学習機会、メンタリングなどを見つけることができます。

この仕組みの効果：

- 部門間の壁を解消
- 組織の俊敏性向上
- キャリアの透明性向上による定着率改善
- 多様な経験によるリーダー育成の加速

また、インドの国家的な指標もこの流れを裏付けています：

- 就業適性率：50.3%（2023年）→54.81%（2025年）、2026年にはさらに56.35%に上昇し、就業準備度と業界関連スキルとの整合性が着実に向上していることを反映しています。
- インドは世界のAI人材の約16%を供給し、全体の雇用率は56.35%に上昇し、世界的な重要性と深い実務即応スキルを反映しています。

これによりインドは、グローバルなリーダーシップとスキルのハブとしての地位を強化しています。

インド人材への世界的需要：新たな競争環境

現在、インド人材はグローバル市場で活躍しています。リモートワークの普及により地理的制約がなくなり、インドの優秀な人材は欧州や米国など世界中の企業にアクセス可能となりました。これにより、テクノロジー、金融、デザイン、分析など多様な分野で「分散型ブレイン循環」が進んでいます。

これはインド人材にとって機会である一方、国内企業には新たな課題をもたらします。報酬、柔軟性、企業文化、キャリアパスなど、すべてがグローバル基準で競争する必要があります。

アジア全体でもリモート技術者採用が急増しており、インドにとってこれは：

- 世界最大のスキル輸出国となる機会
- 高度なタレントマネジメントとサクセッション体制による人材定着の必要性

を意味します。

インド市場に参入する企業は、いまや世界で最もダイナミックな人材市場の一つに足を踏み入れることになります。

G.11. インドにおける人工知能と人的資本の変革

過去3～5年の間に、インド企業は実験的なAI導入段階を超え、全社規模での活用へと移行してきました。人事領域におけるAIの進化は、主に以下の3段階で進んでいます：

- **プロセス自動化** –履歴書のスクリーニング、チャットボットによる候補者対応、給与関連の問い合わせ対応、スケジューリングなど
- **意思決定支援**–データに基づく採用判断、離職リスクの予測、パフォーマンス分析など
- **予測型ワークフォース・インテリジェンス** –スキル需要の予測、後継者計画（サクセッション）のモデリング、人件費の最適化、学習投資対効果（ROI）の測定など

現在では、インドの大手企業やインドで事業を展開する多国籍企業が、従業員ライフサイクル全体にわたってAIを組み込んでいます：

従業員ライフサイクル全体における機会

人材採用	パフォーマンスおよび人材流動性	報酬およびリワード	学習およびキャリア	従業員リスニング	ウェルビーイング	退職
• 職務記述書の標準化 • スキルプロファイルと要件に基づく候補者スクリーニング • 候補者向けのパーソナライズされたメール作成 • 事前選考用の質問生成 • 面接フィードバックの要約 • 雇用契約書の作成 • オンボーディングに関する従業員の感情や不満の分析・統合	• パフォーマンス目標の定義および文書化 • 360 度フィードバックの要約と育成領域の提案 • 将来のパフォーマンス予測および個別最適化された育成計画の提案 • AI 駆動型の機会（オポチュニティ）マーケットプレイス • リアルタイムでガイダンスを提供するインテリジェントアシスタント／チャットボット	• 新入社員向けのパーソナライズされた福利厚生プランの作成 • 役割ベース(社内外データ)のための福利厚生ガイドを作成する • 従業員の希望に沿った報酬および表彰プログラムを設計する • 公開データを用いたスキルベースの報酬ベンチマーキング • リアルタイムのガイダンスを提供するインテリジェントアシスタント/チャットボット	• 個別最適化された学習パスおよびカリキュラムの設計 • 個々に合わせた学習体験を提供する適応型学習パス • 新たな動画コンテンツや学習ガイドの生成 • 標準的な職務向けのトレーニングコンテンツ作成 • スキル習得のためのシミュレーション作成 • 研修フィードバックの分析による改善提案	• サーベイやソーシャルメディアデータの分析による従業員の感情把握 • 行動改善を促す働きかけの作成 • 360度カルチャー評価のための質問票作成 • 従業員エンゲージメント向上のためのチャットボット	• メンタルヘルスおよびウェルビーイングに関する個別最適化された提案 • 従業員の感情や課題（ペインポイント）に関するインサイトの要約	• 自然言語対応のデジタルアシスタントによるポリシー運用の自動化 • 退職に関する従業員からの問い合わせ対応 • 退職面談（エグジットインタビュー）の実施支援 • 優先度の高い離職傾向グループの要約 • 退職者サーベイの結果の統合・分析 • カスタマイズされた人材定着（リテンション）戦略の提案

この変革は、インドのように人材の規模が利点であると同時にマネジメント上の課題でもある国にとって極めて重要です。AIは、インド企業が人事（HR）部門の人員を大幅に増やすことなく、大規模な労働力を管理できるようにし、生産性の向上を実現します。

政策とリーダーシップのシグナル：インドのAI野望

インドがグローバルなAIハブになる意図は、政策の方向性、官民連携、国際フォーラムを通じて強化されています。

ニューデリーで開催された「India AI Impact Summit」では、政策担当者、テクノロジーリーダー、グローバル投資家が集まり、インドのAIロードマップを提示しました。議論では、多言語対応AIモデル、包括的な導入フレームワーク、計算インフラ、人材移行戦略が強調されました。

並行して、「ET NexTech Human Capital Summit」のようなリーダーシップフォーラムでは、各業界のCEOやCHROが、AIをコアなタレント戦略に統合する事例が示されました。「AIはITの取り組み」という見方から、「AIは企業変革のレバー」という認識へと明確にシフトしています。

企業レベルでは、タタ・コンサルタンシー・サービシズ（Tata Consultancy Services）のK. Krithivasan 氏が、AI導入を「文明的な変化（civilizational shift）」と公言し、従来の収益モデルを揺るがす可能性があってもAI主導の変革を受け入れるよう企業に呼びかけています。これは、インド企業全体でAIによる構造変化の成熟した受容が進んでいることを示します。

投資家にとって、このリーダーシップの整合性は、政策上の不確実性と実行リスクを低減します。

AIと半導体推進：人材が中核

インドのAI戦略は、半導体政策と切り離すことはできません。国内のチップ製造・設計の推進により、ディープテック人材への前例のない需要が生まれています。

AIはここで二つの役割を果たします：

- **オペレーショナルな役割:** AIはチップ設計の自動化、歩留まりの最適化、製造設備の予知保全を加速します
- **人材面の役割:** AI駆動の人事システムは希少な専門家の特定、スキル評価、加速型トレーニングパイプラインの構築を支援します

インドの半導体拡大は、政府のインセンティブやグローバルパートナーシップに支えられ、設計エンジニア、組み込みシステム専門家、材料科学者の争奪戦を激化させています。そのため、AIによる人材計画は、この分野に参入する企業にとって必須となっています。

海外投資家にとっても、インドのAI導入が単独の取り組みではなく、産業政策、製造戦略、人材パイプライン開発と密接に連動していることを示しています。

インドで事業を遂行する企業への示唆

インドにおけるAI主導の人材戦略の進化は、複数の戦略的な示唆をもたらします。

1. 大規模な事業展開における人材獲得の円滑化

AIを活用した採用と人的リソース分析により、新規事業の立ち上げにかかる時間が短縮されます。

2. コスト効率の高いスキル配置

データに基づいた人的リソース計画により、報酬と学習予算が最適化されます。

3. 強靭な人材サプライチェーンの構築

AIの予測モデルにより、特にAIエンジニアリングや半導体製造のような高成長分野における、スキル不足に対するリスクが低減されます。

4. 国家産業政策との統合

AIの導入は、インドのデジタル公共インフラ戦略と連携しており、長期的な政策の安定性を高めます。

G.12 インドの人的リソースにおける世代間の変化：Z世代とミレニアル世代の働き方の嗜好の進化

インドは今、人口構成における転換点に立っています。人口の65%以上が35歳未満であるこの国では、ミレニアル世代（1981～1996年生まれ）とZ世代（1997～2012年生まれ）という2つの主要な世代群で形成されています。

これらの世代は今や、インドの人的リソース、特にテクノロジー、金融サービス、製造、スタートアップ、そして新興デジタルセクターにおいて大きな割合を占めています。彼らの価値観は以前の世代とは大きく異なり、報酬体系、業務設計、リーダーシップモデル、キャリアパス、そして組織文化に影響を与えています。

キャリアの優先順位：安定性 vs. 目的意義 vs.成長

ミレニアル世代とZ世代は共に積極的でキャリア志向ですが、そのモチベーションには微妙な違いがあります。

ミレニアル世代：安定を伴う成長

ミレニアル世代は、急速な経済拡大、グローバリゼーション、そしてITセクターの成長期に社会人となりました。彼らのキャリアにおける関心の多くは、以下の要素のバランスを取ることにあります。

- 魅力的な報酬
- 体系的なキャリアアップ
- スキル開発
- 組織の安定性
- 雇用主のブランド評価

多くのミレニアル世代は、評価の高い組織内での昇進と長期的なキャリア形成を優先します。

Z世代: 柔軟性を伴う目的意義

対照的に、Z世代はより目的意義を重視し、柔軟性を志向します。主なテーマは以下の通りです。

- 個人の価値観と一致する意義ある仕事
- 迅速なスキル習得
- アントレプレナーシップ、あるいはポートフォリオ型のキャリア
- 心理的安全性とインクルーシブ（包摂的）な職場
- 転職や方向転換など、さまざまなキャリアパスに対する高い受容性

Z世代の従業員は、従来のヒエラルキーに疑問を投げかけ、在職期間よりも自律性を優先する傾向があります。

報酬：給与からトータル・エクスペリエンスへ

報酬に対する期待は、世代間の対比を明らかにします。

ミレニアル世代は、給与の増加と業績連動型のインセンティブを優先する傾向があります。この世代の多くの人は住宅購入、家族への責任、長期的な投資といった経済的な責任を伴うライフステージにあります。そのため、安定性と明確な報酬の増加が重要事項となります。

Z世代も給与を重視しますが、報酬をより包括的に評価します。「トータル・リワード（総報酬）」の概念がより大きな重みを持ち、柔軟性、スキル習得支援、デジタルツール、メンタルヘルスサポート、そして目的志向の組織アイデンティティが、給与額と並んで評価されます。特に報酬体系の透明性は重要であり、不透明なシステムや不公平感は、若い従業員の信頼を損なう傾向があります。

この変化は、組織が固定給や変動給といった枠組みを超えて、価値提案を明確に示さなければならないことを示唆しています。

柔軟性とワークライフインテグレーション

おそらく最も顕著な世代間の共通点は、柔軟性に対する期待にあります。しかし、その度合いは世代によって異なります。

ミレニアル世代は、キャリアアップと家庭の責任との両立を図る中で、ハイブリッドな勤務形態を評価します。多くは体系化されたオフィス環境に慣れていますが、その中に柔軟性が組み込まれていることを好みます。予測できる事は重要であり、柔軟性は生産性と生活のバランスを最適化する仕組みと見なされることが多いです。

Z世代は、リモートワークが広く導入された時期、あるいはその後に社会人となったため、柔軟性を福利厚生ではなく基本的な条件と見なすことがあります。彼らはデジタルプラットフォームを通じた共同作業に慣れており、スケジュールの自律性や成果に基づいた評価を基準に雇用主を評価します。この世代にとって、柔軟性は信頼と密接に結びついており、明確な根拠なく画一的な出社を強制する組織は、エンゲージメントを損なうリスクがあります。

長期的な示唆として、働き方のデザインそのものが進化しなければならないことが挙げられます。柔軟性はもはや一時的な便宜ではなく、現代の雇用の基本的な構造となっています。

ロイヤリティ、流動性、そして離職パターン

世代間の違いは、在職期間のパターンに特に顕著に現れています。

ミレニアル世代は、ほどほどの職業流動性を示します。より良い報酬や昇進のために転職することはありますが、成長の道筋が見え、組織文化が安定している組織には留まることが多いです。キャリアの継続性とブランドの信頼性は、重要なポイントとなっています。

Z世代は、著しく高い職業流動性を示します。特に学びが停滞したり、文化的なミスマッチが生じたりした場合、在職期間はどんどん短くなります。この世代は、スタートアップ、フリーランスの仕事、あるいはポートフォリオ型のキャリアを模索することに積極的です。起業や副業は、リスクのある行動ではなく、専門職への有効な道筋と見なされています。

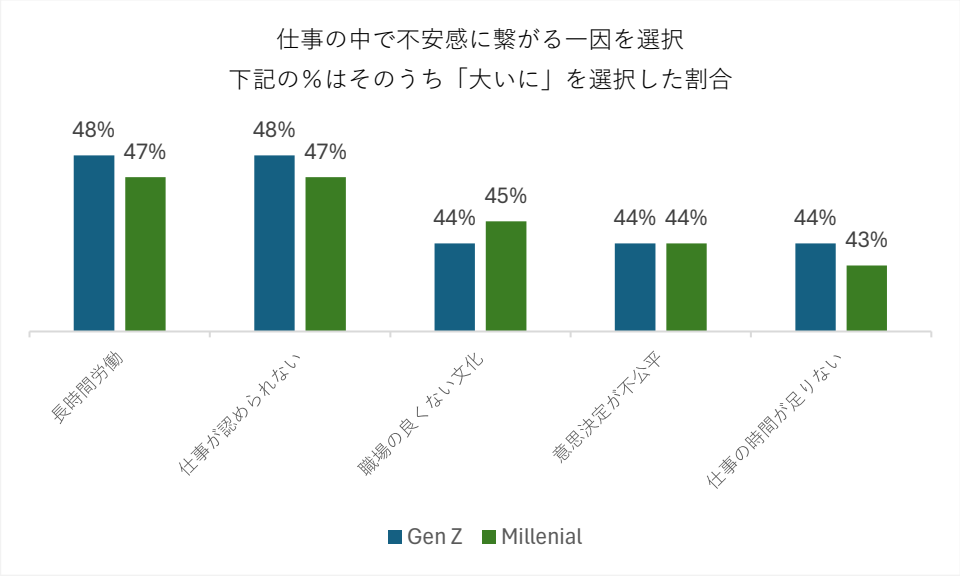
また、重要な点として、Z世代のエンゲージメント低下は、単なる金銭的な条件の不満よりも、目的との不一致、心理的安全性の欠如、不十分なフィードバックといった無形の要因によるものが多いです。したがって、人材定着戦略は、給与のベンチマーキングにとどまらず立てる必要があります。

メンタルヘルスと心理的安全性

メンタルヘルスに対する姿勢は、世代間によって大きく違います。Z世代は、ストレス、燃え尽き症候群、不安について驚くほど率直です。彼らは、カウンセリングへのアクセス、ウェルネス休暇、共感的なマネジメントといった制度的な支援システムが、組織文化に組み込まれていることを期待します。

ミレニアル世代も、特にキャリアアップと生活の責任という二重のプレッシャーに直面する中で、仕事のストレスを感じています。しかし、明確な昇進の見込みがあれば、高い業務負荷があったとしても、乗り越えていける傾向があります。

組織にとって、心理的安全性はもはや付随的なものではなく、両世代のエンゲージメントの中核をなすものとなっています。



出典: Deloitte 2025 Gen Z and Millennial survey

リーダーシップへの期待：権威から信頼性へ

従来の階層的なリーダーシップモデルは、変化を求められています。ミレニアル世代は、経験豊富なリーダーからのメンターシップや体系的な指導を重視することが多いです。建設的なフィー

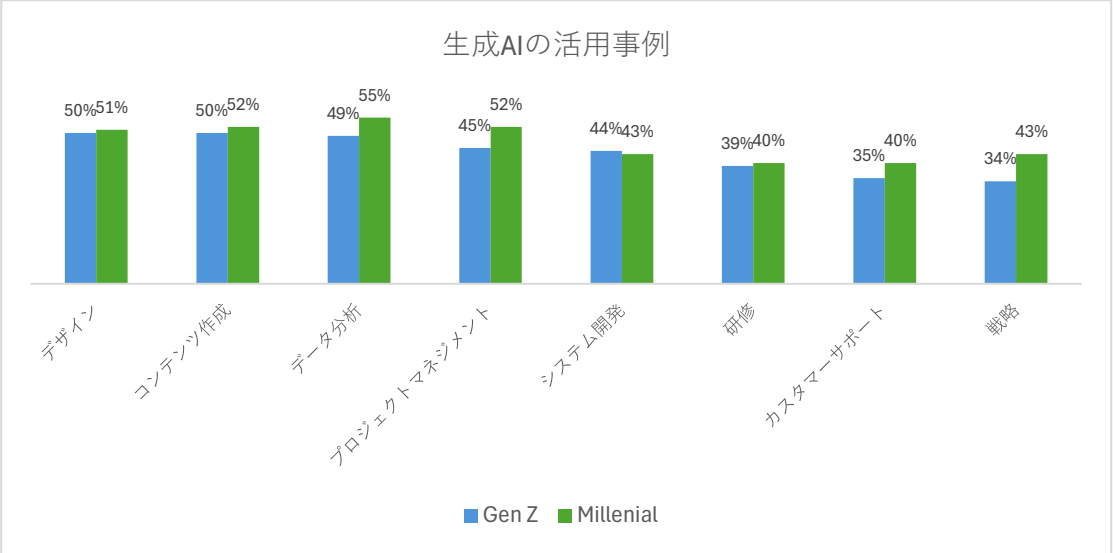
ドバックと目に見える評価は、彼らのモチベーションの要因となります。

Z世代は、専門知識を重視しつつも、透明性と信頼性を期待します。リーダーシップの信頼性は、役職よりも行動、すなわち倫理的な振る舞い、インクルーシビティ、アクセシビリティ、そしてコミュニケーションの明確さから生まれます。命令・管理型の構造よりも、コーチング志向のリーダーシップスタイルの方が効果的です。

したがって、多世代が共存する職場では、戦略的な権威と共感的なエンゲージメントのバランスを取ることができるリーダーが求められます。

AIが普及した経済におけるデジタルネイティブ

キャリアの途中でデジタルに適応した以前の世代とは異なり、Z世代は最初からデジタル化された環境で育ちました。クラウドコンピューティング、モバイルファーストのエコシステム、アルゴリズムに基づくプラットフォーム、そしてAI搭載のアプリケーションは、学ぶべき革新ではなく、彼らにとって当然の前提条件です。



出典: Deloitte 2025 Gen Z and Millennial Survey

85%のZ世代と85%のミレニアム世代 がインドでは日々の業務で生成AIを活用しています

結論：多世代が共存するインド市場に対応する組織設計

インドの経済は、組織がミレニアル世代とZ世代の進化する期待にどれだけ応えられるかによって変化する可能性があります。この変化は、ある世代の考え方を別の世代に押し付けるものではなく、安定性と機敏性、構造と柔軟性、そして金銭的報酬と目的意識を統合することにあります。

この環境で成功する組織は、以下の点を実行する組織でしょう。

- 柔軟性を構造的に組み込む
- 給与のみではないトータル・リワード（総報酬）を再考する
- 継続的な学習エコシステムを構築する
- デジタルインフラを最新化する
- 企業のアイデンティティを社会的責任と一致させる

そうすることで、企業は人材を引きつけて定着させるだけでなく、世界で最も若い労働力が持つ生産性とイノベーションの可能性を最大限に引き出すことができるでしょう。

略語

AA	Advance Authorization / 事前承認制度
AD Bank	Authorised Dealer Bank / 公認取引銀行
AE	Associated Enterprise / 関連者
AEO	Authorised Economic Operator / 認定事業者
AI	Artificial Intelligence / 人工知能
AICTE	All India Council for Technical Education / 全インド技術教育協議会
AIF	Alternative Investment Fund / オルタナティブ投資ファンド
ALP	Arm's length price / 独立企業間価格
AMT	Alternate Minimum Tax / 代替最低税
AOP	Association of Persons / 個人や法人の集合体、インド所得税の納税義務者
APA	Advance Pricing Agreement / 事前確認制度
AR	Augmented Reality / 拡張現実
ASEAN	The Association of Southeast Asian Nations / 東南アジア諸国連合
AUM	Assets under management / 運用資産
AVGC	Animation, Visual Effects, Gaming, and Comics / アニメーション、視覚効果（VFX）、ゲーム、コミック
BCD	Basic Custom Duty / 輸入される商品に対して課される基本関税
BCG	Boston Consulting Group / ボストン・コンサルティング・グループ
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting / 税源浸食と利益移転
BESS	Battery Energy Storage Systems / バッテリーエネルギー貯蔵システム
BFAR	Board for Advance Rulings / 事前裁定委員会
BO	Branch Office / 支店

略語

BOPIS	Buy Online Pick In Store / ECで購入した商品を実店舗で受け取ること
BORIS	Buy Online Return In Store / ECで購入した商品を実店舗で返品すること
BPCL	Bharat Petroleum Corporation Ltd / バーラト・ペトロリアム（石油会社）
BRSR	Business Responsibility and Sustainability Report / サステナビリティレポート
C&I	Commercial And Industrial / 商業および産業
CA	Competent Authority / 権限ある当局
CAD	Current Account Deficit / 経常収支赤字
CAGR	Compound Annual Growth Rate / 年間平均成長率
CB	Corporate Bond / 会社が必要な資金を借り入れるために発行する債券・有価証券
CBG	Compressed Bio Gas / 圧縮バイオガス
CBAM	Carbon Border Adjustment Mechanism / 炭素国境調整メカニズム
CbCR	Country-by-country Reporting / 国別報告書
CBDT	Central Board of Direct Taxes / 直接税中央委員会
CBIC	Central Board of Indirect Taxes and Customs / 間接税及び関税中央委員会
CCDs	Compulsory Convertible Debentures / 強制転換社債
CCI	Competition Commission of India / インド競争委員会
CCPS	Compulsory Convertible Preference Shares / 強制転換優先株式
CCUS	Carbon Capture, Utilization, and Storage / 二酸化炭素回収・利用・貯留
CDP	Carbon Discloure Project / カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
CDSCO	Central Drugs Standard Control Organization / インド中央医薬品基準管理機構
CECA	Comprehensive Economic Cooperation Agreement / 包括的経済協力協定

略語

CEPA	Comprehensive Economic Partnership Agreement / 包括的経済連携協定
CFC	Controlled Foreign Corporation / タックスヘイブン対策税制の対象となる被支配外国法人
CGD	City Gas Distribution / 都市ガス供給事業
CGTMSE	Credit Guarantee Fund Trust for Micro and Small Enterprises / 小規模・零細企業向け信用保証基金
CPSEs	Central Public Sector Enterprises / 中央政府系企業
CIT	Commissioner of Income Tax / 所得税コミッショナー
CNG	Compressed Natural Gas / 圧縮天然ガス
COC	Certificate of Coverage / 適用証明
COP	Conference of the Parties / 締約国会議
CPE	Customer Premise Equipment / 顧客構内機器
CPI	Consumer Price Index / 消費者物価指数
CS	Computer Science / コンピュータサイエンス
CSR	Corporate Social Responsibility / 企業の社会的責任
CTT	Commodities Transaction Tax / 商品取引税
DDU-GKY	Deen Dayal Upadhyaya Grameen Kaushalya Yojana / ディーン・ダヤル・ウパディヤヤ農村技能開発計画
DESH Bill	Development of (Enterprise and Service) Hubs Bill / (製造およびサービスの) ハブ法案
DGIT	Directorate General of Income Tax / 所得税総局
DISCOM	Distribution Company / 流通会社・配送会社
DPB	Data Protection Board / データ保護委員会
DPIIT	Department for Promotion of Industry and Internal Trade / インド商工省産業国内取引促進局

略語

DTAA	Double Taxation Avoidance Agreement / 租税条約
E&P	Exploration & Production / 探鉱・開発・生産
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, And Amortization / 利子・税金・減価償却前利益
ECB	External Commercial Borrowings / 対外商業借入
ECMS	Electronics Components Manufacturing Scheme / 電子部品製造促進スキーム
EoDB	Ease of Doing Business
EOU	Export Oriented Unit / 輸出指向型ユニット
EPC	Engineering, Procurement and Construction / 設計、調達、建設
EPCG	Export Promotion Capital Goods / 輸出促進資本財
EPF Act	Employees Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952 / 1952年従業員積立基金および雑則法
ER&D	Engineering Research and Development / 工学研究開発
ERP	Enterprise Resource Planning / 基幹業務システム
ESG	Environmental, Social and Governance / 環境、社会、ガバナンス
ESI	Employee's State Insurance / 従業員州保険制度
ESS	Energy Storage System / エネルギー貯蔵システム
EU	European Union / 欧州連合
EUR	Euro / ユーロ
EV	Electric Vehicles / 電気自動車
FDI	Foreign Direct Investment / 外国直接投資
FEMA	Foreign Exchange Management Act, 1999 / 1999年外国為替管理法
Firm	Partnership firm / パートナーシップファーム

略語

FMCG	Fast-moving consumer goods / 日用消費財
FME	Fund Management Entity / ファンド管理会社
FPF	Foreign Pension Funds / 外国年金基金
FPI	Foreign Portfolio Investment / 外国ポートフォリオ投資
FRO	Foreigners Registration Office / 外国人登録事務所
FRRO	Foreign Regional Registration Offices / 外国人登録局
FS	Financial services / 金融サービス
FSI	Floor Space Index / 床面積指数
FTP	Foreign Trade Policy / 外国貿易政策
FVCI	Foreign Venture Capital Investor / 外国ベンチャーキャピタル投資家
FY	Fiscal Year / Financial Year / 会計年度
GAAR	General Anti-Avoidance Rule / 一般的租税回避行為計算否認規定
GATT	General Agreement on Tariff and Trade / 関税 および 貿易 に関する一般協定
GBP	Great Britain Pound / イギリスポンド
GCC	Global Capability Centres / グローバル・ケイパビリティ・センター
GDP	Gross Domestic Product / 国内総生産
GeM	Government e-Marketplace /政府電子調達プラットフォーム
GH	Green Hydrogen / グリーン水素
GHG	Green House Gas / 温室効果ガス
GIC	Global In-house Centre / グローバル・インハウス・センター
GIFT	Gujarat International Finance Tec-City / グジャラート国際金融テックシティー

略語

GIR	Global Information Return / グローバル情報申告
GNA	General Network Access / 一般ネットワークアクセス
GNPA	Gross Non-Performing Asset / グロス非運用資産
Green OA	Green Open Access / グリーンオープンアクセス
GST	Goods and Services Tax / 物品・サービス税
GSTN	Goods and Services Tax Network / 物品・サービス税ネットワーク
GTM	Go-To-Market / 市場展開戦略
GW	Gigawatt / ギガワット（10億ワット）
GWh	Gigawatt Hour / ギガワット時
HH	Household / 世帯
HO	Head Office / 本社
HPCL	Hindustan Petroleum Corporation Ltd / ヒンドゥスタン･ペトローリアム(統合石油精製･マーケティング会社)
HR	Human Resource / 人的資源・人材
HTM	Held-to-maturity / 満期保有目的
ICAI	The Institute of Chartered Accountants of India / インド勅許会計士協会
IFSC	International Financial Services Centre / 国際金融サービスセンター
IFSCA	International Financial Services Centres Authority / 国際金融サービスセンター機構
IG	International Group / 国際グループ
IHC	Intermediate Holding Company / 中間持株会社
IMF	International Monetary Fund / 国際通貨基金

略語

Indian TP Regulations	Section 92 of the Income-tax Act, 1961 (“the Act”) read along with Rules 10A to 10E of the Income-tax Rules, 1962 (“the Rules”) [collectively referred to as the“transfer pricing regulations” or “the Regulations. / 1961年所得税法（「法」）第92条は、1962年所得税法（「規則」）第10Aから第10Eまでと合わせ読むと、「移転価格規則」または「規則」と総称されます。
INR	Indian Rupee / インド・ルピー
IOCL	Indian Oil Corporation Ltd / インディアンオイル（石油会社）
IoT	Internet of Things / モノがインターネット経由で通信すること
IPP	Independent Power Producers / 独立系発電事業者
IPRs	Intellectual Property Rights / 知的財産権
IRA	Indian Revenue Authorities / インド歳入局
IRDA Act	Insurance Regulatory Development Authority Act, 1999 / 1999年保険規制開発機構法
IRDAI	Insurance Regulatory and Development Authority of India / インド保険規制開発局
I-REC	International Renewable Energy Certificate / 国際的再生可能エネルギー電力証書
ISTS	Inter State Transmission System / 州間送電システム
ISM	India Semiconductor Mission ／インド半導体ミッション
IP	Intellectual property / 知的財産
IPO	Initial Public Offering / 新規株式公開
IT	Information Technology / 情報技術
IIoT	Industrial Internet of Things / 産業用IoT
ITA	Income-tax Act / インド所得税法
ITeS	Information Technology Enabled Services / 情報技術活用サービス
ITC	Input Tax Credit / 仕入税額控除

略語

IW	International Worker / 国際労働者
JV	Joint Venture / 合弁会社
KPIs	Key Performance Indicators / 主要業績評価指標
KM	Kilometre / キロメートル
kWh	Kilowatt Hour / キロワット時
KYC	Know-Your Client / 顧客デューデリジェンス（本人確認）
LGBTQIA+	Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer/Questioning, Intersex, and Asexual, others / セクシュアル・マイノリティ
LIBOR	London Inter-Bank Offer Rate / ロンドン銀行間取引金利
LMS	Learning Management System / 学習管理システム
LNG	Liquefied Natural Gas / 液化天然ガス
LO	Liaison Office / 駐在員事務所
LOB	Limitation of Benefits / 特典制限条項
LODR	Listing Obligations and Disclosure Requirements / 上場義務・開示要件
M&A	Merger and Acquisition / 合併と買収
MAP	Mutual Agreement Procedure / 相互協議手続
MAT	Minimum Alternate Tax / 最低代替税
MF	Mutual Fund / 複数の投資家が資金を提供し共同で運用を行う投資信託
MFN	Most Favoured Nation / 最恵国
ML	Machine Learning / 機械学習
MLI	Multilateral convention to implement tax treaty-related measures to prevent BEPS / BEPS防止措置実施条約
MMT	Million Metric Tonnes / 百万メートルトン（1メートルトン＝1トン＝1,000kg）

略語

MMT	Million Metric Tonnes / 百万メートルトン（1メートルトン＝1トン＝1,000kg）
MMTPA	Million Metric Tonnes Per Annum / 年間百万メートルトン
MNC	Multinational Corporation / 多国籍企業
MOOWR	Manufacturing And Other Operations in Warehouse Regulations / 倉庫における製造およびその他事業に関する規制
MoRTH	Ministry of Road Transport and Highways / 道路運輸高速道路省
MOSPI	Ministry of Statistics and Programme Implementation / 統計・計画実施省
MRO	Maintenance, Repair and Operations / 保守・修理・運用
MSME	Micro, Small & Medium Enterprises / 零細・中小企業
MT	Metric Ton / メートルトン（1メートルトン＝1トン＝1,000kg）
MTPA	Million Tonnes Per Annum ／ 年間100万トン
MVT	Medical Value Tourism / 医療ツーリズム
MW	Megawatt / メガワット
NAPS	National Apprenticeship Promotion Scheme / 国家見習い促進制度
NASSCOM	National Association of Software Companies / 全国ソフトウェアサービス企業協会
NBFC	Non-Banking Financial Company / ノンバンク金融会社
NCD	Non-convertible Debentures / 非転換社債
NCLT	National Company Law Tribunal / 国立会社法審判所
NCR	National Capital Region / 首都圏
NFRA	National Financial Reporting Authority / 国家財務報告機構
NGHM	National Green Hydrogen Mission / 国家グリーン水素ミッション
NGRBC	National Guidelines on Responsible Business Conduct / 国家責任あるビジネス行動指針

略語

NHM	National Hydrogen Mission / 国家水素ミッション
NIIP	National Infrastructure Pipeline / ナショナル・インフラ・パイプライン
NIPERS	National Institutes of Pharmaceutical Education and Research / 国立医薬品教育研究所
NLP	National Logistics Policy / 国家物流政策
NMP	National Monetaisation Plan / 国家資産活用計画
NOC	No Objection Certificate / 同意書
NPA	Non-Performing Asset / 不良債権
NPPA	National Pharmaceutical Pricing Authority / 国家医薬品価格局
NRL	Numaligarh Refinery Limited / ヌマリガル・リファイナリー
NSDC	National Skill Development Corporation ／ 国家技能開発公社
OBUs	Offshore Banking Units / オフショア銀行ユニット
OCI	Overseas Citizen of India / 海外国籍をもち、インドの永住権を保持する市民
ODI	Offshore Derivative Instruments / オフショア派生商品
OECD	The Organisation for Economic Cooperation and Development / 経済協力開発機構
OEM	Original Equipment Manufacturer / 相手先ブランド製造者
OIDAR	Online Information and Database Access or Retrieval ／ オンライン情報・データベース提供サービス
OMC	Oil Marketing Companies / 石油販売会社
ONGC	Oil And Natural Gas Corporation / 石油天然ガス公社
OT	Operation Theatre / 手術室
OTT	Over-the-Top / インターネット配信サービス

略語

PAN	Permanent Account Number / 納税番号
PCIT	Principal Commissioner of Income Tax / 所得税主任コミッショナー
PE	Permanent Establishment / 恒久的施設
PF	Provident Fund / 公的積立基金
PIB	Press Information Bureau ／ インド政府報道情報局
PLI	Production Linked Incentive / 生産連動型インセンティブ
PMKVY	Pradhan Mantri Kaushal Vikas Yojana / 首相技能開発スキーム
PNG	Piped Natural Gas / パイプライン天然ガス
PNGRB	Petroleum and Natural Gas Regulatory Board / 石油・天然ガス規制委員会
PO	Project Office / プロジェクトオフィス
PoEM	Place of Effective Management / 事業の実質的管理の場所
POGA	Payment of Gratuity Act, 1972 / 1972年退職金支払い法
PPP	Public-Private Partnership ／ 官民パートナーシップ
PPT	Principal Purpose Test / 主要目的テスト
PRIP	Promotion of Research and Innovation in Pharma MedTech Sector ／ 医薬品・医療機器分野における研究・イノベーション促進スキーム
PROI	Person Resident Outside India /インド非居住者
PRS	Permanent Residency Status / 永住権
PSE	Public Sector Enterprise / 公共セクター企業
PSM	Payment Security Mechanism / 支払保証制度
PTA	Preferential Trade Agreement / 特恵貿易協定
QDMTT	Qualified Domestic Minimum Top-up Tax ／ 適格国内ミニマム課税

略語

QRMP	Quarterly Return Monthly Payment ／ 四半期申告・月次納付制度
R&D	Research And Development / 研究開発
RBI	Reserve Bank of India / インド準備銀行
RDI	Research, Development and Innovation ／ 研究・開発・イノベーション
RE	Renewable Energy / 再生可能エネルギー
REC	Renewable Energy Certificate / 再生可能エネルギー証書
RNOR	Resident but not ordinarily resident / 非通常の居住者
RoDTEP	Remission Of Duties and Taxes on Export Products/ 輸出品に対する関税及び課税の免除
ROI	Return on Investment ／ 投資利益率
ROO	Rules of Origin / 原産地規則
ROPIS	Reserve Online Pick In Store / ECで予約した商品を実店舗で受け取ること
RTC	Round-The-Clock / 24時間体制・終日
SAF	Sustainable Aviation Fuel / 持続可能な航空燃料
SAFTA	South Asian Free Trade Area / 南アジア自由貿易地域
SANKALP	Skills Acquisition and Knowledge Awareness for Livelihood Promotion/ 生計向上に向けた技能習得・知識啓発プログラム
SDTs	Specified Domestic Transactions / 特定内国取引
SEBI	Securities and Exchange Board of India / インド証券取引委員会
SECI	Solar Energy Corporation of India Limited / インド太陽エネルギー公社
SEP	Significant Economic Presence / 重要な経済的存在
SEZ	Special Economic Zone / 経済特別区
SGST	State Goods and Services Tax / 州物品・サービス税
SHR	Safe Harbour Rules / セーフハーバールール

略語

SIDBI	Small Industries Development Bank of India / インド小規模産業開発銀行
SIGHT	Strategic Interventions for Green Hydrogen Transition Programme / グリーン水素移行のための戦略的介入プログラム
Skill India	Skill India Mission / スキルインディアミッション
SLR	Statutory Liquidity Ratio / 法定流動性比率
SPECS	Scheme for Promotion of Manufacturing of Electronic Components and Semiconductors / 電子部品および半導体製造促進計画
SPMEPCL	Scheme to Promote Manufacturing of Electric Passenger Cars in India / インド電動乗用車製造促進スキーム
SPR	Strategic Petroleum Reserve / 戦略的石油備蓄
SPV	Special Purpose Vehicle / 特別目的事業体
SSA	Social Security Agreement / 社会保障協定
STEM	Science, Technology, Engineering, and Mathematics / STEM分野（科学・技術・工学・数学）
STT	Securities Transaction Tax / 証券取引税
SWF	Sovereign Wealth Funds / 政府系投資基金、主権富裕基金
TCS	Tax Collected at Source / 源泉徴収税
TDS	Tax Deducted at Source / 源泉所得税
The Act	Income Tax Act, 1961 / 1961年所得税法
TP	Transfer Pricing / 移転価格
TRC	Tax Residence Certificate / 居住者証明書
TReDS	Trade Receivables Discounting System / 売掛債権電子割引システム
TTR	Tax Transparency Report / 税務透明性報告書
TY	Tax year / 課税年度
UAD	Unabsorbed depreciation / 繰越減価償却費

略語

UAE	United Arab Emirates ／ アラブ首長国連邦
UAPA	Unilateral Advance Pricing Agreement / 一国間事前確認制度
UK	United Kingdom / イギリス
ULIP	Unified Logistics Interface Platform ／統合物流インターフェース・プラットフォーム
UN	United Nation / 国連
US	United States / 米国
US$	United States Dollar / 米ドル
UTs	Union Territories ／ 連邦直轄領
VAT	Value-Added Tax / 付加価値税
VC	Venture Capital / ベンチャーキャピタル
VDA	Virtual Digital Asset / 仮想デジタル資産、狭義には仮想通貨を指す
VGF	Viability Gap Funding / 事業性採算性を確保するための政府支援
VPPA	Virtual Power Purchase Agreement / 仮想電力購入契約
VR	Virtual Reality / 仮想現実
WCO	World Customs Organisation / 世界税関機構
WDV	Written Down Value / 評価減（簿価の一部）後の価値
WHT	Withholding Tax / 源泉徴収
WOS	Wholly Owned Subsidiary / 完全子会社
WTO	World Trade Organization / 世界貿易機関
YTM	Yield-to-maturity / 最終利回り

参考

https://www.investindia.gov.in/sector/retail-E-commerce

https://www2.deloitte.com/in/en/pages/about-deloitte/articles/future-of-retail.html, Deloitte analysis

https://www.livemint.com/companies/news/tier-2-3-regions-grab-a-larger-pie-of-e-com-market-11671380417276.html

https://foodprocessingindia.gov.in/information/details/foreign-direct-investment

https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=191486

https://www.cnbctv18.com/lifestyle/india-luxury-market-worth-200-billion-dollars-by-2030-16619841.htm

https://www.makeinindia.com/sector/tourism-and-hospitality

https://ficci.in/api/sector_details/40

https://tourism.gov.in/sites/default/files/2023-02/MOT percent20Annual percent20Report_2022-23_English.pdf

https://www.investindia.gov.in/sector/tourism-hospitality#:~:text=Tourism percent20and percent20Hospitality percent2C percent20as percent20one,job percent20creation percent20and percent20rapid percent20development.

https://economictimes.indiatimes.com/industry/services/hotels-/-restaurants/hotel-industrys-contribution-to-indias-gdp-to-hit-1-trillion-by-2047-hai/articleshow/102870459.cms?from=mdr

https://tourism.gov.in/about-us/divisions/infrastructure-development-division-idd

https://www.ibef.org/industry/tourism-hospitality-india

https://www.investindia.gov.in/sector/automobile

https://www.autopunditz.com/post/indian-passenger-vehicle-export-analysis-fy2023

https://www.grandviewresearch.com/industry-analysis/india-automotive-market

https://www.methanol.org/wp-content/uploads/2020/04/EconomicAnalysis-of-Methanol_020929021.pdf

https://www.makeinindia.com/sector/automobiles

https://enterslice.com/learning/gst-on-hospitality-industry/

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (January–March 2021)

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (April to June, 2022)

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (Jan to March, 2022)

https://www2.deloitte.com/in/en/pages/tax/articles/deloitte-india-tax-publications.html

chrome- extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.indiabudget.gov.in/doc/memo.pdf

https://www.businesstoday.in/union-budget/story/union-budget-2024-govt-allocates-over-rs2400-cr-for-tourism-in-fy25-438393-2024-07-23)

https://www.hindustantimes.com/htcity/wellness/india-is-slowly-but-surely-climbing-its-way-to-the-top-as-a-medical-tourist-destination-say-experts-101719759824977.html)

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://tourism.gov.in/sites/default/files/2024-08/MOT percent20Annual percent20Report_2023-24_English percent20Final.pdf

https://cleanmobilityshift.com/policy-regulation/union-budget-2024-key-highlights-for-indias-electric-vehicle-industry/#:~:text=While percent20the percent20budget percent20estimate percent20was,of percent20electric percent20and percent20hybrid percent20vehicles. percent20Union percent20Budget percent202024: percent20Key percent20Highlights percent20F...

https://cleanmobilityshift.com/policy-regulation/union-budget-2024-key-highlights-for-indias-electric-vehicle-industry/#:~:text=While percent20the percent20budget percent20estimate percent20was,of percent20electric percent20and percent20hybrid percent20vehicles. percent20Union percent20Budget percent202024: percent20Key percent20Highlights percent20F...

https://www.business-standard.com/economy/news/india-s-fdi-inflows-drop-3-to-44-b-in-fy24-manufacturing-sector-down-18-124053001043_1.html

https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2114919&reg=3&lang=2

https://www.businesstoday.in/auto/story/auto-pli-gets-boost-of-rs-2818-crore-in-union-budget-2025-2...

https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2121826&reg=3&lang=2

https://www.pib.gov.in/PressNoteDetails.aspx?NoteId=155094&ModuleId=3&reg=3&lang=2

https://www.ibef.org/industry/tourism-hospitality-india

問い合わせ先

intax@deloitte.com（日本語・英語）

Deloitte.

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトゥシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。
本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。
また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。